

2020年度

事業報告書

第32号

目 次

はじめに	4
第一部 概況	9
(一) 法人の基本的な性格等	9
1. 一般社団法人	9
2. 認定金融商品取引業協会（自主規制機関）	9
3. 認定個人情報保護団体	10
4. 国からの委任事務（外務員登録事務）	10
5. 会員構成	10
(二) 協会の概要	10
1. 本協会の目的	10
2. 会員等の状況	10
3. 法人組織の状況	10
4. 総会、理事会等の開催状況等	10
(三) 本協会所管金融商品取引の概況	11
1. 2020年4月から12月まで	11
2. 2021年1月から3月まで	12
第二部 事業計画の概要	14
第三部 法人管理関係	18
(一) 事務局の概要	18
1. 組織・人員等	18
2. 所在地	18
(二) 災害対策関係、事業継続計画等	19
(三) 事務局における個人情報の取扱い	19
(四) 職員資質向上	19
(五) 法人管理の適正化	20
1. 最近における取組み	20
2. 内部管理規則の整備	20
(六) 電子情報技術（IT）の活用及びセキュリティの確保	20
1. 一般向け協会ホームページ	20
2. 会員・特別参加者専用サイト（Kinsaki-net）	21
3. 事務局システム	22
4. 外務員統合管理システム	22
5. 機械化会計	22
6. 預託金管理システム	23
7. 統計データ処理環境	23
(七) 各種刊行物の刊行等 ―刊行物の電子化及びオンデマンド出版化―	23
1. 刊行物刊行事業の概要と電子化への取組み	23
2. 各種刊行物の状況	23
第四部 事業実施関係	25
(一) 自主規制実施関係	25
1. 会員監査及びモニタリング	25
2. 会員及び外務員処分関係	30

3.	反社会的勢力への対応	...	3 0
4.	マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応	...	3 1
5.	無登録業者に関する施策	...	3 1
6.	高齢者との取引への対応	...	3 1
(二)	外務員登録関係及び内部管理責任者関係	...	3 1
1.	外務員登録の実施等	...	3 1
2.	外務員資格試験及び外務員資格更新研修試験	...	3 2
3.	内部管理責任者関係	...	3 2
4.	外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者 資格試験の実施状況	...	3 2
(三)	自主規制ルール関係	...	3 3
1.	自主規制ルールの制定改正手続き等	...	3 3
2.	商品別の自主規制審議体組織	...	3 4
3.	2020 年度における定款の変更及び自主規制ルールの制定改正等	...	3 5
4.	F X取扱会員における為替リスク管理態勢の課題への対応	...	3 7
(四)	苦情・相談、あっせん事業	...	3 9
(五)	サイバーセキュリティ	...	3 9
(六)	会員の教育研修事業	...	4 1
(七)	調査統計	...	4 2
1.	調査統計事業の状況	...	4 2
2.	顧客損益状況調査	...	4 4
(八)	投資教育	...	4 4
1.	投資教育事業計画	...	4 4
2.	投資教育事業の3つの柱	...	4 4
3.	事業内容	...	4 5
4.	投資教育に関する国際機関との連携	...	4 6
(九)	学術連携事業の状況	...	4 6
1.	投資（家）行動の実証分析	...	4 6
2.	F X取引における法的構造	...	4 6
(十)	行政機関・内外の自主規制機関等との関係	...	4 6
1.	行政庁との意見交換	...	4 6
2.	他の自主規制機関等との協調	...	4 7
3.	その他	...	4 7
第五部	財務の概況と課題	...	4 9
(一)	2020 年度決算について（2020 年度収支計算書ベース）	...	4 9
(二)	中期的な財務均衡の必要性	...	4 9
(三)	資産管理運用規程第5条に基づく資産管理運用報告	...	5 2
(四)	監査法人による監査等	...	5 4
第六部	その他	...	5 6
(一)	会員等の状況	...	5 6
1.	会員、特別参加者の状況	...	5 6
(1)	会員、特別参加者の状況	...	5 6
(2)	会員一覧	...	5 6
(3)	特別参加者一覧	...	6 1

2. 役員等の状況	・・・	6 1
（１） 役員	・・・	6 1
（２） 委員会等委員	・・・	6 2
（３） 部会等	・・・	6 3
（二） 事業報告書付属明細書	・・・	6 6

（事業報告書資料編）

別紙 1 金融先物取引業協会の系譜	・・・	6 8
別紙 2 金商法施行後の体制整備等（内部留保の推移、財務運営等を含む。）	・・・	7 4
別紙 3 総会・理事会・委員会等の開催・審議内容等	・・・	8 2
別紙 4 2020 年度会議日程（実施及び予定）	・・・	8 7
別紙 5 一般社団法人金融先物取引業協会の活動状況	・・・	8 9
別紙 6 一般社団法人金融先物取引業協会組織図	・・・	1 0 1
別紙 7 Kinsaki-net 概要	・・・	1 0 3
別紙 8 2020 年度（2020 年 4 月～2021 年 3 月）監査結果	・・・	1 0 4
別紙 9 2020 年度における外務員の登録事務の状況等	・・・	1 0 5
別紙 1 0 外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者 資格試験の実施状況	・・・	1 0 6
別紙 1 1 F X取引に関するこれまでの主な施策	・・・	1 0 7
別紙 1 2 あっせん・苦情・相談処理状況	・・・	1 1 4
別紙 1 3 協会開催セミナー・説明会等の開催状況	・・・	1 1 5
別紙 1 4 協会事務局への統計等に関する定期報告（2021 年 3 月 3 1 日現在）	・・・	1 2 2
別紙 1 5 所管金融商品取引の状況（マッピング）	・・・	1 2 3
別紙 1 6 投資教育事業計画	・・・	1 2 5
別紙 1 7 投資家教育国際フォーラム (IFIE) の概要	・・・	1 2 9
別紙 1 8 他の自主規制機関等との協調	・・・	1 3 1
別紙 1 9 2020 年度収支計算書の概要	・・・	1 3 3
別紙 2 0 本協会の会費の構造と内部留保活用による財務運営	・・・	1 3 4
別紙 2 1 - 1 2023 年度までの試算（2021 年度予算ベース、2020 年度 決算織込み済み）現行ベース	・・・	1 3 5
別紙 2 1 - 2 2023 年度までの試算（2021 年度予算ベース、2020 年度 決算織込み済み）見直し案	・・・	1 3 6
別紙 2 2 2020 年度資産管理運用状況報告	・・・	1 3 7

はじめに

この度、一般社団法人金融先物取引業協会（以下「本協会」という。）では、2020年度の事業報告書を取りまとめましたので、ご報告します。

本協会では、従前より、自主規制機関として各般の自主規制の制定・実施に加え、会員監査や、国から委託された外務員登録事務処理、各般の統計調査など、経常的な業務においても適正かつ効率的で、会員の皆様の意見を尊重する執行に努めているところですが、2020年4月以降については、以下のとおり各種取組み等を推し進めてきました。

1. 会員等の状況

会員数は、2007年頃の200社ほどをピークに減少を続けていましたが、ここ数年は140社台で推移しています。2021年3月末は、会員141社（対前年度末3社増、4社減）、特別参加者4社（対前年度末1社増、1社減）となっており、今後も会員数の増加はなかなか見込みにくい状況となっています。

2. 本協会所管金融商品取引の概況

2020年3月ごろから新型コロナウイルス感染症が、中国から欧米へとグローバルに拡大する状況の中、リスクオフの動きからドル円相場は3月上旬に一気に102円前後まで円高となり、下旬には111円台まで円安になるなど、総じて値動きが大きい展開となりました。その後は狭いレンジで推移しながら徐々に値を切り上げ、12月には103円程度まで円高が進みましたが、2021年に入ると、米国ではバイデン大統領の追加経済対策や景気回復への期待を背景にインフレ懸念が高まり、2020年夏ごろの0.65%程度から上昇に転じた米国長期金利（米国10年国債利回り）が、さらに上昇の足を早めて1.65%程度となると、それにつれて円は弱含み、同年3月末には110円程度まで円安が進みました。ユーロ相場は、欧州の復興基金構想が公表されて以降、ユーロ高の傾向が継続しています。また、新興国通貨はこの間、世界景気の後退を受け弱含みに推移しました。

当期（2020年4月から12月まで）の通貨関連取引の出来高は、海外取引所先物取引及びオプション取引が、前年同期比で増加しました。店頭外国為替証拠金取引については、金額ベースで84.0%の増、取引所外国為替証拠金取引については、13.2%の増加となりました。

金利関連取引の出来高は総じて減少し、国内取引所先物取引、海外取引所先物取引及び同オプション取引は、それぞれ前年同期比76.3%、57.6%、90.6%の減となりました。

3. 会員監査・処分等の状況

本協会は自主規制機関として積極的にオン・オフの監査の実施に努めており、最近では毎年20社弱の実地監査を行っています。2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点及び監査対象先の監査対応体制の状況等を勘案し、監査を一時延期したほか、監査手法を臨店から書類ベースでの確認及び電話やWEB会議システムによるヒアリングに切り替えて実施しました。この結果2020年度の実地監査の実施件数は9社でした。なお、実地監査先は外国為替証拠金取引を行っている会員中心に実施しています。

2020年度における会員及び外務員への処分はありませんでした。

また、2020年度における会員及び外務員の処分に係る不服の申立てはありませんでした。

4. 外務員登録事務

国からの委任事務である外務員登録については、登録者は12万人台で推移しています。このうち、本協会が実施する試験を受験しているFX証拠金取引等の外務員登録者数は約4千人となっています。

また、システムの老朽化に伴い、2019年度上期よりクラウドを使用した汎用システムを基に新システムの開発を開始しました。新システムは2020年2月より、まず登録情報の管理から運用を開始し、今年度下期からは会員が直接申請を行える二次開発を進めています。この運用は2021年度上期開始を目指しています。

5. FX取扱会員における為替リスク管理態勢の課題への対応

① 法人顧客に対する証拠金規制（為替リスク想定比率の算定等）

法人顧客を相手方とする店頭FX取引について、必要証拠金率の算出・公表業務を2017年2月17日より開始しました。

現状において、本協会による必要証拠金率の算出・公表業務はおおむね順調に行われており、また、2021年3月末時点で、本協会公表によるレバレッジを使用しているのは、法人取引を扱っている会員42社中37社となっています。

② 「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」への対応

金融庁は、2018年6月13日に「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会報告書」を公表しました。

当該報告書では、店頭FX業者の決済リスク管理の強化に向けた対応策として、厳格なストレステストを通じた自己資本の拡充や取引データの報告制度の充実等により、自主規制機関による取引監視の強化等を実現することは、店頭FX業者の信用力のみならず業界全体の信頼度を向上させ、中長期的に良質な店頭FX取引市場の成長につながるものと考えられると提言されています。

（i） ストレステスト

「ストレステスト」については、金融庁において、協会の自主規制規則に基づくストレステストの実施を業者に義務付けることとし、2019年3月25日に「金融商品取引業等に関する内閣府令」の一部改正を公布、同年4月1日に施行しています。これを受けて本協会においても「検討会」での提言を踏まえた自主規制規則を新たに制定（2019年2月27日理事会決定、2019年3月25日制定、2020年1月1日施行）しました。

（ii） 取引データ保存・報告制度

（a） 制度対応

取引データ保存・報告制度への対応として、新たに自主規制規則を制定（2019年8月20日理事会決定、同日制定、2021年4月1日施行）し、その後、システム開発・運用コストの会員負担方法について会員のご意見も踏まえつつ、負担金徴収規程を制定（2019年11月1日理事会決定、同日制定、2021年4月1日施行）しました。

（b） システム構築関係

本制度運用のための新規システムの開発を行うベンダーは、システム構築に必要な情報を整理するための書類調査（目的：報告項目検討及び約定件数把握）を実施したうえで、複数のベンダーからRFPに基づく提案を受けて選考手続きを経て選定しました（2019年9月）。

2020年1月には報告対象となる全会員を対象に報告フォーマットに関する説明会を実施し、2020年3月には報告実施の対応要領や関連Q&Aを会員向けに公表しました。

(同年7月第2版、8月第3版、10月第4版公表)。

2020年9月から主にテストデータを使った段階的なユーザーテスト、2021年2月～3月にかけて本番相当のデータを提出して行うユーザーテストを実施し、エラーが発見された会員にはフィードバックを行い、当該会員において随時ファイル修正等を行いました。

これらの過程を経て2020年度末までにシステム開発が完了し、2021年4月1日以降、本番に移行し本制度の運用を開始しました。

6. 苦情・相談、あっせん事業

本協会所掌取引に関する苦情等の状況は全体として減少傾向にあり、昨年度は増加したものの、2020年度においては前年同期比で8.2%と再び減少に転じました。これは、相談件数は増加したものの、苦情、あっせんが大幅に減少したことによるものです。

苦情等の内容としては、外国為替証拠金取引では、対面営業による勧誘姿勢やシステム障害等に関する苦情等であり、通貨オプション取引では、バイナリーオプション取引(BO)に係る相談が寄せられています。

7. サイバーセキュリティ

昨今、インターネット取引サービスを顧客に提供する金融商品取引業者のシステムに悪意のある第三者が不正にアクセス(ログイン)し、顧客が保有する有価証券を売却・換金し、顧客の預り金を含めて、顧客が予め指定・登録していた銀行預金口座とは別の架空預金口座に向けて不正出金されて顧客が被害を受ける事象や顧客情報が漏えいする事象が複数発生しています。これら事象の中には、FX取引を行う会員の顧客の個人情報等を管理する外部委託先が第三者による不正アクセスを受け、多数の顧客情報が漏えいするといったものも含まれ、これは個人情報保護のためのシステムリスク管理態勢及び外部委託先管理態勢に不備があったことに起因するものと認められます。

こうした状況を踏まえ、金融庁は、2020年9月17日に本協会及び日本証券業協会に対し、インターネット取引サービスを提供する会員におけるシステムリスク管理態勢の自主点検及び顧客被害の発生状況の確認について要請を行い、両協会はこれを受けて、その結果について取りまとめを行いました。

本協会では、上記のような不正取引を防止するためには、両協会に所属する会員が金融商品取引業者としての共通の目線をもって、当該自主点検等の結果を踏まえた対策を講ずることが重要であるとの認識に基づき、同時にFX取引固有の性質等を考慮しながら、インターネット取引システムのセキュリティ水準の向上を図るための対策について、金融庁及び日本証券業協会と連携して検討を進めてきました。このような経緯を経て、2021年3月10日より2週間のメンバーズコメントを実施し、その結果を踏まえた上で「インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドライン」を制定し、同ガイドラインに関するQ&Aと併せてKinsaki-netを通じて4月7日に公表しました。また、一般向け協会ホームページにおいて、同ガイドラインの概要を公表しました。

また、2020年10月16日には、サイバーセキュリティに対する態勢のレベルを底上げすることを目的として実施されている金融庁主催の金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習(Delta Wall IV)に、前年に続きFX取扱会員(4社)が参加しました。

8. 「外国為替市場共通の外為行動規範(FX Global Code of Conduct 以下「GCO C」という。)」への対応

G C O Cについては、G C O Cが外為市場の参加者に対し法律上又は規制上の義務を課すものではないものの、グローバルな外為市場共通の遵守規範であることを踏まえ、多くの会員が自主的に遵守意思表示できるようG C O Cの意義などについて、会員の理解及び認識の共有に努めています。

2021年1月末現在、本会員79社から遵守意思表示がなされています。

9. 投資教育事業

2020年度は、2016年度に5か年計画として立ち上げた投資教育事業の最終年度となり、残された事業項目を中心に取り組みました。

特に中立公正な自主規制機関という立場から、一般投資者がF X取引を行う上で知っておきたい情報（取引の仕組みやリスク等）を分かりやすく説明するための学習ツール（WEBコンテンツ）を作成し、一般ホームページへ掲載しました（2020年10月）。

また、前年度に引き続き通貨分野を専門に取扱うシンクタンクに一般投資者には不足がちな新興国通貨の基礎知識となるレポートを、2020年度、新たに4通貨を対象として提出していただきました。協会では一般ホームページに掲載するなど投資者への知識の啓蒙に努めています。

10. マネロン・テロ資金供与対策

国際社会におけるテロ脅威等が高まる中、我が国の金融機関等においても更なるマネロン・テロ資金供与対策の態勢高度化が求められており、2019年10月から我が国に対して、第4次F A T F対日相互審査が実施されました。

本協会においては、「マネロン対応高度化官民連絡会」にオブザーバー参加しており、マネロン・テロ資金供与対策の重要性や有効な対策を実施する必要性に対する意識の向上を図るなどの取り組みを進めています。

また、2021年3月に「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインの一部改正」について、金融庁総合政策局による説明会がWEBにより開催され、会員に参加いただいています。

11. 中期的な財務均衡への対応

本協会の財務状況において、収入の大宗を占める会費収入は、定額会費と比例会費から成り立っていますが、現状においては内部留保を活用することで、会費規程上算出される比例会費額を減額抑制し、収支と会費、内部留保のバランス等に配慮して財務運営してきているところです。

このような中、自主規制機関として安定的な財務運営を行うためには、財務収支を均衡させることが必要不可欠となっています。

本協会としては財務収支の均衡に向けて引き続き毎年度の予算編成において、収支・会費・内部留保などの財務状況等を会員に示して検討いただき、健全な財務運営に努めていきます。

12. 新型コロナウイルス感染症拡大への対応等

2020年の年明け以降、新型コロナウイルス感染症の国内感染が拡大する中、政府は、4月7日に東京都など7府県に緊急事態宣言を発出し、4月16日には対象地域を全国に拡大させ、その後も同宣言の解除や再発出のほか、各種対応等は行っているものの、現在も感染蔓延防止が重要な課題となっています。

本協会では、会員の皆様に対し、金融庁等からの要請等に基づき、新型コロナウイルス感染症対策関連の各種対応等について、会員周知及び協力要請を行いました。

また、本協会事務局においては、勤務体制面では、政府の要請を踏まえ、時差出勤や在宅勤務

を実施するとともに、業務運営面では、これまで会員出席のもとに開催していた各種会議については、いわゆる3密状態の回避を励行して開催したほか、WEB及び電話や書面による開催形式に変更するなど、会員の協力を得ながら業務を行っています。引き続き、本協会の新型コロナウイルス感染症対応等について、ご理解とご協力をお願いします。

本協会は金融商品取引法に基づく認定金融商品取引業協会（自主規制機関）として、ベターサービスを運営の基本的志向において活動しています。本協会の活動全体を通じまして、会員の皆様からの温かいご支援とご理解に改めて厚く御礼申し上げます。

第一部 概況

(一) 法人の基本的な性格等

本協会は、一般社団法人（非営利型）であり、また、金融商品取引法第78条の認定を受けた認定金融商品取引業協会（自主規制機関）として、業種・業態横断的な会員構成の下で、会員・投資者へのベターサービスを協会運営の基本的な志向として、活動しています。

（1989年創立以来の協会の系譜については、別紙1「金融先物取引業協会の系譜」参照）

1. 一般社団法人

(1) 創立（1989年8月4日）

本協会は、金融先物取引法（昭和63年法律第77号）第104条により、委託者等の保護を図るとともに、金融先物取引業の健全な発展に資することを目的として、金融先物取引業者を会員とする民法第34条の規定に基づく社団法人として大蔵大臣より設立認可（1989年8月4日）を受けて設立されました。

(2) 法人格の移行

2012年4月1日より「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）」第45条に基づき一般社団法人へ移行しました。この法人格移行に伴い、本協会の名称も「社団法人金融先物取引業協会」から、「一般社団法人金融先物取引業協会」に変更されました。また、税務上は非営利型一般社団法人を選択しています。

2. 認定金融商品取引業協会（自主規制機関）

(1) 法人格移行に際しては、移行後も従前と同様に、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第78条に基づく認定金融商品取引業協会としての認定を受けています。（別紙1「金融先物取引業協会の系譜 別添」参照）

(2) 金融商品取引法の移行に際し、2007年6月に金融商品取引業協会5団体等が参加した金融商品取引業協会懇談会で取りまとめられた「金融商品取引業協会のあり方について（中間論点整理）（2007年6月22日新聞発表）※」において、本協会は自主規制機能に特化していると述べられています。

※ 「金融商品取引業協会のあり方について（中間論点整理）2007年6月22日金融商品取引業協会懇談会」（抜粋）

1. 自主規制の意義

（前略）

現在、金融先物取引業協会は自主規制機能に特化しているものの、他の協会はいずれも自主規制機能と業界団体機能の双方を有している。業界団体機能と自主規制機能との切り分けについては、日本証券業協会は自主規制部門と業界団体部門（証券戦略部門）を組織的に分断し、利益相反の発生の防止に努めており、また、他の協会においても自主規制の制定に外部有識者の参加を確保するなど、自主規制機能の独立性の確保に努めている。

（後略）

なお、「金融商品取引業協会のあり方について 金融商品取引業協会懇談会」の名簿は別紙1「金融先物取引業協会の系譜（参考）」参照。

3. 認定個人情報保護団体

- (1) 本協会は、2014年8月1日付で金融庁長官から個人情報保護法第37条（2017年5月30日からは第47条、個人情報保護委員会の所管に変更）に基づく認定個人情報保護団体の認定を受け、会員における個人情報取扱いに関する一般投資者からの苦情処理などの認定業務を開始しました。
同時に「会員における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則」、「個人情報の取扱いに係る苦情処理に関する規則」及び「個人情報の保護に関する指針」を施行（2014年3月27日理事会決定）し、また、本協会総務部に「個人情報苦情相談室」を設置しました。
- (2) 2020年度における相談・苦情等の受付はありませんでした。
- (3) 2017年5月30日の改正個人情報保護法の全面施行に伴い、2017年度に「個人情報の保護に関する指針」を改正しました（2017年5月30日理事会決定、同日施行）。
2020年度においては同指針の改正はありませんでした。

4. 国からの委任事務（外務員登録事務）

金融商品取引法第64条の7に基づき、国から外務員登録事務の委任を受けています。

5. 会員構成

本協会は、商品別に自主規制事業を運営しており、これに伴いその会員構成は、業種、業態を横断したものとなっています。

(二) 協会の概要

1. 本協会の目的

本協会は、会員の行う金融商品取引業（登録金融機関業務を含む。）の業務の適正かつ円滑な運営を確保することにより、投資者の保護を図るとともに、金融商品取引業の健全な発展に資することを目的としています。（定款第3条）

2. 会員等の状況

2021年3月31日現在の本協会の会員は141社、特別参加者は4社です。
会員等の状況については、「第六部、（一）会員等の状況」をご参照ください。

3. 法人組織の状況

本協会では、総会、理事会のもとに、業務、自主規制、規律の三委員会と不服審査会が設けられています。このうち、業務、自主規制委員会の下には、それぞれ部会が設けられています。

また、自主規制施策を審議する組織として、業務部会及び自主規制部会の下に、外国為替証拠金取引（FX）幹事会（以下、「FX幹事会」という。）を定期例開催しています。また、通貨オプション（COP）部会、個人向け店頭バイナリーオプション取引作業部会が設けられ、それぞれ自主規制規則の制定、改正を検討する際に随時開催されています。

4. 総会、理事会等の開催状況等

(1) 総会、理事会等の開催状況

2020年度における総会、理事会、委員会等の開催状況は、以下のとおりです。

- (ア) 総会 2回（通常総会 1回・臨時総会 1回）
- (イ) 理事会 7回

- (ウ) 業務委員会・部会 4回（業務委員会 1回、業務部会 3回）
- (エ) 自主規制委員会・部会 6回（自主規制委員会 3回、自主規制部会 3回）
- (オ) 規律委員会 1回
- (カ) 不服審査会 不服の申立てはありませんでした。

(注) 審議内容等は別紙3「総会・理事会・委員会等の開催・審議内容等」のとおりです。また、2020年度の開催状況については別紙4「2020年度会議日程」（実施及び予定）をご参照ください。

(2) 金融庁との意見交換会の実施

金融庁幹部と本協会業務委員会委員及び自主規制委員会委員との意見交換会を開催しています。2020年度は10月12日に第12回意見交換会を開催しました。

(三) 本協会所管金融商品取引の概況

1. 2020年4月から12月まで

当期（2020年4月から12月まで）は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けつつ、外国為替相場において米ドル円は、円高米ドル安基調が継続する動きとなりました。ユーロ円は、6月まで円高ユーロ安となりましたが、その後、欧州の景気回復期待から、円安ユーロ高に推移しました。金利相場において主要国の長期金利（10年国債利回り）は、各国の財政政策や、経済活動の再開期待を背景に長期金利は下落後の回復の兆しが見受けられましたが、その後はおおむね横ばいで推移しました。

当期における通貨関連取引の出来高は、国内取引所取引（外国為替証拠金取引を除く。）はなく、海外取引所先物取引が前年同期（2019年4月から12月まで）比65.53%増の526,571枚、海外取引所オプション取引が同1500.00%増の240枚、外国為替証拠金取引を除く店頭先物取引が同48.69%増の55,017億円、店頭オプション取引が同63.46%増の863,200億円となりました。

外国為替証拠金取引については、店頭外国為替証拠金取引の出来高は同84.03%増の46,437,504億円、国内取引所外国為替証拠金取引は同10.49%増の22,290,950枚となり、国内取引所外国為替証拠金取引における出来高の円換算値は、同13.20%増の179,383億円となりました。

金利関連取引の出来高は、国内取引所先物取引が同76.28%減の321,609枚、国内取引所オプション取引はなく、海外取引所先物取引が同57.63%減の7,492,240枚、海外取引所オプション取引が同90.64%減の1,137,001枚となりました。

当期末（2020年12月末）における通貨関連取引の建玉残高は、国内取引所取引（外国為替証拠金取引を除く。）はなく、海外取引所先物取引が前年期末（2019年12月末）比0.13%増の5,315枚、海外取引所オプション取引はなく、外国為替証拠金取引を除く店頭先物取引が同18.75%増の4,598億円、店頭オプション取引が同4.36%減の141,468億円となりました。

外国為替証拠金取引については、店頭外国為替証拠金取引が同7.79%増の74,682億円、国内取引所外国為替証拠金取引が同8.21%減の2,157,756枚となり、国内取引所外国為替証拠金取引における建玉残高の円換算値は、同10.37%減の19,128億円となりました。

金利関連取引の建玉残高は、国内取引所先物取引が同74.94%減の30,721枚、国内取引所オプション取引はなく、海外取引所先物取引が同8.38%減の1,593,010枚、海外取引所オプション取引が同59.26%減の759,968枚となりました。

外国為替証拠金取引における当期末（2020年12月末）の顧客預託金及び2020年第3四半

期の取引実績口座数は、店頭取引が16,374億円及び861,065口座、国内取引所取引が4,652億円及び17,759口座となりました。

2. 2021年1月から3月まで

2021年1月から3月の外国為替相場は、円は市場のリスク選好的な動きを背景に円安傾向となり、また、新興国通貨では3月下旬にトルコ中銀総裁の更迭による利下げ観測が強まり、トルコリラが急落する場面がありました。金利相場は主要国の長期金利（10年国債利回り）が利回りは概して上昇して推移しました。

店頭外国為替証拠金取引の同年1月から3月までの出来高は、速報値ベースで、1,549兆円（内、法人取引は145兆円）となりました。

表 ー 本協会所管金融商品取引の出来高及び建玉等の推移*

出来高 地域別（国内、海外）

期 間	取引所取引 枚	取引所取引			店頭取引（国内）	
		国内 枚	うち FX 枚	海外 枚	億円	うち FX 億円
当期	31,768,611	22,612,559	22,290,950	9,156,052	47,355,722	46,437,504
前期	51,686,212	21,530,821	20,174,922	30,155,391	25,798,874	25,233,793
増減 （前期比）	-38.54%	5.02%	10.49%	-69.64%	83.56%	84.03%

出来高 商品タイプ別

市 場	金利関連				通貨関連				
	国内		海外		国内			海外	
	先物	オプション	先物	オプション	先物	うち FX	オプション	先物	オプション
取引所	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚
	321,609	0	7,492,240	1,137,001	22,290,950	22,290,950	0	526,571	240
	1,355,899	0	17,684,948	12,152,310	20,174,922	20,174,922	0	318,118	15
	-76.28%	-	-57.63%	-90.64%	10.49%	10.49%	-	65.53%	1500.00%
店 頭	億円	億円			億円	億円	億円		
	-	-			46,492,521	46,437,504	863,200		
	-	-			25,270,794	25,233,793	528,080		
	-	-			83.98%	84.03%	63.46%		

上段：当期 中段：前期 下段：増減（前期比）

期末建玉 商品タイプ別

市 場	金利関連				通貨関連				
	国内		海外		国内			海外	
	先物	オプショ ン	先物	オプショ ン	先物	うち FX	オプショ ン	先物	オプショ ン
取引所	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚
	30,721	0	1,593,010	759,968	2,157,756	2,157,756	0	5,315	0
	122,614	0	1,738,701	1,865,469	2,350,801	2,350,801	0	5,308	0
	-74.94%	-	-8.38%	-59.26%	-8.21%	-8.21%	-	0.13%	-
店 頭	億円	億円			億円	億円	億円		
	-	-			79,280	74,682	141,468		
	-	-			73,158	69,286	147,918		
	-	-			8.37%	7.79%	-4.36%		

上段：当期 中段：前期 下段：増減（前期比）

外国為替証拠金取引の概況

市 場	期 間	取引金額	①期末建玉	②期末顧客 預託金	預託証拠金倍率 ＝①÷②	取引実績口座数
		億円	億円	億円	倍	
東京金融取引所 (クリック 365)	当期	179,383	19,128	4,652	4.11	17,759
	前期	158,465	21,340	4,761	4.48	19,951
	増減 (前期比)	13.20%	-10.37%	-2.29%	-8.27%	-10.99%
店頭取引	当期	46,437,504	74,682	16,374	4.56	861,065
	前期	25,233,793	69,286	15,250	4.54	751,553
	増減 (前期比)	84.03%	7.79%	7.37%	0.89%	14.57%
合計	当期	46,616,887	93,810	21,026	4.46	878,824
	前期	25,392,258	90,626	20,011	4.53	771,504
	増減 (前期比)	83.59%	3.51%	5.07%	-1.48%	13.91%

* 金額は、いずれも、会員からの枚数又は通貨単位による出来高報告（四半期）数値を事務局において円換算した値であり、当期とは、取引金額は2020年第1－3四半期（2020年4月から12月）までの累計、建玉及び預託金は2020年度第3四半期末（2020年12月末）時点での値、実績口座数は2020年第3四半期（2020年10月から12月）に新規又は決済取引が行われた取引口座の数、前期とは、取引金額は2019年第1－3四半期（2019年4月から12月）までの累計、建玉及び預託金は2019年度第3四半期末（2019年12月末）時点での値、実績口座数は2019年第3四半期（2019年10月から12月）に新規又は決済取引が行われた取引口座の数にて記載しています。

第二部 事業計画の概要

2020 年度における本協会の事業計画は以下のとおりです。

(2020 年度における本協会の活動状況の詳細については、別紙 5 「一般社団法人金融先物取引業協会の活動状況」 参照)

2020 年度事業計画の概要

2020年度事業計画の概要		
2020年度事業計画	内 容 (空白:継続事業、新規:2020年度新規事業、変更:2020年度一部変更する事業、削除:2020年度削除する事業)	
1. 金融先物取引業務の適正化 (会員の金融先物取引業務に関し、関係法令の遵守、業務内容の適正化その他投資者の保護を図るために必要な自主規制規則の制定、業務指導、内部管理責任者資格試験の実施)	1.1	会員の金融先物取引業務に関する日常の指導・相談その他継続事業の実施
	1.2	自主規制規則の制定・改廃の実施
		(1)自主規制規則関係アンケートの実施
		(2)パブリックコメントの実施
	1.3	内部管理責任者資格試験制度の円滑・適切な実施
	1.4	投資教育事業計画推進 市場環境関連プロジェクトの運営
	1.5	法人顧客に対する証拠金規制への対応 (為替リスク想定比率の算出等)
	1.6	店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会報告書への対応
		変更 (1)府令ストレステストによる自主規制の円滑な実施
		(2)店頭FX取引における取引データ報告制度の構築
2. 金融先物取引市場の調査、研究 (内外金融先物市場に関する調査、研究及び統計資料の作成 (主要市場出来高状況、上場商品、規制ルール、海外取引所の動向等))	2.1	金融先物取引に関する内外動向調査
		(1)新制度及び新商品などの状況把握
		(2)金融商品と当該商品規制との対応関係の整理 (マッピング)
		(3)規制環境の変化等に関する会員への情報発信
	2.2	金融先物取引業に関わる各種統計資料の整備
		(1)統計資料に係る改善
		(2)ビッグデータ解析の安定運用と改善

2020年度事業計画の概要		
2020年度事業計画	内 容 (空白:継続事業、新規:2020年度新規事業、変更:2020年度一部変更する事業、削除:2020年度削除する事業)	
定款第4条第1項第2号 3. 法令規則等の遵守状況の監査 [会員の法令、自主規制規則等の遵守に関する監査の実施]	2.3	外部学術機関との連携
		(1) 外国為替証拠金取引における投資家の行動経済学的分析(投資者教育プロジェクトの一環)
		(2) 金融先物取引における諸課題の法学的観点からの整理(市場環境整備プロジェクトと共同)
		(3) シンクタンク等との協力関係の構築
	2.4	投資教育事業の推進 投資者教育プロジェクトの推進
		(1) 金融先物取引に関する教材開発及び学習機会の提供
	2.5	(2) 投資者に関する実施済み調査の多角的なデータ分析
		外部機関との連携
		(1) 海外関係団体との交流、情報交換の一層の強化
		(2) 外部統計機関(金融・資本市場統計整備連絡協議会など)、東京外国為替市場委員会及び日本銀行との連携
定款第4条第1項第3号 4. 苦情・紛争の処理 [会員の金融先物取引業務に関する投資者等からの苦情の解決及び紛争の解決のあっせん]	3.1	計画監査及びモニタリングによる規制環境変化、会員負担の合理化等の見地に立った監査の円滑・適切な実施
		(1) モニタリングの充実と必要に応じたオンサイト対応
		(2) 財務指標が一定の数値を割り込んでいる会員に対する調査の円滑・適切な実施
		(3) 効率的な監査の実施
		(4) 効率とセキュリティに留意した報告データの活用と分析の高度化
	3.2	概況調査・確認調査の円滑・適切な実施
定款第4条第1項 第4号、第5号、第6号	3.3	仲介業務新規委託会員に対する調査の円滑・適切な実施
	3.4	個人向けバイナリーオプション取引会員に対する調査の円滑・適切な実施
	4.1	証券・金融商品あっせん相談センターへの業務委託の円滑な実施と連携
	4.2	金融ADR機関への継続支援
	4.3	認定個人情報保護団体としての会員の顧客からの個人情報取扱いに係る苦情・相談業務の適切な実施

2020年度事業計画の概要			
2020年度事業計画	内 容 (空白:継続事業、新規:2020年度新規事業、変更:2020年度一部変更する事業、削除:2020年度削除する事業)		
5. 外務員の登録事務 [金融庁長官から委任された外務員の登録の実施] 定款第4条第1項第7号	5.1	変更	新外務員登録システム・事務の円滑・適正な運用と実施
	5.2		外務員資格試験の円滑・適切な実施
	5.3		外務員更新研修の円滑・適切な実施
	5.4	変更	外務員登録システムの再構築Ⅱ
6. 広報、刊行物の発行 [金融先物取引に関する知識の啓蒙、普及に資するための広報、刊行物の発行] 定款第4条第1項第8号	6.1		刊行物発行事業の円滑・適正な実施
	6.2		Kinsaki-netを利用した適時・適切な情報発信の充実(会員向け)
	6.3	変更	一般向けWEBサイトを活用したデリバティブ投資知識の普及(一般向け)
	6.4		法人顧客に対する証拠金規制への対応(為替リスク想定比率の公表と外部情報媒体への情報提供)
7. 金融先物取引業務の改善合理化 [会員の金融先物取引業務の改善合理化、その他金融先物取引業の健全な発展に資するための企画立案の実施] 定款第4条第1項第9号	7.1		投資者信頼の一層の強化を図るための効率的自主規制の実施
			(1)金融商品別(FX幹事会等)施策の充実
			(2)チェックポイント方式等によるモニタリングの実施体制の整備
	7.2		(3)その他環境の変化に対応する金融先物取引業務の改善合理化
8. 教育、研修 [会員の役職員等に対する教育、研修の実施] 定款第4条第1項第10号	8.1		会員の事務負担合理化等の見地からのQ&A事業の推進と拡充(広告等に関するQ&A、既存Q&Aの改正)
			規制環境の変化等に対応した事業の適切な実施
			(1) 会員専用WEBサイト(Kinsaki-net)の充実等による規制環境の変化等に対応した事業の適切な実施
	8.2		(2) ITを活用した教育、研修の検討
		変更	投資教育事業の推進 プロフェッショナル教育プロジェクトの推進
	8.3		一般向けWEBサイトを活用したデリバティブ投資知識の普及(一般向け)
			会員等が行う教育・研修の支援

2020年度事業計画の概要		
2020年度事業計画	内 容 (空白:継続事業、新規:2020年度新規事業、変更:2020年度一部変更する事業、削除:2020年度削除する事業)	
9. 会員相互間及び関係諸団体との意思疎通、連絡調整の推進 定款第4条第1項 第11号、第12号	9.1	会員と行政庁との意見交換・連絡調整等の実施
	9.2	金融商品取引業協会、NFA等関係自主規制機関との意見交換・連絡調整の実施等
	9.3	第二種金融商品取引業協会への協力
	9.4	日本証券経済研究所への助成
10. 法令に基づく主務大臣等への協力 定款第4条第1項 第11号、第13号	10.1	連絡、協力事業の適切な実施
11. 内外諸情勢の変化に即応した適正かつ効率的な協会業務の推進 定款第4条第1項 第14号	11.1	一般社団法人業務運営の着実な実施
	11.2	協会事務局体制の適正性・効率性に資する整備
	11.3	協会事務の合理化・適正化の推進
		(1)協会セキュリティ・マネジメント体制の整備等
		(2)出版等の更なる効率化の検討等
	11.4	内部管理責任者等の処分制度の見直し(関係規程の制定及び改正)
	11.5	金融商品仲介業に関する規則に伴う業務の円滑・適正な実施
	11.6	サイバーセキュリティへの取組み
	11.7	協会役職員に対する教育、研修(監視委員会主催研修への参加、監査法人主催研修参加、職員資格取得支援等)の実施

第三部 法人管理関係

(一) 事務局の概要

1. 組織・人員等

(1) 組織・人員

本協会は、協会事務局の業務運営体制の強化等を目的として、2016年7月に従来の事務局長制から統括役・役員付制に組織改正が行われ、統括役2人の下、4部（総務、業務、監査、調査）体制としています。

職員数（2021年3月末現在）は、21人（うちパート2人）です。

（別紙6「一般社団法人金融先物取引業協会組織図」参照）

（参考）事務局人員の推移

- ・ 2009年6月総会において、規制環境変化等に対応するため、2010年度までに対2008年度末（14人）比11人増員を計画。
- ・ その後、事務量見直しに基づく計画見直しをしつつ、計画期間を当初の2年から4年に延伸し、2012年度にほぼ一巡。
- ・ 体制整備の成果は、モニタリング組織等、各部で効果。

(2) 2016年7月からの業務運営体制

2016年7月に導入した統括役体制による業務運営体制については、導入後の状況を踏まえ、制度整備を検討することとしていましたが、現状において円滑な業務運営が行われていることから、現体制を当面継続することとしています。

(3) 不服審査会室の設置

2017年6月に不服審査会が設置されたことに伴い、総務部に不服審査会室を設置しました。

2020年度における不服の申立てはありませんでした。

(4) その他

適時的確な業務運営を行うため、各部に周知すべき事項、日程調整、検討すべき課題等を協議する場として、管理職職員をメンバーとする、月例調整会議や連絡調整会議等を開催することとしています。

2. 所在地

(1) 主たる事務所

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-3

NBF小川町ビルディング

代表TEL (03) 5280-0881

各部代表TEL 総務部 (03) 5280-0881、0889

業務部 (03) 5280-0882

調査部 (03) 5280-0884

監査部 (03) 5280-0883

FAX (03) 5280-0895

URL <https://www.ffaj.or.jp/>

<https://www.ffaj.or.jp/en/>

(2) 支部

支部は置かれていません。

(二) 災害対策関係、事業継続計画等

- (1) 本協会の事業継続計画（BCP）については、2011年3月に自然災害を対象とした「災害対策要綱」を策定し、その後、2013年度において、自然災害だけでなく、新たに大規模停電などの社会インフラの機能停止や、通信障害、反社会的勢力の介入など、本協会に非常事態が発生した場合の対応を含める拡充を行い、これを事業継続計画及び同業務マニュアルとして制定し、2014年3月7日より運用を開始しています。また、新型コロナウイルス感染症拡大への対応については、業務の縮小や事務所の閉鎖を想定し、「新型コロナウイルス感染症発生時に各部署における最低限必要な業務に関する選定基準」を策定し、当該業務の状況に応じて適時見直しを行っています。
- (2) 2020年度における対応状況は、以下のとおりです。
 - (ア) 本協会の事業継続計画に定める非常時対策本部の設置はありませんでした。
 - (イ) 非常時対策本部の運用フローの確認等を目的とした模擬訓練を実施しました。(実施日：2021年3月30日)

(三) 事務局における個人情報の取扱い

1. 個人情報の取扱いに係る点検

- (1) 本協会では内部規程（「個人データ取扱状況の点検・監査規程」（2014年3月19日事務局決定））に基づき、四半期に一度、各部において個人情報の取扱いに係る点検を行っています。
- (2) 年に一度、本協会事務局における個人情報の取扱いに係る監査を受けており、2020年度は、2021年3月に外部のセキュリティコンサルティング会社による監査を受け、「全体を通して、協会が保有する個人情報は適切に管理され、情報漏えい等のリスクが少ない」等の総評を受けています。

(四) 職員資質向上

職員の資質向上のため、以下の施策を行っています。

- ① 外部講師による研修等
 - (i) 個人情報保護研修
セキュリティ・コンサルタントによる定期個人情報保護研修（2008年度より実施、2020年度は2021年3月に実施）
- ② 証券取引等監視委員会事務局主催の証券検査実務研修に2010年度から2019年度まで参加していましたが、2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から外部聴講生の参加枠提示がなかったため、本協会は参加していません。
- ③ 投資家教育国際フォーラム（IFIE）と証券監督者国際機構（IOSCO）の共催による「IFIE-IOSCO 投資教育コンファレンス」へ2016年度より参加しています。2020年度は、世界中での新型コロナウイルス感染症の影響拡大によりスペインで予定されていた会合は、「IFIE-IOSCO 2020 Virtual Global Investor Education Conference」としてWEB会議に変更され、これに参加しました。
- ④ 本協会ではサイバーセキュリティ対策などの業務運営に資するとの観点から、情報処理安全確保支援士（登録セキスベ）の取得・登録を支援しています。（2018年10月1日総務部職員1名登録、毎年、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が行う講習を受講。2020年度は、2020年9月にオンライン講習の受講を完了。）
また、情報セキュリティマネジメントの計画・運用・評価・改善を通して組織の情報セキュリティ保護を図り、脅威から組織を守るための基本的な知識を職員が習得するための支援

も行っています。(総務部職員1名 2019年4月情報セキュリティマネジメント試験合格)

- ⑤ 「業務上必要な職員の研修等に関する基準」(1997年6月16日事務局決定)による研修として、監査部職員1名が日本証券アナリスト協会認定アナリスト(CMA)の資格取得に向けた通信講座の一次講座を受講中です。

(五) 法人管理の適正化

1. 最近における取組み

法人管理の適正化については、かねてより各般の施策を講じてきましたが、一般社団法人としての法令遵守・運営リスクへの対応について、引き続き重点的に取組みを続けています。

最近においては、下記の取組みを行っています。

(1) 総務部における文書担当の設置

協会が対外的な文書を発出する場合、リーガルチェックの要否や当該文書の内容・形式等に係る確認については、文書担当者の合議によって行われています。

(2) その他

(ア) 法人運営の実務等の情報交換や助言を受けることを目的とし、公益財団法人公益法人協会に加入(2014年4月)しています。

(イ) 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の施行により、役員の法律上の損害賠償責任が明確化されたことを受け、本協会の役員等が訴訟された場合のリスクをカバーするため、役員損害賠償保険に加入(2014年4月)しています。

(ウ) 2016年12月より、協会役職員の所属健康保険制度を従来の全国健康保険協会から、東京証券業健康保険組合に変更しました。

(エ) 2019年度より、会計監査の信頼性と監査法人の独立性を確保する観点から監査法人を変更しました。

2. 内部管理規則の整備

(1) 協会事務局の内部管理のための規程としては、定款の定めに従い、総会において別に定めるもの(定款第33条(役員の報酬等))及び理事会の決議を必要とするもの(定款第41条(事務局の組織及び運営に関する事項)、定款第42条の2(経理規則)等)等があります。

(2) 2020年度においては、10月に新型コロナウイルス感染症拡大への対応等として、PC等・データ持ち出しマニュアル等の一部改正を行いました。

(六) 電子情報技術(IT)の活用及びセキュリティの確保

本協会では、近年における広範かつ急速な環境変化の中で、ベターサービスの志向の下、効率的かつ適正・透明な協会業務運営を図るためには、費用対効果を見定めたセキュリティを確保した上で、電子情報技術(IT)の積極的利用が不可欠であるとの考え方に立ち、一般向け協会ホームページ及び会員・特別参加者専用サイトについて、以下のような各般の施策に取り組んできました。

1. 一般向け協会ホームページ

1999年度以降、一般投資者に向けて「一般向け協会ホームページ」(注)を開設し、協会の概要、業務及び財務等に関する資料、会員名簿、統計資料として金融先物取引の出来高状況、店頭外国為替証拠金取引月次速報値、顧客の預託額情報の他、調査レポートなどを掲載しています。

(注) 協会ホームページ 日本語版 <https://www.ffaj.or.jp/>

英語版 <https://www.ffaj.or.jp/en/>

2008年8月には、一般投資者にとって見やすくかつ親しみやすいホームページを目指すべく、デザインを含めた広範なリニューアルを行い、以来、一般投資者向け所管金融先物取引についての規制の解説ページを掲載、2018年4月には、米国先物外務員登録試験のテキストである「Futures & Options」を訳出・電子書籍化して掲載、2020年3月には、通貨分野を専門に取扱うシンクタンクに一般投資者には不足がちな新興国通貨の基礎知識となるレポートを寄稿いただくなど、コンテンツの充実にも継続的に取り組んでいます。

2019年7月には、投資教育事業の一環として、今後予定されている教育コンテンツの拡充に先行して、ホームページをより多くの一般投資者に見てもらえるようにするためのリニューアルを行い、デザイン的大幅刷新や常時SSL化を実施しました。

2020年10月には、一般投資者のFX取引に係るリスク等に関するリテラシーを向上させることを目的として、教育用WEBコンテンツ「FFAJの学ぼう！FX」を一般向け協会ホームページ上に公開しました。

2020年度における一般向け協会ホームページへのアクセス数は、214,710回※（2019年度379,217回）でした。

※ 2019年7月のリニューアルに伴い、アクセス数のカウント方法が変更になりました。

2. 会員・特別参加者専用サイト（Kinsaki-net）

（1） 会員の利便性向上の努力

会員・特別参加者への情報伝達の迅速化等を目的として「会員・特別参加者専用サイト」を2008年度に設置しました。2010年3月には、その運用実績等を基に大幅な改善を行い、会員からの要望も踏まえ、安全性を考慮したウェブ報告機能「報告書管理システム」を追加し、Kinsaki-netとして運用を開始しました。

その後も、本協会では、会員の利便性の向上及び業務負担の軽減とともに事務局における業務効率化を目的とした機能追加等を逐次行っており、2012年度においては、出来高状況報告等の専用画面を新設し、2015年度においては、会員が外務員の登録状況等の確認をシステムにより随時行えるように「外務員情報」ページを新設しました。

（2） 会員・特別参加者への連絡、情報提供

本協会事務局から会員・特別参加者への適時的確な各種連絡、情報提供は、ベターサービスを志向する本協会の運営の重要な柱であると考えます。Kinsaki-netは、この点で基幹的な機能を果たしており、多数の通知文書に加えて、各種部会、ワーキング・グループの審議状況をはじめとする本協会の活動についての報告や、会員・特別参加者のニーズを踏まえた刊行物電子化のプラットフォームとしての役割を担っています。2020年度に、同ページを通じて行われた連絡件数は、289件（うち本協会通知文書掲載180件）となっています。

（3） 会員・特別参加者からのウェブ報告機能

会員・特別参加者は、Kinsaki-netに設置された報告書管理システムを通じて協会への各種報告を行うことができます。同システムに登録された報告文書等は、登録した会員・特別参加者から随時閲覧することが可能です。同システムは、安全性と効率性等の観点から、クライアント証明書による認証を採用しています。システム・セキュリティ環境等がそれぞれ異なるなど諸条件がある中、2020年9月末時点では99%の会員・特別参加者が同システムを利用しています。

（4） セキュリティの強化等

2013年12月にはKinsaki-netサーバの更改に併せて、セキュリティの観点からサーバ構成の見直しによる堅牢化を図りました。また、2016年3月には、Kinsaki-netプログラムの

フレームワーク及びサーバOSのバージョンアップ、証明書の暗号化アルゴリズムへの移行を行いました。

2020年1月にはサーバOSのバージョンアップを行いました。

なお、システムの可用性やメンテナンス性の確保の観点から、今後4年以内を目途にセキュリティにも十分配慮したうえで、Kinsaki-netのクラウド移行を検討する予定です。

(別紙7「Kinsaki-net 概要」参照)

3. 事務局システム

本協会事務局の近年の電子情報技術の活用とセキュリティ強化の変遷は以下のとおりです。

- ・ 2010年度、災害等により職員の事務所への出勤が困難な場合などに、会員や投資者へホームページ等を通じての情報提供及び連絡業務を継続的に行うことができるよう、本協会ネットワークにリモートアクセスする仕組みを導入。
- ・ 2011年8月、セキュリティ及びBCPの観点から本協会事務所内に設置していたファイルサーバをデータセンターへ移設。
- ・ 2012年3月、災害等緊急時対応として、職員のパソコン環境の大部分をシンクライアント環境に切替。
- ・ 2012年9月、シンクライアント環境とリモートアクセス機能を一層活用し、災害時等の連絡体制をより強固にすることを目的として、関係者用にタブレット端末を導入。
- ・ 2017年6月、2018年7月には、業務用サーバの更改を行うなどハード、ソフト及びセキュリティについて適時必要な切替え、見直し等を実施。
- ・ 2019年度、Windows7からWindows10への切替えとともに各種のソフトウェアのバージョンアップ等のエンドユーザー環境を更新。

また、年度末には新型コロナウイルス感染症拡大に伴う在宅勤務実施のため、ライセンス追加、備品調達等を行い、リモートアクセス環境を強化。

- ・ 2020年8月、新型コロナウイルス感染症拡大への対策として、リモート会議サービスの契約、同年10月には在宅勤務環境における業務効率の改善のために必要な備品を職員に貸与。

なお、2021年3月には、昨今ますます増加・巧妙化するサイバー攻撃への対策として、新型コロナウイルス感染症拡大を契機にリモートアクセスが急激に増加している状況等も踏まえ、UTM機器の切替えを含む各種のセキュリティ強化対策を実施。

4. 外務員統合管理システム

国より委託を受けた外務員登録事務の実施のため、2005年度から外務員登録等に関するシステムを開発し、以降、会員のご意見を踏まえつつ、整備を行っています。

なお、システムの老朽化に伴い、2019年度上期よりクラウドを使用した汎用システムを基に新システムの開発を開始し、金融庁の了承を得て、旧システムから新システムへの移行を2020年2月に完了し、運用を開始しています(フェーズⅠ)。その後、会員から受領している外務員申請書について、会員から新システムへ直接申請するため、協会と会員の双方向で入力可能なシステムを開発することとしました(フェーズⅡ)。同システムの開発は、会員へのレスポンス向上と、協会側の作業削減を目的しており、2021年度上期を目途に検討を行っています。

5. 機械化会計

2010年度予算編成における年度開始前予算編成移行に際し、予算執行過程での予算管理事務、支出実行・債権管理等の経理事務の効率化、適確化を図り、関係情報の迅速な把握等によ

る適切な財務運営に資することを目的として、2011年度より機械化会計の本格導入を行い、予算執行状況の月別管理等にも活用しています。

6. 預託金管理システム

定款第12条に規定する預託金に関する事務の効率的かつ適正な執行のため、2012年3月に預託金管理システムを構築し、入退会に伴う預託金の受払い処理や、毎年7月1日基準で行っている会員の直近決算期の貸借対照表による純資産額の見直し作業に活用しています。

7. 統計データ処理環境

2017年3月に投資教育事業の推進の一環として開始した統計処理環境の整備は、今年度下期に、Kinsaki-netへの負荷を低減する等のプログラム開発を行い、Kinsaki-netのデータベースとデータ処理サーバの連携が構築できました。

(七) 各種刊行物の刊行等 一刊行物の電子化及びオンデマンド出版化一

1. 刊行物刊行事業の概要と電子化への取組み

本協会は、協会事業の対象各分野について会員の理解を深め、事務効率化に資する等の観点から各種の刊行物を発行しています。2009年度より、会員アンケートの結果を踏まえ、会員のニーズ、利用の便宜、協会の業務運営の効率化等の観点から、Kinsaki-net掲載等による電子化を中心とした効率化・高度化施策を講じています。

刊行物の電子化は2014年度にすべての刊行物に対し実施され、完了しています。

2. 各種刊行物の状況

2020年度における各種刊行物の状況は、以下のとおりです。

(1) 会報

事務局の運営状況及び金融先物取引に関わる情報の発信を目的に、年4回、会報を定期に作成し、Kinsaki-net上の電子ファイルにより、会員に発信しています。

2020年度に発刊した会報では、以下の特集記事等を掲載しています。

号数	掲載記事
第124号	「2019年海外主要金融デリバティブ市場の現状」 「個人向け店頭バイナリーオプション取引状況報告」
第125号	「会員の決算状況（2020年3月期）について」
第126号	「店頭外国為替証拠金取引の実態調査結果について」
第127号	「会員の決算状況（2020年9月期）について」 (寄稿論文) F X証拠金取引の投資パフォーマンスの決定要因

また、会報は金融先物取引業や本協会の活動への理解を促進し、加えて投資教育を図ることを目的に、その内容の一部を一般向け協会ホームページに掲載しています。

(2) 金融先物取引業協会諸規則集

2019年度から、収録内容を本協会の定款諸規則等に限定・スリム化した「金融先物取引業協会諸規則」（A5判、分冊無し）を作成することとしました。

規則集は、会員、特別参加者に紙媒体のものを一部ずつ無償提供（2020年度版は2021年3月に配付）しています。また、本協会一般ホームページ／協会について／定款諸規則等では、最新版の定款諸規則等を閲覧することが可能です。

(3) 金融先物取引業務マニュアル

会員の業務を支援するためのツールとして、「金融先物取引業務マニュアル」を作成しています。本マニュアルは、2011 年度より電子媒体により提供（Kinsaki-net 掲載）を行っています。なお、紙媒体を必要とする会員にはオンデマンド出版により提供しています。本マニュアルは、原則として年度ごとに内容を見直しており、2020 年 10 月版として最新のものを Kinsaki-net に掲載しました。

第四部 事業実施関係

(一) 自主規制実施関係

1. 会員監査及びモニタリング

(1) 監査体制

会員の監査については、1992年の金融先物取引法の改正（1992年7月20日施行）により、自主規制団体の自主規制機能強化の一環として、本協会の業務に加えられました。現在、会員会社に臨場する実地監査と、オフサイトで関係会員全体を対象とするモニタリングを行っています。

（別紙8「2020年度（2020年4月～2021年3月）監査結果」参照）

(2) 実地監査

(ア) 実施状況

実地監査については、1992年度から実施しています。2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点及び監査対象先の監査対応体制の状況等を勘案し、監査を一時延期したほか、監査手法を臨店から書類ベースでの確認及び電話やWEB会議システムによるヒアリングに切り替えて実施しました。この結果2020年度の実地監査の実施件数は9社でした。

監査内容については、新たな法令諸規則及び発生した事故事例、監督当局の行政方針等を考慮し、適宜、ヒアリング項目の追加、ヒアリング深度を深める等、監査の実効性を上げるよう努めています。

実地監査に当たっては、会員の業務改善に資することを念頭に置き、監査における不備事項等についての判定基準を明確化するとともに、必要に応じてフォローアップ監査を実施し、不備事項等の改善状況を確認しています。

(イ) 合同検査

東京金融取引所参加者である会員については、会員の負担軽減及び監査の効率化のために、2005年度から、取引所との間で合同監査を行うことを原則としていましたが、東京金融取引所自主規制事務局からの申し入れにより2017年度以降一時的に合同監査を停止しました。その後、2019年度に東京金融取引所自主規制事務局と合同検査の再開について協議を行い、新たに合同監査の実施対象先や手続き等について取り決めました。2020年度の合同監査は1件でした。また東京金融取引所の書類考査と実施時期を調整し同時期に行う同時監査を4社に対して実施しました。

(ウ) 監査結果

2020年度の監査結果をみると、おおむね適正な業務管理がなされていると認められましたが、一部会員においては、ロスカット取引の適正執行についての検証が不十分な事例等がみられましたので、必要な指導を行いました。

(3) モニタリング

(ア) モニタリングの概要

モニタリングについては、2009年度以降、種々の規制見直しが実施されていく中で、大きな環境変化の下で会員の円滑な対応を確保し、業務運営を支援する等の観点から、対象項目に関係する全ての会員を対象としたオフサイトの書類監査等と、その結果によりオンサイトの実地監査等を組み合わせて実施するモニタリングを導入することとし、2010年7月より、モニタリング担当の運用を開始したところです。

外国為替証拠金取引、通貨オプション取引等、本協会の自主規制業務の対象となる金融商品を取扱う会員全社に対して、各社の状況を把握するため調査項目を絞ったオフサイト

調査を行い、その結果、必要と認められるものについて、オンサイトの特別監査や特別調査等を組み合わせて実施しています。

(イ) モニタリング項目

2020 年度においては、以下の 12 項目についてモニタリングを実施しています。

- ① 事業報告書及び決算表の状況
- ② 自己資本規制比率等の状況（月次モニタリング帳票）
- ③ 区分管理信託の状況
- ④ 未収金発生状況及び残高状況（「(4) (ア) 為替相場急変時等のロスカット等未収金の公表」参照）
- ⑤ システム障害の状況
- ⑥ 事故報告等の定款第 4 条に基づく各種報告の内容確認
- ⑦ 損失補てんの確認申請及び事後報告の内容確認
- ⑧ 広告モニタリング（ホームページや雑誌の定期的な確認等）（「(4) (イ) 広告モニタリング」参照）
- ⑨ 価格モニタリング（FX 取引における提示価格や約定価格等が対象）
- ⑩ 苦情の状況等
- ⑪ リスク開示モニタリング
- ⑫ ストレステストモニタリング

(ウ) モニタリング結果によるオンサイトの特別監査等

- ① 特別監査（「(4) (エ) 特別監査（オンサイトによる監査）」参照）
- ② 財務状況等の確認を行う各種調査（「(4) (オ) 特別調査」、「(4) (カ) 確認調査」、「(4) (キ) 概況調査」参照）

(4) モニタリング各論

(ア) 為替相場急変時等のロスカット等未収金の公表

- ① 2011 年 9 月以降、為替相場急変時等のロスカット等未収金について、会員からの報告を基に本協会一般向け協会ホームページ上で、月次の発生件数及び金額を公表しています。（法人顧客分は 2015 年 4 月から、2019 年 1 月から店頭・取引所を区分）
- ② 多額のロスカット等未収金が発生するような相場急変が発生した場合には、必要に応じ個別事象ごとの発生状況を調査しています。

2020 年度では、2021 年 3 月のトルコリラの為替相場急変に伴う未収金発生状況を把握する調査を実施しました。併せて、協会一般向け協会ホームページ上に未収金額・件数の速報値を公表しました。

(イ) 広告モニタリング

外国為替証拠金取引や個人向け店頭バイナリーオプション取引については、勧誘規制の対象となっていることから、広告モニタリングを行っています。

- ① 広告モニタリングでは、外国為替証拠金取引や個人向け店頭バイナリーオプション取引を取扱う会員の雑誌広告やホームページ、アフィリエイト広告等を巡回し、誤認防止など投資者保護の観点から、不適切な表示等が認められた会員に対し内容の修正を求める等の指導を行っています。

会員ホームページやキャンペーン広告等に係る 2020 年度の指導件数は、会員 17 社に対し延べ 35 件の指導を行っており、当該指導内容は以下のとおりとなっています。

（参考）広告モニタリングによる指導内容（2020 年度）

広告の種類	延べ件数	概要
HP 上の表記方法	28	不明瞭・不適正な表記

広告の種類	延べ件数	概要
キャンペーン広告	5	キャンペーン実施時の広告表記方法
スプレッド広告	2	検証態勢不十分、表現方法の修正
合計	35	

- ② 必要に応じて全社一斉の注意喚起等を行っており、2020年3月には「新型コロナウイルスの感染症拡大等に伴うスプレッド広告の取扱いについて」を発出し、カバー先のスプレッド拡大に伴って自社の対顧客レートのスプレッドも拡大している場合は適切な広告管理を行うよう、注意喚起を行いました。

(ウ) 書類監査

2010年度より、システムリスク管理態勢、緊急時事業継続態勢の整備状況、店頭外国為替証拠金取引における注文執行態勢の整備状況等について、適宜、必要と認められる事項に関して書類監査を行っています。2020年度においては対象となる会員はありませんでした。

(エ) 特別監査（オンサイトによる監査）

平常時のモニタリング活動の中から、必要と認めた場合等には特別監査を実施しています。2020年度においては対象となる会員はありませんでした。

(オ) 特別調査

投資者の信頼確保の観点から、財務指標が一定の水準を割り込んだ会員及び仲介業務を開始した会員について、特別調査を実施することとしています。

① 財務健全性の確保

2012年度から自己資本規制比率、純資産額が一定の水準を割り込んでいる会員に対し、現状把握のため特別調査を開始しています。2020年度においては対象となる会員はありませんでした。

② 金融商品仲介業への対応

「金融商品仲介業者に関する規則」（2012年11月22日第8回理事会決定、2013年1月1日施行）及び関係諸規則においては、投資者保護に資するため、会員の金融商品仲介業務の委託に関し、金融商品仲介業者に遵守させるべき事項等を定め、仲介業務を委託した会員による指導及び監督を通じて、金融商品仲介業者における適正な業務運営を図ること等が規定されています。このような規制環境を踏まえ、仲介業務の委託を新たに開始した会員については、その業務が適切に実施されているかを確認するため、実地での特別調査を行うこととしています。

2020年度においては対象となる会員はありませんでした。

(カ) 確認調査

2014年度において不適正な報告事例が見られたこと等に鑑み、顧客預り資産の保全、会員の財務内容の適正性を確保するため、新たに財務系を中心とした各種報告内容の正確性・適切性を確認する目的で、無作為抽出した既存会員への短期間の確認調査を行うこととしました。2020年度においては新型コロナウイルス感染症対策の観点から、実施を見合わせています。

(キ) 概況調査

2008年度から、外国為替証拠金取引を取扱う新規入会会員に対し、財務状況等の適正性を確認するための概況調査を開始しました。2020年度の概況調査件数は3社でした。

(ク) 書類調査

① 取引データ保存・報告制度関係事前調査

取引データ保存・報告制度の2021年4月施行に備え、会員から徴求するデータフォー

マットを検討するための書類調査を実施し（2019年4月）、その後、施行後のデータ量を把握するために、会員の約定件数を把握する書類調査を実施（2019年8月、2020年3月）しました。

② サービス稼働状況調査

会員によっては複数のFXサービスを提供しているケースもあるため、その実態把握を目的として全社に対し、2020年5月時点で稼働中のサービスに関する調査を行いました。

この調査の結果は、その後の各種調査・監査等の基礎となる重要な資料となっています。

③ クイック入金に関する書類調査

オンライン上で完結するクイック入金を採用している会員を対象に、FX口座への顧客からの入金に際し、取引口座名義と入金元の銀行口座名義の一致性の確認がなされているか等を確認する書類調査を2020年12月に実施し、調査結果について金融庁と共有しました。

④ バイナリーオプション書類調査

新たにバイナリーオプションを開始する会員がある場合は、バイナリーオプションの開始前にその商品性について書類調査を行い、協会規則違反の有無等の確認を行っています。

2020年度においては1社、実施しました。

(ケ) 事業報告書及び決算表の状況

会員から提出される事業報告書等から会員の事業内容、収益状況等を把握するとともに、役員の異動状況、株主構成等を確認しています。2020年度においては27社の確認を行い、得られた情報は各種モニタリング活動にも活用しています。

(コ) 区分管理信託の状況

会員から毎週提出される区分管理信託表及び金銭信託の残高証明書を全週、全会員分を確認し、会員の区分管理信託が適正に行われているかの確認を行っています。

必要に応じ、個別にヒアリングを行っています。

(サ) システム障害の状況

会員から提出されるシステム障害について、全件、内容の確認を行い、必要に応じて障害の原因、対応策、復旧目途、損失補てんの有無等をヒアリングしています。

障害深度、内容によって特別調査等を検討することとなります。

2020年度においてはシステム障害についての特別調査はありませんでした。

(シ) 損失補てんの確認申請及び事故報告の内容確認

会員から当局に提出される損失補てんの事前の確認申請、事故報告（当該事故に係る確認が不要な場合の報告）を全件、確認しています。

特に事前の確認申請については損失補てんをすることとなった経緯を始めとして、各顧客別、さらに各取引別の売買成立値段等から最終的な補てん金額を精査し、必要に応じ会員に対して修正対応を要請したうえで当局へ書類提出し、その後に会員による損失補てんが実施されることとなっています。

事故報告についても同様に当局へ書類提出をしています。

なお、事故報告の提出期限の厳守を図るため、2020年9月8日付けで会員から協会への本報告書の提出期限を明確化する文書を発出したほか、「事故の確認申請、審査等に関する規則」の一部改正等（2020年12月10日）を行いました。

(ス) 定款施行規則第4条に基づく各種報告の内容確認

定款施行規則第4条に基づく各種報告（当局検査指摘事項への対応の進捗、週次報告される財務状況報告等）を確認し、必要に応じて個別にヒアリングを行い、実態把握を行っています。

(セ) リスク開示モニタリング

2019年9月から店頭FX取引を取扱う金融商品取引業者等については、毎月、リスク情報の開示が義務付けられました。本リスク開示開始後1年間、各社が公表した数値をモニタリングし、当局と情報共有を行いました（現在は、当局においてモニタリングしており、定期的に情報を共有しています）。

(ソ) ストレステストモニタリング

2020年1月から店頭FX取引を行う金融商品取引業者等には、業界横断的な共通ルールに基づくストレステストを毎営業日行い、その結果がマイナスとなった場合は都度、また、マイナスの有無にかかわらずテストの結果を月次で本協会へ報告することが義務付けられました。

協会では、これらの報告を当局に報告するとともに、全社のテスト結果を毎月モニタリングし、当局と情報共有を行っています。

本テスト開始以降、複数の会員において算出誤りが見られたことから、2020年7月8日に、「金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の4に基づくストレステストの算出の適正性に関する注意喚起」を発出し、各会員に対して算出方法の適正性について改めて点検するよう求めました。また、その後も算出誤りの報告が散見されたため、2021年3月19日に、「金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の4に基づくストレステストの算出の適正性に関する注意喚起（その2）」を発出し、今一度、計算プログラムを含めて点検するとともに、定期的に点検することを求めました。

(5) その他

(ア) ゴールデンウィーク中のFX取引に関する投資家への注意喚起

2020年のゴールデンウィークは、新型コロナウイルス感染症の影響やこれに関連する緊急事態宣言の発令等に伴う対応により、例年より外国為替市場の流動性が大きく低下する可能性があったことから、2020年4月27日に、一般向け協会ホームページに「ゴールデンウィーク期間中の外国為替証拠金取引に関する投資家への注意喚起」を掲載し、当該期間中の相場急変等に関する注意喚起を行いました。

(イ) 「監査の手引き」の整備

投資教育プロジェクトの一環として、2019年1月15日に「監査の手引き」を会員向けに公表しました。

「監査の手引き」は、本協会監査部が実地監査で利用している監査のチェックポイントについて取りまとめた資料であり、各会員が社内の管理態勢整備等の参考資料として活用することを目的として公表したものです。

(ウ) その他

① 会員セミナー等

実地での監査、調査や書類監査等で指導した重要な項目については、会員セミナーや会報を通じて注意喚起を行うなどにより、会員全体の業務改善努力を支援しています。

② 「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」との連携

苦情の解決及び紛争のあっせんの業務については、本協会からF I N M A Cへ業務委託（第一種金融商品取引業務に係るあっせんを除く（「(四) 苦情・相談、あっせん事業」参照））を行っています。

F I N M A Cとの間では、同法人発足当初からの取決めで、顧客に係るあっせん、苦情及び相談の状況の概要について月次で報告を受け、必要であると判断した事案については、さらに詳細な記録の提出を求め、会員へのヒアリングや指導に活用しています。

③ 行政当局との連携

金融庁、関東財務局、本協会による定期意見交換会を2015年9月28日（近畿財務局も参加）より行い、金融先物取引に関する情報交換を行っています。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から意見交換会の開催は中止していますが、個別事案について電話等により適宜情報交換を行うこと等により連携を図っています。

2. 会員及び外務員処分関係

(1) 規律委員会の開催状況

2020年度の規律委員会の開催状況は以下のとおりです。（1回開催）

（開催日）

（審議事項及び報告事項）

- 第22回：2020年4月7日
1. 協会規則等の一部改正の件（内部管理責任者に対する処分制度整備関連）
 2. 「内部管理責任者処分量定基準」の制定及び考え方の公表の件

(2) 処分状況

2020年度の本協会の定款等に基づいて会員又は外務員に対して行われた処分の状況は、以下のとおりです。

(ア) 会員処分

本協会定款に基づき、実施した会員処分はありませんでした。

(イ) 外務員処分

金融商品取引法第64条の5及び外務員の登録等に関する規則に基づき、実施した外務員処分はありませんでした。

（注） 会員処分については、定款第19条第1項の規定に基づき実施しています。

外務員処分については、金融商品取引法第64条の7の委任事務として、同法第64条の5に基づき本協会規則「外務員の登録等に関する規則」第11条の処分を実施しています。また、本協会の処分として、同規則第6条に基づき処分を実施しています。

(3) 処分関係制度整備

2020年4月の第22回規律委員会において内部管理責任者に対する処分制度関係が承認され、規則等については、2020年6月17日の理事会において承認されました。

これに伴い、「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」（1997年12月12日第7回理事会決定、2020年6月17日最終改正）の一部改正及び内部管理責任者に関する処分制度規則の新設を行い、2020年7月1日より施行しています。

3. 反社会的勢力への対応

2014年6月4日付で、反社会的勢力による被害の防止に関し、金融庁において監督指針等の改正が行われました。会員の反社会的勢力への対応については、従前より、実地監査の内部管理態勢の整備状況の監査項目としており、引き続き重要な監査項目の一つとして取り組んでい

ます。

4. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応

2018年2月6日付で「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」が金融庁より公表されたことを受け、実地監査において、当該ガイドラインに対する会員の対応状況についてヒアリング項目に追加し確認しています。

5. 無登録業者に関する施策

金融商品取引法に基づく登録のない海外業者（海外無登録業者）が、国内の投資者にFX取引等の勧誘を行っている状況に対しては、金融庁及び関東財務局において、業務をただちにやりやめるよう「警告書」を発出し、業者名を公表するなど、一般投資者に向けた注意喚起がなされています。

本協会としても、2009年度には金融庁と本協会業務委員会委員及び自主規制委員会委員との意見交換会での意見を踏まえて、国内外の関係方面への連絡等を行うなどの取組みを行ってきました。2020年2月には、高額な投資用の情報商材販売を伴う勧誘が学生などに対しても行われ、海外無登録業者と取引して損失が発生したなどの相談が増加していることを踏まえ、金融庁と連携して注意喚起のリーフレットを作成し、金融庁ウェブサイトと一般向け協会ホームページに掲載しました。なお、注意喚起のリーフレットについては、金融庁から国内の各大学を通じて学生に配布されています。

6. 高齢者との取引への対応

高齢者との取引に当たっては、取引開始時及びそれ以降の顧客管理において、通常の顧客に対する場合より慎重な確認を行う等の管理態勢を整備することが望ましいことから、本協会では会員に対して、2017年3月に注意喚起を行い、実地監査においても各会員の管理態勢を確認しています。

(二) 外務員登録関係及び内部管理責任者関係

1. 外務員登録の実施等

(1) 外務員登録の実施

2005年7月より金融先物取引の外務行為を行う者に対し、その登録に係る業務が国から本協会に委任されました（注1）。なお、本協会では、受任した登録業務に対し、登録を申請する会員から登録手数料を徴求しています。

本協会が登録業務を受任して以降、2021年3月末までに累計269,333人の外務員登録が行われ、同日現在の登録外務員数は、127,454人（注2）です。

2020年度、外務員の登録等の処理件数は、登録8,344件（新規・既存）を含め、20,417件、登録に伴う外務員登録手数料収入は約8百万円（注3）でした。

（注1） 金融庁ホームページ 金融商品取引法に基づく外務員の登録及び抹消（監督局 証券課）2021年3月末時点でのURL https://www.fsa.go.jp/koueki/s_houjin/05.pdf 参照。）

（注2） 直近の各年度末における外務員登録者数の推移

2016年度末	2017年度末	2018年度末	2019年度末	2020年度末
125,252人	127,357人	129,856人	129,286人	127,454人

（注3） 外務員登録手数料については、金融商品取引業等に関する内閣府令第256条により、1,000円と定められています。

(2) 委任事務の実施報告

2009 年度分より委任事務の処理報告を作成し、金融庁監督局証券課に提出しています。
2020 年度分についても、2021 年 6 月の通常総会の審議を経て提出します。

(別紙 9 「2020 年度における外務員の登録事務の状況等」参照)

2. 外務員資格試験及び外務員資格更新研修試験

(1) 外務員資格試験

(ア) 2005 年の金融先物取引法の改正(2005 年 7 月 1 日施行)により外務員登録が制度化され、本協会において外務員登録制度が外国為替証拠金取引を取扱う外務員に対して資格試験合格を登録要件とすることとされました。〔「外務員の登録等に関する規則」に関する細則(2005 年 6 月 27 日第 3 回理事会決定、2020 年 6 月 17 日最終改正)〕

(イ) 資格試験合格を登録要件とする外務員の範囲

外務員登録に資格試験の合格を登録要件としているのは外国為替証拠金取引を取扱う外務員、仲介業を行う役員等及び個人向け店頭バイナリーオプション取引を取扱う外務員です。

(2) 外務員資格更新研修試験の概要

登録を受けている外務員(外務員登録時に資格試験合格を要件とする者に限ります。)に対して、その登録を受けた日を基準として 5 年目が経過した場合、又は、新たに外務員の登録をする者が過去 2 年の間に外務員資格試験若しくは外務員資格更新研修試験又は内部管理責任者資格試験に合格していない場合には、外務員資格更新研修(外務員資格更新研修試験の受験)の受講を義務付けることとしています。

なお、2020 年度の外務員資格試験及び外務員資格更新研修試験の受験者数・合格者数については、下記「4. 外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験の実施状況」をご参照ください。

3. 内部管理責任者関係

(1) 内部管理責任者制度及び内部管理責任者資格試験

「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」(1995 年 12 月 12 日第 7 回理事会決定、2020 年 6 月 17 日最終改正)により、会員は、金融先物取引業務について、金融商品取引法その他の関係法令及び本協会規則等の遵守を確保し、投資者の保護と業務の適正な運営を図る見地から、内部管理体制を整備することとされており、本協会が実施する内部管理責任者資格試験(1997 年 2 月から実施)に合格した内部管理責任者を設置すること等が規定されています。

(2) 内部管理担当役員及び内部管理責任者の報告

会員は、「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」第 14 条により、内部管理担当役員及び内部管理責任者について、毎年 7 月末現在の配置状況を協会に報告することとなっています。

2020 年 3 月末現在、会員 142 社における内部管理担当役員等及び内部管理責任者の配置状況は、内部管理担当役員等 138 名、内部管理責任者 637 名となっています。

※ 2020 年 7 月の規則改正後、最初に会員から配置状況報告の提出を求めるのは、2021 年 7 月末時点としています。

4. 外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験の実施状況

本協会の実施している外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験

験は、随時受験可能なオンライン方式により、全国各都道府県 200 箇所余り（2021 年 3 月末現在）で実施されています。

（別紙 10「外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験の実施状況」参照）

（1） 外務員資格試験の実施状況

2020 年度における試験実施状況は、受験者数 675 人に対し、合格者数 674 人となりました。なお、2006 年 4 月から 2021 年 3 月末までの累計受験者数は 27,530 人で、合格者数は 25,679 人です。

（2） 外務員資格更新研修試験の実施状況

2020 年度における試験実施状況は、受験者数 710 人に対し、合格者数 710 人となりました。なお、2009 年 4 月から 2021 年 3 月末までの累計受験者数は 5,649 人で、合格者数は 5,572 人です。

（3） 内部管理責任者資格試験の実施状況

2020 年度における試験実施状況は、受験者数 501 人に対し、合格者数 500 人となりました。なお、1997 年 2 月から 2021 年 3 月末までの累計受験者数は 13,433 人で、合格者数は 11,448 人です

（三） 自主規制ルール関係

1. 自主規制ルールの制定改正手続き等

（1） 自主規制委員会、同部会

自主規制委員会は、会員及び特別参加者の代表者（役員を含みます。）、会員代表者以外から選任された理事並びに学識経験者から構成され、次に掲げる事項のうち重要なものについて、会長の諮問に応じて会長に意見を述べることができます（委員会規則第 3 条及び第 4 条第 2 項）。（「委員会規則」1989 年 9 月 14 日第 2 回理事会決定、2020 年 6 月 17 日最終改正）

（ア） 金融先物取引業に係る自主規制ルールに関する事項

（イ） 金融先物取引業の業務に対する投資者からの苦情の処理に関する事項

また、自主規制委員会の下に、自主規制部会が置かれています。

2020 年度における開催状況については、別紙 3「総会・理事会・委員会等の開催・審議内容等」のとおりです。

（2） パブリックコメント募集の手続きの実施状況

2020 年度は、4 件のパブリックコメントの募集を行い、その募集結果を一般向け協会ホームページ上に掲載しました。

（ア） 2020 年 4 月 「定款」の一部変更の件

（イ） 2020 年 4 月 「金融先物取引業務取扱規則第 25 条の 3 に関する細則（外国為替証拠金取引に係るロスカット取引関係）」の一部改正の件

（ウ） 2020 年 4 月 「広告等の表示及び景品類の提供に関する自主規制規則第 9 条に関する細則（スプレッド広告関係）」の制定の件

（エ） 2020 年 4 月 内部管理責任者に対する処分制度の新設の件

（3） メンバーズコメント募集の手続きの実施状況

2020 年度は、3 件のメンバーズコメントの募集を行い、その募集結果を Kinsaki-net の会員専用サイト上に掲載しました。

（ア） 2020 年 10 月 「事故の確認申請、審査等に関する規則」の一部改正の件

（イ） 2021 年 2 月 「金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 21 号の 4

- に基づくストレステストの実施に関する規則」の一部改正の件
(ウ) 2021年3月「インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドライン」の制定の件

2. 商品別の自主規制審議体組織

(1) FX幹事会

(ア) FX幹事会の概要

2009年度からの外国為替証拠金取引における各種の規制見直しに対して、業務部会及び自主規制部会の下に同取引に関する自主規制ルールを審議する会員組織として、FX専門部会（仮称）が設けられ、その後、外国為替証拠金取引（FX）部会及び同幹事会として位置づけられました。その後、同幹事会を中心に、新制度への円滑な移行と定着を図り、投資者の信頼の確保向上を期するため、広範なルール作りを行ってきました。2014年度においては、7月にFX部会及びFX部会幹事会を一本化し、新たに「FX幹事会」として位置づけ、その後も、継続的に自主規制規則及びガイドラインの整備を進めています。

（別紙11「FX取引に関するこれまでの主な施策」参照）

(イ) 2020年度活動状況

① 有識者検討会への対応

2018年6月に公表された金融庁主催「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」の報告書においてロスカット監視間隔の短縮を求められたことから、これに対応するべく「金融先物取引業務取扱規則第25条の3に関する細則（外国為替証拠金取引に係るロスカット取引関係）」の見直しについて検討し、第39回FX幹事会（2020年4月13日開催）において当該細則の一部改正案の取りまとめを行いました。

当該改正案は、2020年6月に理事会で承認されました（施行は2020年12月1日）。

② スプレッド広告関係

第22回FX幹事会（2017年5月30日）において、幹事会員より、スプレッド広告に関するルールの見直しを求める提案がありました。2017年度より幹事会のテーマとして当該ルールの見直しについて論点の洗い出しを進め、2019年9月から議論の場をワーキング・グループ（名称：スプレッド広告における顧客説明ルールの整理・明確化等に関する検討ワーキング・グループ）に移して検討を行いました。こうした経緯を経て、第39回FX幹事会において当該ルールの見直し案の取りまとめを行い、2020年6月に理事会の承認を得て「広告等の表示及び景品類の提供に関する自主規制規則第9条に関する細則（スプレッド広告関係）」を新設しました（施行は2020年12月1日）。

また、これに伴い、「広告等の表示及び景品類の提供に関するQ&A事例集」等についても所要の見直しを行いました。

③ 府令ストレステスト関係

「金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の4に基づくストレステストの実施に関する規則」の適用除外対象に、G-SIBsのグループ連結子会社のうち総合的なリスク管理の対象に含まれる会員を追加する改正案の取りまとめを行いました（第45回FX幹事会取りまとめ（2021年1月26日）、同年3月12日理事会決定、同日施行）。

④ 不正アクセス等防止関係

インターネット取引における不正アクセス等防止のため、2020年9月から2021年3月にかけてFX幹事会5回、拡大幹事会（広く意見を聴く場としてFX幹事会に業容等を勘案して協会が選定した数社を加えた会）1回での集中的な検討を経て、「インターネッ

ト取引における不正アクセス等防止に向けたガイドライン」等の策定を行いました（第46回FX幹事会決定（2021年3月29日）、同年4月7日制定）。

(2) 個人向け店頭バイナリーオプション取引作業部会（BO作業部会）

(ア) BO作業部会の概要

個人向け店頭バイナリーオプション取引において、取引価格計算は高度な専門的知識が必要なことから、投資者には口座開設時にテストを義務付け、また、投資者との情報非対称性を低減するため、顧客損益情報の各社別開示を義務付けています。このようなバイナリーオプション取引に係る討議の場として2012年9月に組織されたワーキング・グループを前身とし、個人向け店頭バイナリーオプション取引の商品別部会として、個人向け店頭バイナリーオプション取引作業部会が2013年7月に組織されました。

(イ) 2020年度実績

2017年度において行ったバイナリーオプションのQ&Aの追加以降、2020年度は作業部会の開催はありませんでした。

なお、バイナリーオプションの年間の取引概況をまとめた報告書を調査部がまとめ、作業部会に提出し、公表を行っています。

3. 2020年度における定款の変更及び自主規制ルールの制定改正等

(1) 定款の一部変更

2020年6月に、金融商品取引法の一部改正により、新たに金融商品取引法の規制対象とされた暗号資産を用いたデリバティブ取引が本協会の自主規制の対象に含まれないことを明確化するために、業務範囲を整理しました。

また、投資家保護の観点から、金融商品取引業の登録取消処分を受けたときは、顧客取引を終了し、顧客の財産を返還する目的の範囲内においては、本協会会員として、適正かつ円滑な運営を確保するよう監督するための変更をしました。

(2) 自主規制ルールの制定改正等

2020年度においては、以下の自主規制規則の制定改正等が行われています。

(ア) 協会規則の新設

① 「内部管理責任者処分量定基準」の決定及び「内部管理責任者に対する処分に関する考え方」の公表

「内部管理責任者処分量定基準」は、内部管理責任者の処分を検討する際に、処分量定等検討の際の基準となるものですが、開示することで処分量定等の無用な予見が行われるなど、事務運営に支障をきたす恐れがあると考えられるため、当該基準を制定したことのみに公表することとしました。

なお、内部管理責任者の処分検討に当たって考慮すべき主な検討要素については、処分の透明性等確保の観点から「内部管理責任者に対する処分に関する考え方」として公表しました。（2020年6月17日理事会決定、2020年7月1日施行）

② 「広告等の表示及び景品類の提供に関する自主規制規則第9条に関する細則（スプレッド広告関係）」

店頭FX取引のスプレッド広告に関する自主規制については、ガイドラインを定め、ガイドラインの要点説明及びQ&A事例集の中で、ガイドラインに基づく具体的な運用に関する協会の考え方を示しており、会員がスプレッド広告を行う場合は、ガイドラインに違反することのないよう留意することとしています。今回の見直しでは、スプレッド広告表示の適正性を確保するため、ガイドラインを規則に格上げすることで自主規制の強化を図りました。また、これに伴い、要点説明及びQ&A事例集についても所要の

見直しを行いました。(2020年6月17日理事会決定、2020年12月1日施行)

(イ) 本協会規則の一部改正

- ① 「金融先物取引業務取扱規則第25条の3に関する細則(外国為替証拠金取引に係るロスカット取引関係)」

2018年6月に金融庁から「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会報告書」が公表され、その中で「ロスカット監視間隔の短縮」が求められたことを受けて、本細則を改正し、ロスカット監視間隔の短縮その他必要な見直しを行いました。

(2020年6月17日理事会決定、2020年12月1日施行)

- ② 「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」

従前の内部管理責任者規則には、内部管理担当役員等及び内部管理責任者の職務、構成等が規定されており、処分規定は定められておらず、昨今の会員の内部管理態勢の状況等に鑑み、処分に関する規定の整備を行うため、改正を行いました。(2020年6月17日理事会決定、2020年7月1日施行)

- ③ 「委員会規則」

内部管理責任者等に対する処分を規定したことに伴い、個別処分の検討については、規律委員会において検討を行うため、改正を行いました。(2020年6月17日理事会決定、2020年7月1日施行)

- ④ 「外務員に対する処分等に係る手続に関する細則」

内部管理責任者規則第11条による処分時の弁明の手続、処分通知及び不服申立に関する手続内容について、「外務員及び内部管理責任者に対する処分等に係る手続に関する細則」の改正を行いました。(2020年6月17日理事会決定、2020年7月1日施行)

- ⑤ 「個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則」及び「個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則に係るガイドライン」

「個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則」第19条において準用の規定をしていますが、これまで準用していた金融先物取引業務取扱規則第25条の4に関する細則が廃止となり、新たに金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の7に基づく店頭外国為替証拠金取引に関する情報の保存及び同項第21号の8に基づく報告に関する規則を制定したことに伴い規則の改正を行いました。併せて、「個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則に係るガイドライン」も改正を行いました。(2020年6月17日理事会決定、2020年7月1日施行)

- ⑥ 「外務員の登録等に関する規則に関する細則」及び「仲介業者の外務員に対する処分等に係る手続に関する細則」

内部管理責任者規則の一部改正に伴い、これまで「内部管理担当役員等」については、「会員の金融先物取引業務の内部管理を担当する役員又は同業務を統括する者をいう」と定義していましたが、今後、より内部管理態勢の厳格化を行うことを目的として、原則、内部管理部门の役員とすることとし、「内部管理担当役員」に名称を変更するため、細則の改正を行いました。(2020年6月17日理事会決定、2020年7月1日施行)

- ⑦ 「事故の確認申請、審査等に関する規則」

「金融商品取引業等に関する内閣府令」第119条第3項に定める事故報告(金融商品取引法に定める事故に起因して財産上の利益の提供等を行う場合であって、当該事故に係る確認が不要な場合の報告)について、会員から本協会への提出期限を明確化するため、一部改正を行いました。(2020年12月10日理事会決定、同日施行。)

- ⑧ 「金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の4に基づくストレス

テストの実施に関する規則」

店頭FX取扱会員に義務付けられている本規則において、第3条（3）では、国際的な資本規制の対象として厳格なリスク管理が行われている金融機関であることを理由に、「指定親会社を親会社とする特別金融商品取引業者」をストレステストの対象から除外しており、本改正では、これと同等のリスク管理を行う会員に対する取扱いの平仄を合わせるため、一部改正を行いました。（2021年3月12日理事会決定。同日施行。）

（ウ） 本協会ガイドラインの新設

① 「インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドライン」

インターネット取引サービスを提供する金融商品取引業者のシステムへ悪意のある第三者が不正アクセス（ログイン）し、不正出金され、顧客が被害を受ける事象及び顧客情報が漏えいする事象が発生しました。そのため、金融先物取引のインターネット取引における取引口座の開設時から出金に至る各段階における不正アクセス等防止及び脆弱性対策や情報管理、不正利用時の対応等について具体的な留意事項をガイドラインとして定めました。（2021年4月7日施行。）

（3） 自主規制ルールの定期的見直し

（ア） 協会の定める自主規制ルールについて、金融先物取引を巡る環境変化に対応すべく、継続的に見直し、改善を行う必要があるとの考えから、2012年度より、定期的に既存の自主規制規則等の改廃や新たな自主規制規則等の制定の必要性等に関して、会員からの意見等を募集し、自主規制規則等の整備へ反映していくこととしています。

（イ） 直近では、2021年4月に実施しました。

4. FX取扱会員における為替リスク管理態勢の課題への対応

（1） 法人顧客に対する証拠金規制

2017年2月27日より、金融商品取引業者等は、法人を顧客とする店頭外国為替証拠金取引を行う場合、「金融商品取引業等に関する内閣府令」の定めるところにより、当該顧客の証拠金率（証拠金額÷想定元本）が、「2016年6月14日金融庁告示第25号」に示された計算方法に従って算出される「為替リスク想定比率」以上になるように当該顧客から証拠金の預託を受けなければならなくなりました。

本協会では、同告示の示すところにより、当該比率の算出を行っており、当該比率を週次で一般向け協会ホームページに公表しています。

本協会会員は、監督指針に基づき、自社の取引における証拠金率を設定する場合に、当該比率を利用することができます。

また、一般投資家が外国為替市場の動向を理解するうえで有益な投資情報として、『Q U I C K』が2019年1月に当該比率の公表を開始しました。

（2） 「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」への対応

（ア） 金融庁は、金融資本市場におけるセーフティネットを整備する取組みの一環として、現行の店頭FX業者の決済リスクの管理が十分なものとなっているかについて検討を進めるため、「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」を設置し、2018年2月より6回に亘り検討を行い、同年6月13日にその結果を取りまとめた報告書を公表しました。

（イ） 検討会の報告書には、店頭FX業者の決済リスク管理の強化に向けた今後の課題として、①ストレステストを通じた自己資本の拡充や、②取引データの報告制度の充実といった具体的な対応策が示されており、これらの対応策の実効性を確保するためには、自主規

制に加え当局の規制・監督による対応が必要であるとされました。自主規制機関である本協会は、これらへの対応を重要課題として、以下のとおり、金融庁と情報共有を図りながら検討を行い、ルールを取りまとめ等を行いました。

① ストレステストを通じた自己資本の拡充

検討会以前にも、本協会は金融庁と連携し、F X取扱会員を対象とした共通ストレステスト（第1回：2016年2月、第2回：2017年4月）を実施しており、また、これらの共通ストレステストの結果等を踏まえ、2016年10月にストレステスト・ワーキング・グループを設置し、ストレステストの精緻化・高度化に向けて継続的に検討を行ってきました。（2016年10月から2018年4月までに7回開催）

こうした中、検討会の報告書でストレステストのあり方等について方向性が示されたことを踏まえ、従来のストレステスト・ワーキング・グループとF X幹事会を一体化した会議体である拡大幹事会において、これまでの議論を引き継ぐ形で継続的な検討を行い、新たな自主規制規則案を取りまとめました。（2018年9月から同年12月までに5回開催）

他方、金融庁においては、2019年3月25日、協会の自主規制規則に基づくストレステストの実施を会員に義務付ける方向で「金商商品取引業等に関する内閣府令」を一部改正しました（同年4月1日施行）。これを受けて本協会においても検討会での提言を踏まえ、自主規制規則として「金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の4に基づくストレステストの実施に関する規則」を改正府令の公布日と同日付で制定しました。

その後、会員の対応状況に関する書類調査やQ & Aの発出等の準備過程を経て、2020年1月1日、当該規則が施行されました。

② 取引データの報告制度の充実

取引データの報告制度については、2018年6月より協会内で対応を開始し、先行事例である全米先物協会へのヒアリング、報告フォーマット等に関する事前調査（書類調査）を行いました。それらの結果を踏まえて、F X幹事会において規則案の審議・取りまとめが行われ、2019年8月に理事会の承認を得て制定されました。併せて、同制度運用に係る負担金徴収に関する規則についても、同様の手続きを経て2019年11月に制定されました。

制度対応のための新規システム開発に関しては、R F Pに基づき複数のシステム開発ベンダーから提出されたシステム開発提案内容について、F X取引に知見のあるコンサルティング会社からの第三者としての評価結果も踏まえて、開発内容のほか、コスト、サポート体制等を総合評価のうえベンダー選定を行いました。

2020年1月には報告対象となる全会員を対象に報告フォーマットに関する説明会を実施し、2020年3月には報告実施の対応要領や関連Q & Aを会員向けに公表しました（同年7月第2版、8月に第3版、10月に第4版を公表）。

2020年2月までにシステム開発に係る要件定義を終え、引き続き金融庁、対象F X取扱会員、システム開発ベンダー等と連携を図りつつ、詳細設計・開発を進めてきたところであり、2021年4月1日の運用開始に向けて2020年9月から段階的なユーザーテストを実施しています。これらの過程を経て2020年度末までにシステム開発が完了し、2021年4月1日以降、本番に移行し本制度の運用を開始しました。

《システム開発及び運用に向けての施策等》

① 報告項目検討のための書類調査（2019年3月）

② 約条件数把握のための書類調査（2019年8月）

- ③ 当該制度に係るシステム開発に向けて報告フォーマットに関する説明会（2020年1月）
- ④ 当該制度に係る対応要領及び関連Q&Aを会員向けに公表（2020年3月）
- ⑤ 約定件数及び約定ルール等の把握のための書類調査（2020年3月）
- ⑥ SFTP サーバ利用説明資料の公表（2020年5月）
- ⑦ 当該制度に係る対応要領及び関連Q&A第2版を会員向けに公表（2020年7月）
- ⑧ 当該制度に係る対応要領及び関連Q&A第3版を会員向けに公表（2020年8月）
- ⑨ 日次報告ファイル取込テスト（2020年9月）
- ⑩ 当該制度に係る対応要領及び関連Q&A第4版を会員向けに公表（2020年10月）
- ⑪ 対象全会員参加のUAT（2021年1月～3月）
- ⑫ 府令施行に伴い、システムリリース（2021年4月1日）
- ③ リスク情報の開示
2019年9月より、店頭FX取引を行う金融商品取引業者等は、法令等に基づき、リスク情報（イ、未カバー率、ロ、カバー取引の状況、ハ、平均証拠金率）を開示することが義務付けられました。本協会では、会員がこれらのリスク情報を開示する際の参考として、開示様式例とその記入見本を作成しました。なお、対象会員の開示結果については、金融庁証券課と協会が情報共有を行っています。

（四） 苦情・相談、あっせん事業

苦情の解決及び紛争のあっせんの業務については、2010年2月、「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」への業務委託を開始しました。

第一種金融商品取引業に係るあっせんについては、指定紛争解決機関であるFINMACの独自業務となりました。他方、苦情相談、あっせんのうち、第二種金融商品取引業務及び登録金融機関業務に係るものについては、本協会から業務委託を行っています。

苦情等の状況については、昨年度は増加したものの、近年は減少傾向にあり、2020年度の状況は、あっせん10件（前年同期16件）、苦情40件（同87件）、相談219件（同184件）、合計で269件（同293件、8.2%減）となっています。

苦情等の内容を取引別に見ると、外国為替証拠金取引は、対面営業による勧誘姿勢やシステム障害等に関する苦情等であり、通貨オプション取引は、バイナリーオプション取引（BO）に係る相談となっています。一時期大幅に増加したBOを除く通貨オプション取引に係る苦情は、近年は無くなり、2020年度においても0件となっています。

（2021年3月末現在における苦情・相談、あっせんの状況は、別紙12「あっせん・苦情・相談処理状況」参照）

また、FINMACとは紛争解決等業務の委託等に関する協定を締結し、紛争解決等業務の実施に要する費用の負担をしています。

（五） サイバーセキュリティ

1. サイバーセキュリティに関する本協会の対応方針

2015年4月に金融庁により「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」が改正され、同年7月には「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針について」が公表されるなど、金融分野においてもサイバーセキュリティの一層の強化が求められている中、本協会では当面の対応方針を取りまとめ、「サイバーセキュリティへの取組みの件」として、2016

年3月30日の理事会に報告しました。

当該対応方針には、2016年度より、一般社団法人JPCERTコーディネーションセンター（以下「JPCERT」という。）が提供する「早期警戒情報」を本協会で取得して会員へ伝達すること、公益財団法人金融情報システムセンターが刊行している「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」のサイバーセキュリティに関する記述の解釈について、本協会を通じて当該団体に確認できるよう、会員からの問合せ受付窓口を設けること等が盛り込まれています。

なお、2016年6月よりJPCERTの「早期警戒情報」のうち、インディケータ情報（注）については協会経由での会員提供は行わないこととなり、当該情報を希望する会員は、JPCERTから直接「早期警戒情報」を取得する仕組みに変更となりました。

（注） 「インディケータ」は、APTの可能性のある攻撃又は攻撃の準備活動を選り分けるためのデータ若しくは情報のことをいいます。

（参考）2016年3月30日の理事会報告

○ 報告事項

Ⅰ. サイバーセキュリティへの取組みの件

標記の件に関して、昨年4月に「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」が改正され、同7月には「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針について」（以下「取組方針」という。）が公表されるなど、金融分野においてもサイバーセキュリティの一層の強化が求められている中、本協会としての当面の対応方針を以下のとおり決定する。

次の各項に掲げる対応の実施等に当たっては、会員及び事務局内の事務効率に配慮した効果的な実施を図ることとして、所要の対応態勢を整えることとする。

1. 脆弱性情報や標的型などのサイバー攻撃への警戒情報その他サイバーセキュリティに係る動向等について、例えば、次の（ア）から（エ）に掲げるところにより、会員の業容等を踏まえつつ、情報提供チャネルの確保等を行う。当面、平時の内部管理態勢における意識水準の保全、会員の業務効率への寄与などを目的とする。

（ア） 一般社団法人JPCERTコーディネーションセンターが提供する「早期警戒情報」の利用登録により取得する情報の会員への伝達を行う。

（イ） 一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター（JC3）等のサイバーセキュリティ関連団体より講師を招く等して、直近の動向や過去事例についての解説等を会員セミナーの際に実施する。

（ウ） 本協会専属の会員も多いFX取扱会員における相互の連携、情報共有の仕組み等について検討を行う。例えば、金融ISAC参加会員や（ア）の情報受信担当者による座談会の開催などが考えられる。

（エ） その他

2. 公益財団法人金融情報システムセンター（以下「FISC」という。）では、昨年7月より、サイバーセキュリティに関する「FISC安全対策基準」の解釈運用について、FISC会員や主としてFISC会員から構成される業界団体、サイバーセキュリティに関する国内の情報共有機関からの問合せを受け付ける運用を開始している。

本協会の会員において上述の安全対策基準の解釈運用について問合せがある場合、FISC会員である本協会からFISCに確認することが可能であることから、その問合せ

の受付窓口を設ける。

3. 本協会の事務局職員のセキュリティ関連能力水準の向上を図る。

4. 「取組方針」に記載されている「業界団体等（CEPTOAR）を通じた情報提供」が、本協会に対しても確実に行われるよう関係方面と連携をとり、実際に当該情報提供があった際には、速やかに会員に対して通知する。

本ドキュメント記載内容については、今後とも適切に見直しを図る。

2. 本協会会員には、重要インフラ事業者等に指定されておらず、いずれの金融CEPTOARにも加盟していない会員がいますが、本協会としては、当該会員に対してCEPTOARと同等に情報を事業報告資料編提供していくことを目的とし、上述の取組みを進めています。

3. サイバーセキュリティ関係への対応

(ア) 2020年9月、金融庁の要請を受けて、「オンライン取引サービスを顧客に提供する金融商品取引業者におけるシステムリスク管理態勢の自主点検及び顧客被害の発生状況の確認について」による自主点検を本協会のFX取引取扱会員へ依頼し、その結果について取りまとめを行いました。また、FX幹事会では、当該自主点検の結果等を踏まえた対策について検討を重ね、「インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドライン」をメンバーズコメント募集の手続きを経て、2021年4月7日に制定しました。

(イ) 2020年10月6日、日本証券業協会と合同による「オンライン取引サービスを顧客に提供する金融商品取引業者におけるシステムリスク管理態勢の自主点検要請に関する説明会」を開催し、金融庁より講演いただきました。

(ウ) サイバーセキュリティ関連説明会は、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、今年度は金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall IV）のフィードバックを書面により通知しました。（金先協 2020 年第 137 号 E 参照）

また、同年10月16日、金融業界全体のサイバーセキュリティに対する態勢のレベルを底上げすることを目的として、金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall V）が実施され、本協会会員より、FX取引取扱会員（4社）が参加しています。

（六） 会員の教育研修事業

規制環境の変化の著しい状況等に顧み、会員と関係各方面との意見交換について新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じた上で開催しました。2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえ、セミナーの開催はWEBによるものとし、協会事務局の活動をお伝えする等の他、日本銀行調査統計局、財務省国際局、金融庁、財務局等にご講演をいただいています。

2020年度は、以下のとおり開催しています。

開催日時	テーマ	講師
2020年10月6日 会員説明会 (Webex によるWEB)	「オンライン取引サービスを顧客に提供する金融商品取引業者におけるシステムリスク管理態勢の自主点検要請に	金融庁 監督局証券課

開催日時	テーマ	講師
開催)	関する説明会	
2020年12月16日 会員セミナー (WebexによるWEB 開催)	「コロナ後の新しい社会」	近畿財務局理財部 金融監督官 西方正弘 氏
	「協会監査・苦情等について」	本協会監査部長 村田雅彦
	「FX取引等における個人顧客損益の 実態調査の結果等について」	本協会調査部長 北村剛志
2021年3月5日 会員セミナー (TeamsによるWEB 開催)	「日本経済の現状と展望」	日本銀行 調査統計局 経済調査課長 川本卓司 氏
	「最近の国際金融情勢」	財務省 国際局 為替市場課長 野村宗成 氏
	「協会監査・苦情等について」	本協会監査部長 村田雅彦
	「FX取引等における個人顧客損益の 実態調査の結果等について」	本協会調査部長 北村剛志
2021年3月9日～12 日 会員説明会 (WebexによるWEB 会議)	「マネー・ローンダリング及びテロ資 金供与対策に関するガイドラインの一 部改正」	金融庁総合政策局リスク分 析総括課

(これまでのセミナー・説明会の実績については、別紙13「協会開催セミナー・説明会等の開催状況」参照)

(七) 調査統計

1. 調査統計事業の状況

本協会では、円滑な自主規制活動を推進するため、会員からの定期的な報告をもとに、所管金融商品取引や会員の業務状況に関する統計、その他の調査を行っています。

(別紙14「協会事務局への統計等に関する定期報告(2021年3月31日現在)」参照)

(1) 定期調査

(ア) 本協会独自の調査

一般社会における金融先物取引への理解の促進などを目的に、定款施行規則第3条による会員からの報告を集計し、統計資料として一般向け協会ホームページにて公表しています。

公表に際しては、市況などの概況説明を記載したファイルと統計数値ファイルを分けるなど、一般の利用者が統計分析をしやすいように工夫しながら提供しています。一般公表ファイルには、金融・資本市場統計整備懇談会の標準化様式に沿った英文を添えるなど、国内外の利用者のニーズへの対応に努めています。

(イ) 東京外国為替市場委員会との共同調査

本協会では、2011年より毎年1回、東京外国為替市場委員会との共同調査として、店頭外国為替証拠金取引と外国為替市場との関係性に着目した調査を実施しています。2020年度は4月に実施し、調査対象会員全社の52社から所定の調査票に回答して頂いた内容を分析し、調査結果レポートをまとめ、一般向け協会ホームページに公表しました(2020年10月30日)。なお、同調査結果レポートは東京外国為替市場委員会のホームページにも

掲載されています。

(2) スポット調査

本協会では、適宜、会員を対象とした金融先物取引に関連する調査を実施しています。なお、2020年度のスポット調査の実績はありません。

(3) 外部機関との連携

(ア) 金融・資本市場統計整備懇談会及び証券ポータルサイト

本協会は金融・資本市場統計整備懇談会に参加し、関係機関と共に統計の標準化作業、統計情報の利用促進に取り組んでいます。また、一般向け協会ホームページを通じて提供する統計情報その他調査関連資料については、公益財団法人日本証券経済研究所が運営する証券ポータルサイトからのリンクを受け、公衆閲覧の充実に努めています。

(イ) リフィニティブ社（旧トムソン・ロイター社）

2011年12月より、協会が集計した月次速報・四半期出来高に基づき、店頭外国為替証拠金取引額等の情報が配信されています。（R I Cコード：F F A J 0 1からF F A J 0 4）

(ウ) 東京外国為替市場委員会

① 本協会は、東京外国為替市場委員会の下部組織であるE・コマース小委員会、バイサイド小委員会に所属しています。各小委員会での討議内容等は、F X幹事会に報告しています。

② 2011年度より、前述の定期調査に記載する共同調査を実施しています。

③ 各国外国為替市場共通の外為行動規範（FX Global Code of Conduct 以下「G C O C」という。）について、金融商品取引法に基づく自主規制機関である本協会としては、セルサイド及びバイサイドの市場参加者が会員となっていること、G C O Cは外為市場の参加者に対し法律上又は規制上の義務を課すものではないと理解されていることなどを踏まえ、G C O Cの意義や、G C O Cで求められているStatement of Commitment（遵守意思表明）の意味合いなどについて、東京外国為替市場委員会との情報共有を基に、会員の理解及び認識の共有に努めています。

(エ) シンクタンクとの連携

投資者教育の一環として、シンクタンクと連携して一般投資者向けの啓蒙資料の作成を進めており、F X取引において投資者の取引が活発となってきている新興国通貨に関する情報を取りまとめたレポートや、F X取引市場の動向に関するレポートを取りまとめ、取引を行うに当たっての基礎的な知識を普及することを目的としたレポートの作成を進めています。

2020年度は、公益法人国際通貨研究所にレポートの寄稿を依頼し、「新興国通貨の基礎知識」として、南アフリカ編、メキシコ編、ブラジル編、ロシア編のレポートを一般向け協会ホームページに公表しました。また、協会が保有している統計データを活用したF X取引市場の動向に関するレポートについても、同様に公表しました。

(4) マッピング

本協会では、適宜、新たな金融先物取引の内容やデリバティブ取引に関する規制を調査し、その取引に対する各種規制の適用状況や出来高の推移などについて整理（マッピング）を図っています。また英訳版を作成し、海外の規制当局や自主規制機関等に提供しています。

（別紙15「所管金融商品取引の状況（マッピング）」参照）

2. 顧客損益状況調査

顧客損益状況調査は、顧客の損益にかかる基礎的情報の収集を目的として、2014年より毎年実施しています。

2019年を対象とした調査の結果については、2020年9月29日開催の第42回FX幹事会にて報告し、調査結果資料をKinsaki-netに掲載しました。

(八) 投資教育

1. 投資教育事業計画

一般投資者の参加が進むデリバティブ取引について、今後とも投資者の信頼に基づく健全な発展を続けるためには、投資者自身の金融リテラシーを高めるとともに、金融リテラシーを踏まえた投資者の行動を支える金融商品取引業者の態勢をさらに整えることが肝要であると考えられます。本協会においては、金融先物取引に関する自主規制機関として、投資者と会員、それぞれの金融リテラシーへの取組みを支えることが必要と考えられ、投資者リテラシーを高め取引の健全な発展を図るための施策を計画的に推進することを目的として、2016年度より5年間の多年度計画として投資教育事業計画を決定し具体的な取組みを開始しました。本件については、現在の協会の厳しい財務事情の中で、計画の一部（投資者教育）については、「公益財団法人資本市場振興財団」より助成（注）を頂いています。

（別紙16「投資教育事業計画」参照）

（注） 助成の内容

2016年度より、投資教育事業の公益目的にご理解をいただき、事業経費の一部については、公益財団法人資本市場振興財団からの助成金によって賄うこととなりました。

助成の対象となる2020年度の事業及び経費細目、助成金額は下表のとおりです。

（参考）助成の対象となる事業及び経費細目、助成金額

項 目	計画額	実施額	うち 助成	備 考
			金充当額	
使途・内訳	千円	千円	千円	
① 投資者教育プロジェクト	9,125	8,002	4,728	行動経済学的分析等をテーマとした学術連携の実施他
② 教材開発	11,036	8,922	5,272	投資者向け教材作成料他
合計（総事業費）	20,161	16,924	10,000	

2. 投資教育事業の3つの柱

投資教育事業の3つの柱は、それぞれ次の内容の具体化を目標とするものです。

・ 投資者教育

一般の投資者を対象として、金融先物取引に関するリテラシーを高めることを目的として、そのために必要となる教材や学習環境を開発し、投資者に広く提供すること。

・ プロフェッショナル教育

投資者のリテラシー向上に直接的な貢献を期待される会員役職員を対象とし、その必要知識の向上と職業倫理の実践を図ることを目的として、教材や学習環境の開発、提供に加え、倫理に関連する自主規制体系の確立や役職員教育の礎となる資格試験の見直し、継続教育体系の構

築を進めること。

- ・ 市場環境整備

投資者によるリテラシーに基づく行動が円滑に行うことができるように、市場を取り巻く環境の改善を図ることを目的とし、投資者に発信する情報、取引の仕様、顧客管理の在り方、市場の将来像を見据えた対応などの諸課題を幅広く取り上げ、協会を通じて会員が具体的な検討を円滑に行うことができるように、その論点等を整理すること。

3. 事業内容

(1) 2020 年度における事業

2016 年度に立ち上げた各プロジェクトは、計画期間中の円滑な執行を図るため、PDCA に基づき進捗状況を把握し管理しています。5 年目となる 2020 年度は以下に示すような進捗がありました。

(2) 2020 年度の活動

① 投資者アンケート調査

2018 年 2 月に「外国為替証拠金取引の取引顧客における金融リテラシーに関する実態調査」を実施し、当該調査の結果を、2018 年 9 月 27 日付で一般向け協会ホームページに公表しました。本年度は、同調査データを本協会の学術アドバイザーに委嘱している岩壺健太郎神戸大学大学院経済学研究科教授に提供し、海外研究者との共同研究をまとめた論文を Kinsaki-net にて会員向けに公表しています。

② 投資者属性調査

③の投資（家）行動研究と合わせて学術連携の研究テーマとしていただいています

③ 投資（家）行動研究

後述の「(九) 学術連携事業の状況」を参照ください。

④ 投資家教育国際フォーラムへの参加

下記「4. 投資教育に関する国際機関との連携」を参照ください。

⑤ 倫理綱領の作成

2019 年度で完了しました。

⑥ 教育コンテンツ・ウェビナ開発

教育コンテンツ開発の一環として進めてきた海外教材の翻訳事業は 2018 年度に完了し、「Futures and Options」は本協会ホームページで広く投資者の供覧に付されており、また「Foreign Exchange Options」は金融財政事情研究会より「通貨オプション入門」として出版されています。2つの教材は 2019 年度、2020 年度に実施された地方銀行協会の研修（本協会職員が講師）の教材として使用しました。

また、もう 1 つの主要金融商品である FX 証拠金取引の市場リスクを一般投資者に分かりやすく説明するコンテンツの作成は、コンテンツ制作の委託先である株式会社日本経済社と進め、一般向け協会ホームページに 2020 年 10 月公開しました。

⑦ 教材シラバス作成と資格・研修制度プロジェクトは、前年度、今年度ともコロナ禍の影響による就業環境の変化のため、資格・研修制度の見直し等は未達成となりました。今後は、本件プロジェクトとは切り離し、外務員資格試験の担当部で次年度以降検討を進めていきます。

⑧ 制度向上・プリンシプル・ベース

2019 年度で完了しました。

⑨ 市場環境整備については、2016 年 12 月 12 日に市場環境ワーキングを設置し、投資者がリテラシーを実践するための環境を整備すること、投資者が“安心”して取引を行える環

境、あるいは将来に亘って“効率的”に運用することができる環境の整備などに通じる事柄を検討テーマとして議論が開始されました。2019年度は一時中断していましたが、2020年度からは学術連携（法学）研究会と連携して開催する準備を進めていましたが、上記⑦と同様の理由で未達成となっています。本件は引き続き次年度以降に学術連携（法学）研究会と連携して実施することを検討していきます。

4. 投資教育に関する国際機関との連携

投資教育に関する国際的な推進機関である、投資家教育国際フォーラム（International Forum for Investor Education (IFIE)※）に2016年3月から加盟しています。

（※）IFIE（投資家教育国際フォーラム）は、世界中の関係機関等と横断的に連携して、金融知識と投資者教育の向上を支援することを目的として2005年に設立されました。

（別紙17「投資家教育国際フォーラム (IFIE) の概要」参照）

（九）学術連携事業の状況

1. 投資（家）行動の実証分析

2018年度より岩壺健太郎神戸大学大学院経済学研究科教授に、投資期間や投資頻度などをもとに投資者を分類し、投資戦略ごとの投資収益率を比較することをテーマとした研究を依頼しています。

2020年度は実際の店頭外国為替証拠金取引のデータを解析して保有期間と収益の関係について分析を進め、2020年9月29日に研究会を開催し中間報告を行い、最終的な分析結果は2021年1月19日にWEB会議で行われた研究会で報告されました。研究結果は論文として寄稿され、協会会報127号に掲載しました。

2. FX取引における法的構造

学術連携（法学）研究会を、2020年3月2日に開催し、主に取引データ保存・報告制度が運用された際に想定される課題として、価格の適正性の考え方、指標とすべきレファレンスレートのある方などについて、神作裕之東京大学大学院法学政治学研究科教授、弥永真生筑波大学ビジネスサイエンス系教授、飯田秀総東京大学大学院法学政治学研究科准教授、白井正和京都大学教授に参加いただき、意見交換を行いました。なお、2020年度は、2021年4月から開始する取引報告制度のデータ分析を踏まえて意見交換を行うこととし、年度内の開催はありませんでした。

（十）行政機関・内外の自主規制機関等との関係

1. 行政庁との意見交換

（1）意見交換会等

第一部、(二)、4.(2)「金融庁との意見交換会の実施」に記載のように、金融庁幹部と本協会業務委員会委員及び自主規制委員会委員との意見交換会を開催していますが、2020年度については、10月12日に開催しました。

（2）「マネロン対応高度化官民連絡会」

財務省、金融庁、法務省等によりFATF対応、マネロン対応についてのプレゼンテーションが、2020年度は10月6日、12月25日及び2021年3月22日に行われ、本協会はオブザーバーとして参加しました。

2. 他の自主規制機関等との協調

(1) 国内の自主規制機関等との関係

2007 年金融商品取引業協会懇談会中間論点整理に示されたところ等に従い、他の金融商品取引業協会等との連携協力の充実に努めています。

2020 年度においては、以下のような実施がありました。

(ア) 新型コロナウイルス感染症拡大を受けて外務員登録申請等の手続きについて金融庁及び日本証券業協会と連携し、特例措置をとっています。

また、外務員資格更新研修の受講義務期間についても同様に特例措置をとることとしました。

(イ) 2019 年度より地方銀行協会主催の研修に、講師派遣等の支援をしています。

(ウ) 日本で開催された I F I A R (International Forum of Independent Audit Regulators : 監査監督機関国際フォーラム) 日本事務局の第 4 回総会に出席しました。

(2) 国外の自主規制機関等との関係

金融先物取引を所掌する自主規制機関である本協会は、先物取引の世界的な機構である F I A (Futures Industry Association) に加盟しています。その研修機関である I F M (Institute of Financial Market) より高い評価をいただき、本事業について先方のホームページで紹介されています。また、投資教育事業に関して、「(ハ)、4. 投資教育に関する国際機関との連携」に記載の I F I E と証券監督者国際機構 (I O S C O) の共催による「投資教育コンファレンス」に参加しています。

(別紙 18 「他の自主規制機関等との協調」 参照)

3. その他

(1) 暗号資産（仮想通貨）関係

2016 年 3 月 4 日に仮想通貨に関する法律として、「資金決済に関する法律の一部改正」が国会へ提出され、同年 5 月 25 日に成立し、2017 年 4 月 1 日より施行されました。仮想通貨と仮想通貨交換業者が資金決済法上の規制対象となり、登録制の導入、説明義務等の利用者保護規定が整備されました。

近年、暗号資産の取引においては証拠金を用いた暗号資産の取引や暗号資産による資金調達など新たな取引が登場してきており、これに対応するため、金融庁は 2019 年 3 月 15 日に「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」を国会に提出、同年 5 月 31 日に成立、6 月 7 日に公布され、2020 年 5 月 1 日に施行されました。

これらを受け、新たに設立された一般社団法人日本暗号資産取引業協会及び一般社団法人日本 S T O 協会と業務範囲、外務員登録事務等を連携しています。

(2) 顧客本位の業務運営に関する原則

金融審議会市場ワーキング・グループより 2016 年 12 月 22 日に公表された「国民の安定的な資産形成に向けた取組みと市場・取引所を巡る制度整備について」の報告を踏まえ、2017 年 3 月 30 日、金融庁において「顧客本位の業務運営に関する原則」が公表されました。

金融庁では「プリンシプル・ベース」に軸足を置いた金融行政が展開されていることを踏まえ、本協会は会員と共に、その理解及び認識の共有に努めています。また、本協会が進めている投資教育事業での市場環境整備等での検討の方向を踏まえつつ、会員と共に幅広く検

討していきたいと考えています。

(3) マネロン・テロ資金供与対策

国際社会におけるテロ脅威等が高まる中、我が国金融機関等においても更なるマネロン・テロ資金供与対策の態勢高度化が求められており、2019年度には我が国に対して、第4次FATF対日相互審査が実施されました。

※ 第4次FATF対日相互審査は了していますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から結果の公表が遅れ、本年8月に公表を予定しています。

本協会においては、「マネロン対応高度化官民連絡会」にオブザーバー参加し、各方面との情報共有に努めています。

(4) 金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討

新型コロナウイルス感染症拡大を契機としてテレワーク導入の機運が高まり、書類ベースでのやりとりや押印原則のため出勤せざるをえない従来の商慣習が問題視されてきていることから、金融業界においても、書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討が進められています。

本協会は、金融庁に設置された「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」に参加しました。同検討会では、2020年6月から12月までの計9回にわたり、金融業界におけるこれまでの書面・押印・対面手続の見直し状況の把握や、さらなる見直しに向けた課題や取組方針について検討を行いました。金融庁ホームページにおいて、その結果を取りまとめた論点整理が公表されています。

(5) 「国際金融都市OSAKA推進委員会」

国際金融をめぐる情勢が大きく変化する中、国において、国際金融都市の確立を目指す動きが本格化しています。その一つの動きである大阪における国際金融都市の実現に向けて、行政機関・経済界・各種団体等が協力して取組みを推進するため、2021年3月29日に「国際金融都市OSAKA推進委員会」の設立総会が開催されました。本協会はオブザーバーとして参加しました。

第五部 財務の概況と課題

(一) 2020 年度決算について (2020 年度収支計算書ベース)

1. 2020 年度決算 (収支計算書ベース) の概要

(1) 2020 年度決算 (収支計算書ベース) の概要

2020 年度収支計算書によると、事業活動収支の部が、収入 335 百万円、支出 371 百万円、特定資産等を管理する投資活動収支の部が、収入 86 百万円、支出 36 百万円、預り預託金等を受け払いする財務活動収支の部が、収入 12 百万円、支出 26 百万円となっており、これら 3 つの部の収支差額を合わせた当期収支差額に前期繰越収支差額を加えた 10 百万円は、次期に繰り越しています。

(2) 法人全体の単年度の収支差額

収支計算書は収支が 3 つの部に分かれているため、これらをまとめた別紙 19「2020 年度収支計算書の概要」により、決算の状況を報告します。

- ① 2020 年度の収入の総額は 10 行目、2020 年度決算額欄の 340 百万円 (No. 18 事業活動収入 335 百万円、No. 50 役員退職慰労引当資産取崩収入 5 百万円の合計) となっています。
- ② 2020 年度の支出の総額は 33 行目、2020 年度決算額欄の 395 百万円 (No. 42 事業活動支出 371 百万円、No. 55 役員退職慰労引当資産取得支出 2 百万円、No. 56 退職給付引当資産取得支出 10 百万円、No. 58 什器備品取得支出 3 百万円、No. 59 ソフトウェア取得支出 10 百万円の合計) となっています。
- ③ 2020 年度における法人全体の単年度収支差額は 34 行目、2020 年度決算額欄のマイナス 55 百万円となり、35 行目の過剰金積立資金 (No. 48 過剰金積立資金取崩収入 11 百万円) 及び 36 行目の自主規制事業実施積立資金 (No. 49 自主規制事業実施積立資金取崩収入 55 百万円) を取崩し充当しています。
- ④ 2020 年度決算における収入 (9 行目の役員退職慰労引当資産取崩収入を除く。) については、1 行目事業活動収入が 335 百万円となっており、予算に対して受験料収入及び外務員登録手数料収入の減があったため、実質 9 百万円の収入予算未達となりました。

支出については、33 行目支出合計が 395 百万円となっており、予算に対して 13 行目調査・研究費支出の減、15 行目広報研修・試験費支出の減、18 行目職員給与支出の減、21 行目及び 27 行目のその他事務管理費支出の減があったこと、加えて 32 行目の予備費の支出が行われなかったこと等の結果により 96 百万円の支出予算未達となりました。

2020 年度においては、役員の退任に伴い退職慰労金支出が発生したこと及び什器備品の取得費用が予算超過となったことから、No. 27 職員給与支出及び No. 31 その他事務管理費支出から予算の科目間流用を行い対応しています。

(3) 収支均衡の必要性

上記のように、本協会においては、収入不足を生じています。このような状況に対して収支均衡を図ることは重要な課題ですので、会員の理解を得て財務均衡※に向けて取り組んでいます。

※ 財務均衡については「(二) 中期的な財務均衡の必要性」参照

(二) 中期的な財務均衡の必要性

1. 本協会の会費の構造と内部留保活用による財務運営

現在、本協会の会費は、定額会費と比例会費からなっています。

「定額会費」は会員一律で年会費60万円であり、「比例会費」は、取引枚数が1万枚以上の会員が「対象会員」となる会費です。

「比例会費対象額」は、支出総額に対して、定額会費や入会金等の収入で不足する差額としており、この比例会費により、原則、収支相償する構造となっています。

現状においては、内部留保（注）を減額して充当活用することで比例会費額を抑制し、収支と会費、内部留保のバランス等に配慮しながら財務運営をしているところです。

2021年度予算では、会費規定上の比例会費対象額は、305百万円となりますが、内部留保の取崩し等により69百万円（内部留保の取崩し59百万円と助成金収入10百万円の合計）を充当し、実際の比例会費総額は236百万円に圧縮しています。

（別紙20「本協会の会費の構造と内部留保活用による財務運営」参照）

（注） 2012年度予算当時、約830百万円あった内部留保は、2020年度決算時には約342百万円にまで減少しています。

内部留保については、下記「2. 中期的な収支均衡の取組み」参照。

2. 中期的な収支均衡の取組み

前述のとおり、近年、本協会は会費等の収入不足を自主規制事業実施積立資金（いわゆる「内部留保」）の取崩し充当により、対応してきたところです。このような中、自主規制機関として、安定的な業務運営のためには、財務収支を均衡させることが課題となっています。

このような収支不均衡が生じた要因は、以下の3点と考えられます。

- ① 2009年度以来の体制整備のための増員による人件費の増加
- ② 1993年度以来保有してきた20年国債償還のための運用替えによる利子収入の減少
- ③ 2009年度以来の会員数の減少による定額会費収入の減少等

本協会としては財務収支の均衡に向けて引き続き毎年度の予算編成において収支・会費・内部留保などの財務状況等を会員に示して検討いただき、健全な財務運営に努めていきます。

（注1）（これまでの経緯）

このような取組みは、一般社団法人への移行に際して始めたものですが、2012年度において2009年度からの協会の体制整備がほぼ一巡したことを受け、2013年度予算編成より、予算を同年度の水準のまま据え置くと仮定し、2023年度までの中長期的な収支の状況を「2023年度までの試算」として作成し、財務の中長期的な視点でその位置づけを見ながら、一定の仮定により中長期的な財務均衡の姿を検討していくこととし、この作業を、以降の年度においてもローリングしているものです。

（注2）（試算の期間）

試算の期間については、一般社団法人化移行の際に、約8億円に達していた内部留保（特定資産のうちの「過剰金積立資金」及び「自主規制事業実施積立資金」の合計）について、適正な規模まで取り崩しつつ、単年度の収支差損に充当していくと説明させて頂いたこと、内部留保の水準は一定期間の経過をみて判断されるべきとされたこと、急激な会費の引上げ等は困難と考えられたこと等により、2023年度までという期間における試算を行うこととしています。

3. 2023年度までの試算

（1）「2023年度までの試算（2021年度予算ベース、2020年度決算織込み済み）現行ベース」（別紙21-1）

（ア） 試算の前提等

- ① 「2023年度までの試算（2021年度予算ベース、2020年度決算織込み済み）現行ベース」

では、収支両面において、収支改善のための施策を講じないと仮定した場合の、2021年度当初予算ベースによる2023年度までの各年度の法人全体の収支差、内部留保等の試算により、協会財務の現状を示すものです。（協会全体の収支等を、8行目の支出、14行目の収入、23行目の収支差額、29行目の内部留保額という区分で示している。なお、27行目は2019、2020年度に先行支出した取引データ保存・報告制度に係る経費の戻り分です。）

② 支出については、原則として、2021年度予算の水準に据え置くこととし（ただし、システム開発費は2022年度以降500万円（事業費の支出とする。）、予備費の支出を除く。）、既に決まっている厚生年金関係の経費見通しを織込み試算しています。

③ 収入については、2021年度予算と同額として試算しています。

（イ） 試算の分析

① 「収入 事業活動収入（14行目）」から「支出 実施事業支出（8行目）」を差し引いた「収支差額（23行目）」は、約40百万円の収入不足で推移しています。

② これを反映して、「内部留保額（29行目）」は、2023年度には、内部留保（積立資金）残高が約282百万円となります。

（注） 上表での内部留保は、特定資産のうちの「過剰金積立資金」及び「自主規制事業実施積立資金」の合計としています。（29行目参照。ただし、2020年度末において過剰金積立資金の残高は0円となりました。）

（2） 「2023年度までの試算（2021年度予算ベース、2020年度決算織込み済み）見直し案」（別紙21-2）

（ア） 試算の前提等

① 「2023年度までの試算（2021年度予算ベース、2020年度決算織込み済み）見直し案」では、2023年度に収支相償するように、支出削減及び収入増の収支両面で一定の施策を講じた場合の仮定計算を行ったものです。具体的には、現行ベースに対して、収入支出両面で次のような施策を行うことを仮定しています。

② 支出については、うち内部資金対応事業費（9行目）を2022年度以降毎年230万円の削減を仮定しています。

③ 収入については、

（i） 定額会費収入（20行目）については、年額60万円としています。

（ii） 比例会費収入（22行目）を段階的に増額することを仮定しています。

（参考） 定額会費収入の最近のピークは、2009年度で111百万円、その当時の会員数は、2008年度末の199社（2021年3月31日現在の会員数は141社）。

（イ） 試算の分析

この前提の下での試算の結果は、2023年度における「収支差額（27行目）」は0円、「内部留保額（33行目）」は、約323百万円と試算され、収支均衡が達成可能な状況が示されています。

他方、内部留保の水準については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第16条で1年分の事業費が目安とされており、この基準によれば、同年度の内部留保は、自主規制事業支出に対しては不足となっています。ただ、本協会是一般社団法人であるため、この基準の直接の適用はありません。このような点から、本協会の内部留保の水準は、事業の安定的な執行等の観点から、その時々を検討を行っていくべきものと考えています。

4. 試算の性格等

これらの試算は、あくまでも、一定の条件の下での仮定計算であり、将来の会費負担について、現時点で何らかの決定を行うものではありません。今後、財務均衡を進めていく上では、収支両面で、環境変化に対応しつつ、一層の支出削減努力の継続、会費引き上げの検討、会費以外の収入についての検討、内部留保額の水準の検討等を踏まえ、将来展望の下での協会の財務状況の認識に立って、審議していただくべきものと考えています。

なお、金融庁から公表された「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会報告書」で提言されている取引データの報告制度に係る経費については、取引データ保存・報告制度の運用に係る費用負担に関する規則に基づき、制度施行の2021年4月以降、報告対象会員が負担することとしているため、この試算には含まれていません。

次年度以降の予算編成に当たっても、このような考え方から、収支・会費・内部留保などの財務状況等を会員に示して検討いただきながら財務均衡を図っていくこととしていますので、今後ともご理解ご支援のほどをお願いします。

(参照)

- ・ 別紙21-1 「2023年度までの試算(2021年度予算ベース、2020年度決算織込み済み) 現行ベース」
- ・ 別紙21-2 「2023年度までの試算(2021年度予算ベース、2020年度決算織込み済み) 見直し案」

(三) 資産管理運用規程第5条に基づく資産管理運用報告

1. 位置づけ

この報告は、協会規則「資産管理運用規程」(2012年3月14日理事会決定、2012年4月1日施行)第5条に基づき、資産管理運用の経過及び結果について理事会に報告するものです。

2. 資産管理運用方針

本協会の資産管理運用については、安全かつ確実な方法及び流動性を確保した上で効率的な運用を行うことにより、自主規制事業等の安定的及び積極的な遂行を行うことを基本方針としています(資産管理運用規程第2条)。

このうち、特定資産については、元本回収の確実性を確保し、有利運用に努めることとされています(資産管理運用規程第3条)。

これに基づき、特定資産である各資産の性格に応じて運用をすることとし、そのうち預り預託金について、預託金返還に対応する流動性を確保(注1、以下「流動性確保所要額」といいます。)した上で、国債を中心に長期運用を行っています。

(注1) 流動性の確保所要額は、預り預託金の返還を考慮して、預託金2百万円の会員25社及び預託金15百万円の会員25社が一度に退会した場合に必要な預託金返還のための想定資金所要額425百万円以上を確保することとし、これまで、預り預託金充当資産から上記による流動性資産として確保する金額を控除した部分について、長期運用が可能な額と考え、金利動向等を考慮しつつ長期国債への運用を行ってきました。

3. 2020年度における預り預託金充当資産の運用状況

2020年度期首における預り預託金充当資産残高は1,381百万円(A)であり、このうち599百万円(B)は長期国債による長期運用が行われており、その他782百万円(C)は流動性預金等(注2)で保有しています。

(注2) 流動性預金等の運用対象には、具体的には、普通預金、1年未満の定期預金等が含まれています。

(単位：百万円)

項 目		金 額		備 考		
		期首	期末			
A 2020年度 預り預託金残高		1,381	1,367			
B うち 長期国債保有 額		599	599	2012年7月購入第62回超長期国債額面500百万円 2013年6月購入第329回利付国債額面100百万円		
C うち 流動性預金等		782	768			
D うち 流動性確保 所要額		425	425	上記（注1）参照。 定期預金（大和ネクスト銀行 1か月定期）		
E うち 2020年度 運用可能額 （C－D）		期首	期末		期首	期末
		357	343	① 普通預金（三井住友銀行）	101	87
				② 普通預金（みずほ銀行）	106	106
				普通預金合計（①＋②）	207	193
				③ 定期預金 （三井住友銀行 6か月定期）	50	50
				④ 定期預金 （大和ネクスト銀行 6か月定期）	100	100
				定期預金合計（③＋④）	150	150
		①から④の合計		357	343	

この流動性預金等で保有している782百万円のうち、流動性確保所要額425百万円（D）を除いた357百万円（E）が、2020年度運用可能額となります。

2020年度運用可能額357百万円（E）は、2019年度末において流動性預金等で保有しており、2020年度においては、金利状況等を踏まえ、2019年度末の状況を継続することとしました。

また、期中の預り預託金の動きについては、会員の入会（3社）及び純資産の洗い替えによる預託金の増加（2社）により12百万円増加し、会員の退会（5社）及び純資産の洗い替えによる預託金の減少（1社）により26百万円減少し、期末残高は1,367百万円（A）となっています。

4. その他の特定資産の運用状況

預り預託金充当資産以外の特定資産（注3）については、資産の性格に鑑みて、流動性預金等に預け入れています。

（注3） 預り預託金充当資産以外の特定資産には、過怠金積立資金、自主規制事業実施積立資金、役員退職慰労引当資産及び退職給付引当資産があり、2020年度末における総額435百万円を普通預金に預け入れています。

(単位：百万円)

No	特定資産の名称	期首残高	期中増	期中減	年度末残高
1	過怠金積立資金	0	0	0	0
2	自主規制事業実施積立資金	396	0	55	342
3	役員退職慰労引当資産	5	2	5	1
4	退職給付引当資産	82	10	0	92
5	計	483	12	60	435

5. 運用収入

2020 年度における特定資産利息収入は4 百万円（当初予算4 百万円）です。

なお、特定資産期中平残に対する平均利回りは0. 2 0 8 %となりました。

（単位：千円）

NO.	運用対象の 利息収入	普通預金	定期預金 (1 ヶ月)	定期預金 (6 ヶ月)	超長期国債 第 62 回	利付国債 第 329 回	合計
1	予算額	0	34	2	3, 387	677	4, 100
2	決算額	7	36	9	3, 387	677	4, 117
3	差異 (決算-予算)	7	2	8	0	0	17

（別紙 2 2 「2020 年度資産管理運用状況報告」参照）

（四） 監査法人による監査等

1. 2020 年度における監査契約

本協会は、一般法人法上の規定における大規模法人（最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が、2 0 0 億円以上である一般社団法人又は一般財団法人をいいます。）には該当しないため、会計監査人の設置義務はなく（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 6 2 条、第 6 8 条、第 1 0 7 条）、また、会計監査人による会計監査を受ける必要はありませんが、財務運営の適正性の観点から、監査法人と監査契約等を結び、財務諸表等（貸借対照表、正味財産増減計算書、附属明細書及び財務諸表に対する注記）及び収支計算書等（収支計算書及び収支計算書に対する注記）について、会計監査を受けています。

近年、会計監査の信頼性確保にあたり、監査法人の独立性の確保が求められていることから、独立性を確保する手段である監査法人（又はパートナー）ローテーションを行うこととし、検討の結果、2019 年度から「有限責任あずさ監査法人※」と監査契約を締結し、監査法人を変更しました。

※ 2019 年度以降の監査における監査法人変更の件（2019 年 1 月 2 3 日理事会報告）

2020 年度においても有限責任あずさ監査法人と監査契約等を締結（2020 年 9 月 1 8 日）し、財務諸表等及び収支計算書等の会計監査を受けることとしました。

2. 2020 年度における監査報告

2020 年度において有限責任あずさ監査法人と締結した監査契約により、以下の監査報告書を受けています。

（1） 財務諸表等に対する「独立監査人の監査報告書」

一般法人法第 1 2 3 条及び定款第 4 5 条に規定する一般社団法人が作成すべき財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書、附属明細書及び財務諸表に対する注記）について、財務運営の適正性の観点から監査法人と監査契約を締結（2020 年 9 月 1 8 日）し、無限定適正意見を付した監査報告書を 2021 年 4 月 2 3 日に受けています。

（2） 収支計算書に対する「独立監査人の監査報告書」

経理規則第 4 0 条により協会が作成している収支計算書は、2019 年度から、本協会規則「収支予算書及び収支計算書の作成及び保存について（2019 年 1 0 月 2 1 日理事会決定）」に従って作成しています。この協会規則に従って作成される収支計算書についても、監査契約を締結（2020 年 9 月 1 8 日）し、無限定適正意見を付した監査報告書を 2021 年 4 月 2 3 日に受けています。

3. 監査法人と理事とのコミュニケーション等

- (1) 監査法人が効果的かつ効率的な監査を実施するために、本協会の事業の概要・特色、事業に関する課題事項等について理解を深めることは不可欠と考えられることから、2020年8月に専務理事及び監事と監査法人である有限責任あずさ監査法人の公認会計士との間でインタビューが書面により行われました。
- (2) 本協会監事に対し、有限責任あずさ監査法人から監査契約に基づく2020年度財務諸表等及び収支計算書等に対する「独立監査人の監査報告書」等を提出するに当たって、監査の概要及び結果についての説明が2021年4月23日付で書面により実施されました。

第六部 その他

(一) 会員等の状況

1. 会員、特別参加者の状況

(1) 会員、特別参加者の状況

2021年3月31日現在、本協会の会員は141社、特別参加者は4社です。

2020年度中、会員については、入会3社、退会4社（金融先物取引業の撤退2社、合併に伴う退会1社、特別参加者へ移行1社）です。特別参加者については、入会1社、退会1社（会員へ移行1社）です。

会員、特別参加者の状況

(2021年3月31日現在)

業 態	会 員	特 別 参 加 者
都市銀行	4	—
地方銀行	30	—
信託銀行	3	—
その他の銀行	9	—
外国銀行	10	—
第二地方銀行	4	—
信用金庫	—	—
系統金融機関	1	1
短資会社等	—	—
証券会社	52	1
外国証券会社	3	—
商品先物会社	5	—
先物専門会社	20	—
その他	—	2
合計	141	4

(2) 会員一覧

※ 会員番号順、役職名は会員届による。

都市銀行	会員代表者	
株式会社りそな銀行	代表取締役社長	岩永 省一
株式会社三菱UFJ銀行	頭取	三毛 兼承
株式会社三井住友銀行	頭取	高島 誠
株式会社みずほ銀行	取締役頭取	藤原 弘治

地方銀行	会員代表者	
株式会社千葉銀行	取締役頭取	佐久間 英利
株式会社横浜銀行	代表取締役頭取	大矢 恭好
株式会社伊予銀行	代表取締役	三好 賢治
株式会社百十四銀行	代表取締役 取締役頭取	綾田 裕次郎
株式会社北陸銀行	代表取締役頭取	庵 栄伸
株式会社北海道銀行	代表取締役頭取	笹原 晶博
株式会社第四北越銀行	取締役頭取	並木 富士雄
株式会社北國銀行	取締役頭取	杖村 修司
株式会社十六銀行	取締役頭取	村瀬 幸雄
株式会社中国銀行	取締役頭取	加藤 貞則
株式会社広島銀行	代表取締役	部谷 俊雄
株式会社常陽銀行	取締役頭取	笹島 律夫
株式会社八十二銀行	取締役頭取	湯本 昭一
株式会社大垣共立銀行	取締役頭取	境 敏幸
株式会社静岡銀行	取締役頭取	柴田 久
株式会社京都銀行	取締役頭取	土井 伸宏
株式会社西日本シティ銀行	取締役頭取	谷川 浩道
株式会社山口銀行	取締役頭取	神田 一成
株式会社佐賀銀行	取締役頭取	坂井 秀明
株式会社百五銀行	取締役頭取	伊藤 歳恭
株式会社群馬銀行	取締役頭取	深井 彰彦
株式会社滋賀銀行	取締役頭取	高橋 祥二郎
株式会社池田泉州銀行	代表取締役頭取兼CEO	鷗川 淳
株式会社福井銀行	取締役兼代表執行役頭取	林 正博
株式会社七十七銀行	取締役頭取	小林 英文
株式会社北九州銀行	取締役頭取	嘉藤 晃玉
株式会社福岡銀行	取締役頭取	柴戸 隆成
株式会社足利銀行	取締役頭取	清水 和幸
株式会社きらぼし銀行	取締役頭取	渡邊 壽信
株式会社関西みらい銀行	代表取締役兼社長執行役員	菅 哲哉

信託銀行	会員代表者	
三井住友信託銀行株式会社	取締役社長	橋本 勝
三菱UFJ信託銀行株式会社	取締役社長	長島 巖
みずほ信託銀行株式会社	取締役社長	梅田 圭

その他の銀行	会員代表者	
株式会社ジャパンネット銀行	代表取締役社長	田鎖 智人
株式会社埼玉りそな銀行	代表取締役社長	福岡 聡

その他の銀行	会員代表者	
株式会社あおぞら銀行	代表取締役社長	谷川 啓
楽天銀行株式会社	代表取締役社長 最高執行役員	永井 啓之
株式会社新生銀行	代表取締役社長	工藤 英之
ソニー銀行株式会社	代表取締役社長	住本 雄一郎
住信ＳＢＩネット銀行株式会社	代表取締役社長	円山 法昭
auじぶん銀行株式会社	代表取締役社長	白井 朋貴
ＧＭＯ あおぞらネット銀行株式会社	代表取締役社長	山根 武

外国銀行	会員代表者	
パークレイズ銀行	日本における代表者	森原 恒輔
香港上海銀行	日本における代表者	Edward John Weeks
ＵＢＳ銀行	日本における代表者 東京支店長 カントリー・オペレーティング・オフィサー	山田 真資
ソシエテ・ジェネラル銀行	日本における代表者 兼東京支店長	Raphael Cheminat
クレディ・スイス銀行	日本における代表者	桑原 良
ＪＰモルガン・チェース銀行	日本における代表者 兼東京支店長	李家 輝
ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行	東京支店長 兼日本における代表者	James GIBSON
バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ	東京支店支店長	鈴木 良太
シティバンク、エヌ・エイ	日本における代表者	リー・ロバート・ウェイト
コメルツバンク・アクツイエンゲゼルシャフト（コメルツ銀行）	日本における代表者	サンドリーナ・ツアミューレン

第二地方銀行	会員代表者	
株式会社北洋銀行	取締役頭取	安田 光春
株式会社もみじ銀行	取締役頭取	小田 宏史
株式会社みなと銀行	取締役頭取	服部 博明
株式会社東京スター銀行	代表執行役頭取	多田 正己

系統金融機関	会員代表者	
株式会社商工組合中央金庫	代表取締役社長	関根 正裕

証券会社	会員代表者	
岩井コスモ証券株式会社	代表取締役会長	沖津 嘉昭
みずほ証券株式会社	代表取締役社長	飯田 浩一
BofA 証券株式会社	代表取締役社長	笹田 珠生
野村證券株式会社	代表取締役社長	森田 敏夫
シティグループ証券株式会社	代表取締役社長兼CEO	リー・ロバート・ウェイト
ひまわり証券株式会社	代表取締役社長	中町 剛
松井証券株式会社	代表取締役社長	和里田 聰
ドイツ証券株式会社	代表取締役社長	本間 民夫
大和証券株式会社	代表取締役社長	中田 誠司
株式会社 SBI 証券	代表取締役社長	高村 正人
クレディ・スイス証券株式会社	代表取締役社長兼CEO	桑原 良
J P モルガン証券株式会社	代表取締役社長 チーフ・エグゼクティブ・オフィサー	李家 輝
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	代表取締役社長	田村 浩四郎
楽天証券株式会社	代表取締役社長	楠 雄治
パークレイズ証券株式会社	代表取締役社長	木曾 健太郎
岡三オンライン証券株式会社	取締役社長	篠原 達芳
GMOクリック証券株式会社	代表取締役社長	鬼頭 弘泰
ゴールドマン・サックス証券株式会社	代表取締役社長	持田 昌典
益茂証券株式会社	取締役社長	木内 幹男
트레이ダーズ証券株式会社	代表取締役社長	須山 剛
マネックス証券株式会社	代表取締役社長	清明 祐子
au カブコム証券株式会社	代表取締役社長	齋藤 正勝
株式会社DMM. com 証券	代表取締役	谷川 龍二
インヴァスト証券株式会社	代表取締役社長	川路 猛
新生証券株式会社	代表取締役社長	岩本 康宏
ソシエテ・ジェネラル証券株式会社	代表取締役 グループ・カントリー・ヘッド	Raphael Cheminat
スターリング証券株式会社	代表取締役社長	犬嶋 隆
東海東京証券株式会社	代表取締役会長	山根 秀昭
株式会社アイネット証券	代表取締役社長	星野 智英
SMB C日興証券株式会社	取締役社長	近藤 雄一郎
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	取締役社長	荒木 三郎
あい証券株式会社	代表取締役	加藤 文典
セントレード証券株式会社	代表取締役社長	松田 文和
サクソバンク証券株式会社	代表取締役社長	伊澤 フランシスコ
I G証券株式会社	代表取締役社長	古市 知元

証券会社	会員代表者	
フィリップ証券株式会社	代表取締役社長	下山 均
BNPパリバ証券株式会社	代表取締役社長	Tony Leung
日産証券株式会社	代表取締役社長	二家 英彰
A I ゴールド証券株式会社	代表取締役社長	若林 正俊
E Z インベスト証券株式会社	代表取締役社長	大森 恒郎
UBS証券株式会社	代表取締役社長	中村 善二
野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社	取締役共同社長	石川 賢人
第一プレミア証券株式会社	代表取締役社長	佐藤 歩
立花証券株式会社	代表取締役社長	石井 登
株式会社F P G証券	代表取締役社長	野元 隆廣
あかつき証券株式会社	代表取締役社長	工藤 英人
株式会社マネーパートナーズ	代表取締役社長	福島 秀治
株式会社マネースクエア	代表取締役社長	藤井 靖之
ワイジェイFX株式会社	代表取締役社長	松本 好史
三京証券株式会社	代表取締役社長	小崎 隆司
LINE 証券株式会社	代表取締役 C o - C E O	米永 吉和
株式会社S B I ネオモバイル証券	代表取締役社長	小川 裕之

外国証券会社	会員代表者	
H S B C証券会社	日本における代表者	永原 千華子
クレディ・アグリコル証券会社	日本における代表者	Antoine SIRGI
R B C キャピタルマーケット・ジャパン・リミテッド	日本における代表者	長廣 牧人

商品先物会社	会員代表者	
豊トラスティ証券株式会社	代表取締役社長	安成 政文
岡安商事株式会社	代表取締役会長	岡本 安明
サンワード貿易株式会社	代表取締役	依田 年晃
株式会社フジトミ	代表取締役社長	細金 英光
大起産業株式会社	代表取締役社長	大口 博信

先物専門会社	会員代表者	
株式会社FXプライム by GMO	代表取締役社長	安田 和敏
J F X株式会社	代表取締役	小林 芳彦
セントラル短資FX株式会社	代表取締役社長	松田 邦夫
上田ハーロー株式会社	取締役社長	高木 基夫
クリエイトジャパン株式会社	代表取締役社長	中村 鉄太郎
株式会社外為どっとコム	代表取締役社長	竹内 淳

先物専門会社	会員代表者	
FOREX EXCHANGE 株式会社	代表取締役社長	北見 悟志
TF Global Markets Japan 株式会社	代表取締役 CEO	小池 一弘
ストーンエックスフィナンシャル株式会社	代表取締役	パトリック・マクゴナグル
株式会社FXブロードネット	代表取締役社長	山口 裕
株式会社外為オンライン	代表取締役社長	古作 篤
ロンナル・フォレックス株式会社	代表取締役	井上 成雄
ヒロセ通商株式会社	代表取締役	野市 裕作
ゴールドデンウェイ・ジャパン株式会社	代表取締役社長	呉 一帆
OANDA Japan 株式会社	代表取締役	柳澤 義治
アヴァトレード・ジャパン株式会社	代表取締役	丹羽 広
外為ファイネスト株式会社	代表取締役	石野 由美子
デューカスコピー・ジャパン株式会社	代表取締役	瀧澤 篤史
SBI FXトレード株式会社	代表取締役社長	藤田 行生
Hash Dash 株式会社	代表取締役社長	林 和人

(3) 特別参加者一覧

※ 特別参加者番号順、役職名は会員届による。

系統金融機関	特別参加者代表者	
農林中央金庫	代表理事 理事長	奥 和登

証券会社	特別参加者代表者	
株式会社SBIネオトレード証券	代表取締役社長	小川 裕之

その他	特別参加者代表者	
SBIリクイディティ・マーケット株式会社	代表取締役社長	尾崎 文紀
CME GROUP JAPAN 株式会社	代表取締役	ウィリアム・フレデリック・ノッテンベルト

2. 役員等の状況

(1) 役員

2021年3月31日現在の本協会の役員は、以下のとおりです。

※役職名は、会員届による。

理 事 (会長)	三毛 兼承	株式会社三菱UFJ銀行	頭取
理 事 (副会長)	中田 誠司	大和証券株式会社	代表取締役社長
理 事	藤原 弘治	株式会社みずほ銀行	取締役頭取
理 事	部谷 俊雄	株式会社広島銀行	代表取締役

理 事	梅田 圭	みずほ信託銀行株式会社	取締役社長
理 事	森原 恒輔	パークレイズ銀行	日本における代表者
理 事	清明 祐子	マネックス証券株式会社	代表取締役社長
理 事	鬼頭 弘泰	GMOクリック証券株式会社	代表取締役社長
理 事	藤田 行生	SBI FXトレード株式会社	代表取締役社長
理 事	竹内 淳	株式会社外為どっとコム	代表取締役社長

(非会員理事)

理 事 (専務理事)	山崎 晃義	協会	専務理事
監 事	高橋 経一	公益財団法人 金融情報システムセンター	常務理事

(2) 委員会等委員

2021年3月31日現在の本協会の委員会等の委員は、以下のとおりです。

(ア) 業務委員会

※役職名は、会員届による。

委員長	吉藤 茂	株式会社三菱UFJ銀行	取締役専務執行役員
副委員長	櫻井 裕子	大和証券株式会社	常務執行役員
委 員	芝田 康弘	株式会社みずほ銀行	常務執行役員
委 員	坂井 浩司	株式会社広島銀行	執行役員
委 員	森下 充弘	みずほ信託銀行株式会社	執行役員
委 員	大澤 孝元	パークレイズ銀行	市場営業本部 本部長
委 員	水野 恵理子	マネックス証券株式会社	執行役員 コーポレート 管理部担当役員
委 員	尾田 弘行	GMOクリック証券株式会社	取締役
委 員	芳村 浩延	SBI FXトレード株式会社	取締役 管理本部長
委 員	加藤 耕一	株式会社外為どっとコム	管理本部長

(非会員委員)

委 員	山崎 晃義	協会	専務理事
-----	-------	----	------

(イ) 自主規制委員会

※役職名は、会員届による。

委員長	芝田 康弘	株式会社みずほ銀行	常務執行役員
副委員長	水野 晋一	野村證券株式会社	執行役員 コンプライアンス 本部担当兼総務業務
副委員長	松田 邦夫	セントラル短資FX株式会社	代表取締役社長
委 員	坂井 浩司	株式会社広島銀行	執行役員
委 員	森下 充弘	みずほ信託銀行株式会社	執行役員
委 員	星野 昭	シティグループ証券株式会社	外国為替本部長

委 員	雑賀 基夫	松井証券株式会社	取締役 コンプライアンス部長 兼内部監査室担当役員
委 員	永倉 弘昭	楽天証券株式会社	常務執行役員 FX事業本部長 FXディーリング部長
委 員	小西 洋平	ワイジェイFX株式会社	執行役員
委 員	小畑 太	ストーンエックスフィナンシャル 株式会社	コンプライアンス部 部長
委 員	野市 裕作	ヒロセ通商株式会社	代表取締役社長

(非会員委員)

委 員	神作 裕之	東京大学大学院	法学政治学研究科 教授
委 員	弥永 真生	筑波大学	ビジネスサイエンス系 教授
委 員	山崎 晃義	協 会	専務理事

(ウ) 規律委員会

※役職名は、届出による。

委員長	弥永 真生	筑波大学	ビジネスサイエンス系 教授
副委員長	坂本 正喜	原・植松法律事務所	弁護士
委 員	飯田 秀総	東京大学大学院	法学政治学研究科 准教授

(エ) 不服審査会

※役職名は、届出による。

委員長	神作 裕之	東京大学大学院	法学政治学研究科 教授
副委員長	高橋 厚男	公益財団法人 日本関税協会	顧問
委 員	勝尾 裕子	学習院大学	経済学部 教授

(3) 部会等

(ア) 業務部会

2021年3月31日現在の本協会の業務部会の部会員は以下のとおりです。

※役職名は、会員届による。

部会長	三宮 洋一	株式会社三菱UFJ銀行	市場企画部企画グループ 次長
副部会長	佐野 琢磨	大和証券株式会社	営業企画部 次長
部会員	中川 俊和	株式会社みずほ銀行	グローバルマーケット業務 部 次長
部会員	増井 慶太郎	株式会社広島銀行	国際営業部長
部会員	城田 賢太郎	みずほ信託銀行株式会社	信託プロダクツ業務部 信託協会担当部長

部会員	藤原 勇平	パークレイズ銀行	ソリューション営業部 部長
部会員	本郷 絢也	マネックス証券株式会社	リスク・マネジメント部 マネージャー
部会員	及川 昌弘	GMOクリック証券株式会社	デリバティブ部長
部会員	芳村 浩延	SBI FXトレード株式会社	取締役 管理本部長
部会員	花見 泰充	株式会社外為どっとコム	エグゼクティブ・マネージャー コンプライアンス部長

(非会員部会員)

部会員	山崎 哲夫	協会	統括役・事務局長兼業務部長
-----	-------	----	---------------

(イ) 自主規制部会

2021年3月31日現在の本協会の自主規制部会の部会員は以下のとおりです。

※役職名は、会員届による。

部会長	中川 俊和	株式会社みずほ銀行	グローバルマーケット業務部 次長
副部会長	来村 宗紀	野村證券株式会社	コンプライアンス統括部 商品管理課長
副部会長	村瀬 智恵子	セントラル短資FX株式会社	リスク管理室長
部会員	増井 慶太郎	株式会社広島銀行	国際営業部 国際営業部長
部会員	城田 賢太郎	みずほ信託銀行株式会社	信託プロダクツ業務部 信託協会担当部長
部会員	江副 友亮	シティグループ証券株式会社	外国為替営業部長
部会員	田崎 伸資	松井証券株式会社	コンプライアンス部 リーダー
部会員	川田 哲也	楽天証券株式会社	常務執行役員 FX事業本部長 FX事業部副部長兼FXディーリング部副部長
部会員	小西 洋平	ワイジェイFX株式会社	執行役員
部会員	小畑 太	ストーンエックスフィナンシャル株式会社	コンプライアンス部 部長
部会員	衣川 貴裕	ヒロセ通商株式会社	専務取締役

(非会員部会員)

部会員	神作 裕之	東京大学大学院	法学政治学研究科 教授
部会員	弥永 真生	筑波大学	ビジネスサイエンス系 教授
部会員	山崎 哲夫	協会	統括役・事務局長兼業務部長

(ウ) 事務連絡会

事務局に理事各社及び協会事務局の職員で構成する事務連絡会を置き、総会及び理事会の議案整理その他所要の連絡事務にあたっています。

(エ) F X幹事会

F X幹事会は、外国為替証拠金取引に関する規制環境の変化に対応する所要の審議を行うため、2019年2月に発足した外国為替証拠金取引（F X）専門部会（仮称）の後を受けて、同年6月に業務部会及び自主規制部会の下に設置されたF X部会及びF X部会幹事会を、2014年7月より一本化したものであり、2021年3月31日現在では20社が参加しています。2020年度の部会長、幹事は以下のとおりです。

部会長 株式会社外為どっとコム
副部会長 大和証券株式会社、GMOクリック証券株式会社
幹事会社 野村證券株式会社
松井証券株式会社
楽天証券株式会社
岡三オンライン証券株式会社
マネックス証券株式会社
auカブコム証券株式会社
株式会社DMM. com 証券
インヴァスト証券株式会社
株式会社マネーパートナーズ
株式会社マネースクエア
ワイジェイF X株式会社
セントラル短資F X株式会社
ストーンエックスフィナンシャル株式会社
株式会社外為オンライン
ヒロセ通商株式会社
ゴールデンウェイ・ジャパン株式会社
SBI F Xトレード株式会社

(オ) 通貨オプション部会

COP部会は、通貨オプションに関する規制環境の変化に対応する所要の審議を行うため、通貨オプション（COP）専門部会（仮称）の後を受けて、業務部会及び自主規制部会の下で、2009年2月より活動を開始し、2021年3月31日時点では次の9社が参加しています。

株式会社三井住友銀行
株式会社三菱UFJ銀行
株式会社みずほ銀行
株式会社千葉銀行
株式会社百十四銀行
三井住友信託銀行株式会社
株式会社あおぞら銀行

野村證券株式会社
S M B C日興証券株式会社

(カ) 個人向け店頭バイナリーオプション取引作業部会

個人向け店頭バイナリーオプション取引作業部会はバイナリーオプション取引の実務対応の標準化を図ること等を目的に、業務・自主規制部会の承認のもと、2013年8月1日の個人向けバイナリーオプション規制の施行に合わせ設置され、2021年3月31日現在では次の8社が参加し、座長等は以下のとおりです。

座長 GMOクリック証券株式会社
 トレイダーズ証券株式会社
 I G証券株式会社
 株式会社F Xプライム b y GMO
 ワイジェイF X株式会社
 ヒロセ通商株式会社
 株式会社外為どっとコム
 楽天証券株式会社

(二) 事業報告書付属明細書

2020年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する付属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

2021年6月
一般社団法人金融先物取引業協会

事業報告資料編

別紙 1	金融先物取引業協会の系譜	・・・	68
別紙 2	金商法施行後の体制整備等（内部留保の推移、財務運営等を含む。）	・・・	74
別紙 3	総会・理事会・委員会等の開催・審議内容等	・・・	82
別紙 4	2020 年度会議日程（実施及び予定）	・・・	87
別紙 5	一般社団法人金融先物取引業協会の活動状況	・・・	89
別紙 6	一般社団法人金融先物取引業協会組織図	・・・	101
別紙 7	Kinsaki-net 概要	・・・	103
別紙 8	2020 年度（2020 年 4 月～2021 年 3 月）監査結果	・・・	104
別紙 9	2020 年度における外務員の登録事務の状況等	・・・	105
別紙 10	外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者 資格試験の実施状況	・・・	106
別紙 11	FX取引に関するこれまでの主な施策	・・・	107
別紙 12	あっせん・苦情・相談処理状況	・・・	114
別紙 13	協会開催セミナー・説明会等の開催状況	・・・	115
別紙 14	協会事務局への統計等に関する定期報告（2021 年 3 月 31 日現在）	・・・	122
別紙 15	所管金融商品取引の状況（マッピング）	・・・	123
別紙 16	投資教育事業計画	・・・	125
別紙 17	投資家教育国際フォーラム (IFIE) の概要	・・・	129
別紙 18	他の自主規制機関等との協調	・・・	131
別紙 19	2020 年度収支計算書の概要	・・・	133
別紙 20	本協会の会費の構造と内部留保活用による財務運営	・・・	134
別紙 21-1	2023 年度までの試算（2021 年度予算ベース、2020 年度 決算織込み済み）現行ベース	・・・	135
別紙 21-2	2023 年度までの試算（2021 年度予算ベース、2020 年度 決算織込み済み）見直し案	・・・	136
別紙 22	2020 年度資産管理運用状況報告	・・・	137

別紙1 金融先物取引業協会の系譜

1. 平成元年8月（社団法人 金融先物取引業協会）

金融先物取引法（昭和63年法律第77号）第104条により、委託者等の保護を図るとともに、金融先物取引業の健全な発展に資することを目的として、金融先物取引業者を会員とする民法第34条の規定に基づく社団法人として大蔵大臣より設立認可（平成元年8月4日）を受け設立されました。

2. 平成19年9月（認定金融商品取引業協会）

証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年6月14日法律第65号）に伴い、同法の施行の際現に存する金融先物取引業協会は、同法施行日（平成19年9月30日）において金融商品取引法第78条第1項に規定する認定を受けた認定金融商品取引業協会とみなされました。（「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年6月14日法律第66号）第89条）

金融商品取引法第79条の3に規定により業務規程（平成20年2月27日理事会決定。平成20年3月31日施行）の認可を受けました（平成20年3月31日付）。

3. 平成20年12月（特例民法法人）

平成18年6月2日法律第50号「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第40条により特例民法法人に移行しました。

4. 平成24年4月（一般社団法人）

平成24年4月1日に「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第45条に基づく認可を受け、特例民法法人から一般社団法人へ移行しました。

なお、今回の特例民法法人から一般社団法人への移行によっても法人の同一性は継続しています。

業務規程については、一般社団法人への法人格移行を反映した一部変更（平成24年3月14日理事会決定。同年4月1日施行）について、平成24年3月30日付で金融商品取引法第79条の3の規定に基づき認可を受けました。

5. 平成26年8月（認定個人情報保護団体）

外国為替証拠金取引が個人顧客の間に広がり、定着し、また、個人向けバイナリーオプション取引等の新たな個人向け取引が行われるようになるなど、個人顧客の個人情報を中心に、ますます個人情報保護への取組みが必要となる中で、会員の一層の個人情報保護の推進に努めることを目的とし、個人情報の保護に関する法律第37条第1項に基づく認定個人情報保護団体の認定申請を平成26年3月31日に行い、平成26年8月1日付で認定を受けました。

(参考)

金融商品取引業協会懇談会名簿

委員 安東 俊夫 (日本証券業協会 会長)

奥 正之 (金融先物取引業協会 会長)

加藤 雅一 (日本商品投資販売業協会 会長)

辻 雅夫 (日本証券投資顧問業協会 会長)

樋口 三千人 (投資信託協会 会長)

神田 秀樹 (東京大学大学院 教授)

オブザーバー

河野 正道 (金融庁監督局審議官)

細溝 清史 (金融庁総務企画局審議官)

(敬称略・五十音順)

金融商品取引業協会懇談会

幹事会名簿

座 長	神田 秀 樹	(東 京 大 学 大 学 院 教 授)
有識者委員	井 口 尚 志	(国 民 生 活 セ ン タ ー 相 談 調 査 部 長)
	神 作 裕 之	(東 京 大 学 大 学 院 教 授)
	楠 本 くに代	(金 融 消 費 者 問 題 研 究 所 代 表)
	黒 沼 悦 郎	(早 稲 田 大 学 大 学 院 教 授)
	ミッCHEL・メイソ	(I B A 証 券 分 科 委 員 長 、 ド イ ツ 証 券 C O O)
委 員	金 子 義 昭	(投 資 信 託 協 会 副 会 長 ・ 専 務 理 事)
	坂 本 哲 郎	(日 本 商 品 投 資 販 売 業 協 会 常 務 理 事)
	長 尾 和 彦	(日 本 証 券 投 資 顧 問 業 協 会 専 務 理 事)
	藤 村 英 樹	(金 融 先 物 取 引 業 協 会 専 務 理 事)
	増 井 喜 一 郎	(日 本 証 券 業 協 会 副 会 長)
オブザーバー	河 野 正 道	(金 融 庁 監 督 局 審 議 官)
	氷 見 野 良 三	(金 融 庁 監 督 局 証 券 課 長)
	三 井 秀 範	(金 融 庁 総 務 企 画 局 市 場 課 長)
	松 尾 直 彦	(金 融 庁 総 務 企 画 局 金 融 商 品 取 引 法 令 準 備 室 長)

(敬称略・五十音順)

法 人 格 移 行

(ア) 本協会の、自主規制団体としての位置づけについては、金融先物取引法（昭和63年法律第77号）第104条に基づく金融先物取引業協会として平成元年8月4日に認可されました。次に、平成18年6月14日法律第65号における証券取引法等の一部改正に伴う「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年6月14日法律第66号）第89条により、同法の施行の際現に存する金融先物取引業協会は、同法施行日（平成19年9月30日）において金融商品取引法第78条第1項に規定する認定を受けた認定金融商品取引業協会とみなされました。その後、今回の特例民法法人から一般社団法人への移行によっても、法人の同一性は継続しています。また、業務規程については、一般社団法人への法人格移行を反映した一部変更（平成24年3月14日理事会決定）が行われ、平成24年3月30日付で金融商品取引法第79条の3規定に基づく4月1日施行認可を受けました。

(イ) 公益目的支出計画

① 公益目的支出計画の意義及び本協会の計画

整備法第119条により、民法上の社団法人が特例民法社団を経て一般社団法人に移行する場合には、移行時に法人に留保されている財産を「公益目的財産」として、公益目的支出計画に従い、その全てを一般社団となった後に公益目的のために支出することが必要とされています。本協会は、この規定に従い、認可申請に際して、平成27年度までの移行後4年間で公益目的財産額を支出する計画を策定し、前記平成23年11月臨時総会で決定を受けたものです。

② 公益目的支出の見込額は、361,328,212円です。この金額は、平成23年11月総会決定の後、内閣府公益認定委員会事務局における審査により、経費按分計算方式に関する技術的項目等について修正を受け、平成24年3月28日の総会に付議可決された計画における金額です。なお、この修正による公益目的支出計画の実施期間4年に変更はありません。

③ 平成23年度決算によって、公益目的財産額は、1,004,015,258円と確定し、公益目的収支差額の見込額についても、平成24年度予算書（正味財産増減計算書ベース）により、327,816,051円と確定しました。この確定によっても公益目的支出計画の実施期間4年に変更はありません。

(ウ) 関係諸規則等の整備

① 名称関係

法人格移行に伴い、本協会の名称が変更されますが、これに伴う会員における諸事務等については、極力会員負担を軽減するよう努めました。また、これに伴う協会の規則等の整備を行いました。

② 財務関係

i 新法人移行後は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）及び公益法人会計基準（20年4月11日 内閣府公益認定等委員会）が適用となることから「経理規則」について所要の見直しを行いました。

ii 新法人移行後における協会の内部留保について、その構成、繰入及び取崩の方法等を定めた、「過剰金積立資金規程」、「自主規制事業実施積立資金規程」、「会費充当積立資金規程」を制定しました。

iii 協会資産の管理運用に当たっては、安全かつ確実な方法により行い、公益目的の安定的・積極的な遂行を行うことが必要であるため、定款第48条の規定により資産の

管理運営についてその目的、基本原則、報告体制等を明確にした「資産管理運用規程」を制定しました。

- iv これら規定の施行は、整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行します。

③ 役員報酬等及び費用に関する規程

一般法人法第89条及び第105条において、役員（理事及び監事）の報酬はその額を定款に定めていない場合、その額及び支給の基準を総会の決議によって定める必要があるため、本協会においては、新定款第33条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関する規程を平成23年11月1日開催の臨時総会において制定しました。この規程は、整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行します。

(エ) 「正味財産」に計上されている預託金の経理処理について

現在「正味財産」に計上されている財産のうち、「預託金」は、会員が入会したときに本協会に納入し、退会、資格喪失または除名されたときに返還するものであり、本協会の「基金」に繰り入れ、管理されています。

従来、「預託金」については、基本財産的な意味合いと負債的な意味合いを持つものとして本協会においては正味財産として管理してきた経緯がありましたが、「預託金」を基金として管理することは、新しい公益法人に関する規則における「基金」とは性格を異にしており、預託した会員の退会時等において返還義務のある資金であることから、負債の性質が強く「負債」の部に計上することがより妥当と考え、本協会監査法人との協議を経て、平成24年3月31日に負債への計上替えをすることを決定しました。

決算時の経理処理において、預託金は預り預託金として負債に計上替えされ、同額が基金対象資産に繰り入れられました。

また、負債性を明確にした新しい預託金預り証への差し替えを行いました。

(オ) 保有有価証券の売却について

本協会の特定資産の基金対象資産を構成し、有利運用の観点から、従来より保有してきた20年長期国債等について、法人格移行に際し、売却を行いました。売却益は、平成23年度収支計算書上、特定資産売却収入に計上され、公益目的保有財産として一般社団法人に引き継がれます。

公益法人制度改革対応に関する懇談会 開催記録

開催日時	内容
第1回 平成22年6月4日	・公益法人制度改革とは ・公益認定、一般認可ショートレビューのポイント説明 ・公益認定、一般認可のメリット、デメリット ・その他
第2回 平成22年9月2日	・内閣府への第1回相談の結果 (1) 協会事業の公益性について (2) 正味財産（基金）の取扱いについて ・税制上の取扱いについて ・連座制について ・公益法人制度におけるガバナンスについて ・定款改正についての主要検討事項 ・役員の構成と役員報酬規程

開催日時	内容
	・予算の編成と執行についての規程 ・新法人移行後の正味財産の設計についての検討事項 ・懇談会における検討の前提としての方向性 ・今後のスケジュールについて
第3回 平成22年10月7日	・正味財産（基金）の取扱いについて ・定款改正についての検討事項について ・その他
第4回 平成22年11月4日	・法人の機関構成について ・役員報酬規程について ・その他
第5回 平成22年12月21日	・新法人の骨格と定款について ・申請・移行に伴う措置について （1） 申請に必要な事項 （2） 移行措置 ・今後の予定
第6回 平成23年2月24日	・リーガルチェックを踏まえた新法人の定款案について ・法人形態の選択について ・今後の申請・移行に向けた段取りについて ・業務委員会の報告について
第7回 平成23年7月7日	・公益社団法人と一般社団法人の比較について ・長期推計の仮定計算
第8回 平成23年9月1日	・業務委員会報告（第2回）案 ・定款変更案 （1） 定款の主要な変更箇所について （2） 定款変更案新旧対照表 ・役員報酬等及び費用に関する規程（案） ・公益目的支出計画（案） （参考） ・資金に関する規程 （1） 過剰金資金規程（案） （2） 自主規制事業実施資金規程（案） （3） 会費充当準備資金規程（案） ・その他 （1） 今後の日程案 （2） 法人格移行対応についての参考資料

別紙 2 金商法施行後の体制整備等（内部留保の推移、財務運営等を含む。）

1. 金商法施行後の内部留保の推移（公益目的支出計画の完了まで）

（1）公益法人時代の内部留保の推移

公益目的支出計画より払い出している旧公益法人時代の内部留保の金商法施行の平成19年度以降の推移については、以下の通りです。なお、公益法人時代における平成20年度以降の体制整備及び財務運営の概要等は次項の通りです。

- ① 平成19年度末における特定資産のうち預託金を除いた、いわゆる基金残高は、699百万円、繰越収支差額は134百万円で、一般的な支出財源に充当可能な内部留保は、両者の合計833百万円でした。
- ② その後、一般社団法人移行の直前である平成23年度末までに、
 - (a) 役員退職慰労金関係支出15百万円（平成20年度）、体制整備の一環として行ったシステム整備等の緊急対策のための物件費支出39百万円（平成21年度）を併せ合計54百万円が取り崩されたほか、
 - (b) 平成21年度及び平成22年度に生じた当期収支差額相当額（14百万円及び34百万円）が平成22年度に、平成23年度に生じた当期収支差額相当額（65百万円）が平成23年度に基金に繰り入れ^(※)され、
※ 今後のシステム開発、比例会費削減等に充てるため、繰越収支差額による処理から、基金積立・取崩しによる処理に変更した。
 - (c) 他方、各年度の年度内経費削減と採用延伸による人件費不用が76百万円生じました。
- ③ この結果、法人格移行の際の全体としての内部留保は、855百万円となりました。
- ④ これに、過怠金収入より積み立てられた過怠金積立資金43百万円、固定資産106百万円を加えた1,004百万円が公益目的財産とされました。

（2）公益目的支出計画の遂行

上記の公益目的財産額1,004百万円は、公益目的支出計画に従い、平成27年度までに全額払い出されました。公益目的支出計画が完了したことに伴い、内閣府公益認定等委員会に「公益目的支出計画実施完了確認請求」を提出し、平成28年12月21日付きで、「確認書」を受領しました。

（参照 別添1「公益目的支出計画の実施状況」）

2. 金商法施行後の体制整備等

（1）平成20年度体制整備等

① 体制整備

平成20年度においては、セキュリティ対応等を含む法人運営の適正化、FX取引・店頭通貨オプション等についてのデリバティブ制度整備等の動向等を踏まえた自主規制活動の水準向上が、関係方面の指導を含め、協会運営のリスク対応上急務であり、同年度に行った緊急対応の後、人的・物的な体制整備を計画することが必要と考えられました（注）。

（注） 上記の体制等の水準検討等に当たっては、協会が果たすべき業務水準、備えるべき体制の水準を如何にして見いだすかが大きな問題点でしたが、具体的な水準は自主規制団体が自ら見出すべき事情にあることを踏まえ、以下のような点や他の例を参酌しつつ、検討をしました。その後の年度においても、その時々々の規制環境を踏まえ、試行錯誤も含め、種々検討が重ねられました。

- (a) 証券取引等監視委員会との意見交換、民法法人であった当時の主務当局からの指摘等に対応し、
- (b) 金融商品取引法の規定等のほか、平成19年6月に取りまとめられ、公表された当時の5団体等による「金融商品取引業協会懇談会中間論点整理」における業務範囲等の考え方を踏まえ、
- (c) 平成18年11月に公表された国際証券業協会会議諮問委員会（ICSA）による提言（「自主規制機関のベストプラクティス」）等の国際的な相場感等を参照しました。

② 事務局人員の増員

これらの検討を踏まえ、平成21年6月総会において、規制環境変化等に対応するため、平成22年度までに対平成20年度末(14人)比11人増員を内容とする計画を説明しました。

その後、事務量見直しに基づく計画見直しを行いながら、計画期間を当初の2年から4年に延伸して、各年度総会に諮りつつ増員を行い、平成24年度にほぼ一巡しました。

体制整備の成果はモニタリング組織の設置（平成22年7月）等、各部で効果をあげています。

(2) 平成21年度体制整備等

体制整備にあたり、認定金融商品取引業協会（自主規制団体）の備えるべき体制、あるいは、果たすべき業務内容等についての明示的・具体的な水準は、協会が自ら見出してゆくべきものと認められ、整備水準・経費水準を見越すことは困難な状況でしたが、可能な限りの点を参酌し、上述のように、人的には平成21、22年度での増員11人を計画し、物的にはセキュリティ等の物的整備を進めることとしました。

(会費制度の改正)

このような整備とともに、会費について、次のような措置が取られました。

- ① 従前の過年度収支差損補てんのための比例会費に対して、会費規則を改正（21年5月理事会決定）し、当該年度の業務環境等を踏まえた当年度会費所要額を当初予算に計上することとし、また、定額会費年額を50万円から55万円に引き上げました。
- ② 他方、当時の市場環境等から会員の収益環境等が極めて厳しい状況にあったことに配慮し、当時の内部留保、繰越収支差額の状況も踏まえ、内部留保の一定範囲での活用を行うとともに、平成20年度分収支差損の会費の不徴収としました。

(3) 平成22年度当時の体制整備・財務運営等

平成22年度以降の財務運営においては、以下のような削減努力等が講じられた結果、会費所要額（実施事業支出）と会費負担額との関係において、会費所要額に対して複数の削減（内部留保取崩し及び過年度の収入超過の返還）が講じられることとなりました。

- ① （増員実施と計画延伸）平成21年度に約半数の増員を行った以降は、規制環境の展開等に対応してゆく過程で、将来の業務量の動向を見越し、協会全般の業務見直しを行いつつ、逐次、人員配備のあり方、物的整備の所要を見定めて慎重に増員を進めることとし、平成22年度以降、逐年計画を延伸しつつ、平成24年度において体制整備のほぼ一巡を視野に入れるにいたったものです。

増員に当たっては、協会自体の体制整備の進展、規制環境等の変化に対応して、必要とされるマンパワーの質・量（年齢、専門性等）も変化するところから、業務展開を見定めつつ実施したことにより、人件費の推計等においては、技術的困難さも含め、精度が期待

しがたい状況でした。この過程においては、透明性確保の観点から、この事情を説明し、毎年度の採用の具体化状況に応じて、その内容を都度、総会等にご説明した次第です。

- ②（財務運営）厳しい経営環境が続く中での会費負担についての会員の意見等や、内部留保水準等の状況から内部留保の一定の取崩しにより、会費負担の軽減を図りました。これを行うに当たっては、この間、財務節度に配意し、経費の性格等に着眼した、内部留保の使途について、下記のような自己制約条件を設定して、その条件の範囲内で、内部留保の一定範囲の取崩しを予算計上することにより、実際の会費徴収額算定は、会費所要額からその分が減少することとなり、会費負担水準の軽減が図られることとなり、これを会員にご説明しました。

(a) 体制整備には、平成17年度において協会の自主規制担当分野にFX取引等が加わり、多数の新規入会が生じたことに関連する部分が多く、また、内部留保には入会金が含まれているところから、体制整備の物的整備等の一回性経費の財源に充てるための取崩し

(b) 過剰金収入について、投資者保護のための金融ADRへの参画に関する経費等へ充当するための取崩し

- ③（決算不用の対応）更に、当初予算で徴収した会費について、採用の延伸や年度中の事業見直しによる効率化等を含め、決算不用が生じた結果、収入超過が生じた場合には、これを次年度以降の会費所要額から削減することとして、いわば返還を行い、内部留保とはしないこととしました。なお、この過程で、平成22年度予算より、年度開始前の予算編成を行うこととしたため、予算編成作業段階では、前年度決算が未確定となり、超過徴収分の会費所要額からの返還は決算確定後の直近年度となる次々年度までに処理することとなりました。

（4） 財務均衡の必要性

本協会の財務状況において、収入の大宗を占める会費収入は、定額会費と比例会費から成り立っており、現状においては内部留保を活用することで、会費規程上算出される比例会費額を減額抑制し、収支と会費、内部留保のバランス等に配意して財務運営してきているところです。

このような中、自主規制機関として安定的な財務運営を行うためには、財務収支を均衡させることが必要不可欠となっています。

本協会としては財務収支の均衡に向けて引き続き毎年度の予算編成において、収支・会費・内部留保などの財務状況等を会員に示して検討いただき、健全な財務運営に努めていくこととします。

3 最近における法人の業務運営適正化等の措置及び経費削減等の主なもの

上述の協会における体制整備等を進めるに当たり、平成28年度における、統括役・役員制度の導入等、各年、積極的に既存業務運営の見直しを図りつつ適正化・合理化措置を進めてまいりました。

また、各年の予算編成に当たっても、平成29年度における既存事業の見直し（金融先物取引関係法規集 WEB 版の廃止）及び平成28年度からの外部資金導入（投資教育事業計画に対する公益財団法人資本市場振興財団からの助成金）他を行ってきたところです。

〔 参照 別添2 「最近における法人の業務運営適正化等措置の主なもの」
別添3 「最近における経費削減等の主なもの」 〕

(別添1) 公益目的支出計画の実施状況

1 制度の概要

本協会は、移行一般社団法人として、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第127条第3項により公益目的支出計画の作成実施が義務づけられています。

公益目的支出計画は、一般社団法人に移行する前の法人格の下での最終決算における公益目的財産額（法人格移行前の本協会において蓄積された内部留保、固定資産などの財産に相当する金額）の全額を、法人格移行後の一般社団法人において公益目的のために支出する計画です。

2 本協会における実施状況

(1) 移行に際しての当初計画

本協会の公益目的支出計画は、移行に際して、内閣府の指導を受け、公益目的財産額（1,004百万円）、計画期間を平成24年4月1日の法人格移行後4年間とし、平成24年6月通常総会において決定いたしました。

(2) 平成24年度決算時における公益目的支出計画の実施

平成24年度決算において、自主規制事業会計は、収入42百万円、支出315百万円であり、収支差272百万円を公益目的財産額から充当しました。この結果、平成24年度末日の本協会の公益目的財産額は731百万円となりました。

(3) 平成25年度決算時における公益目的支出計画の実施

平成25年度決算において、自主規制事業会計は、収入35百万円、支出322百万円であり、収支差288百万円を公益目的財産額から充当しました。この結果、平成25年度末日の本協会の公益目的財産額は443百万円となりました。

(4) 平成26年度決算時における公益目的支出計画の実施

平成26年度決算において、自主規制事業会計は、収入27百万円、支出322百万円であり、収支差295百万円を公益目的財産額から充当しました。この結果、平成26年度末日の本協会の公益目的財産額は148百万円となりました。

(5) 平成27年度決算時における公益目的支出計画の実施

平成27年度決算において、自主規制事業会計は、収入25百万円、支出312百万円であり、収支差△286百万円となり、前年度末公益目的財産額148百万円を全額支出し、本年度末の公益目的財産額は0円となります。

この結果、平成24年4月に確定した公益目的財産額1,004百万円すべてを公益目的のために支出したこととなり、本協会は、移行法人としての平成24年から4年間の公益目的支出計画を完了いたしました。

(単位：百万円)

	平成24年度 (実績)	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)
1. 公益目的財産額	1,004	731	443	148
2. 取崩額（公益目的収支差額）(①-②)	272	288	295	286
(1) 公益目的支出の額 ①	315	322	322	312
(2) 実施事業収入の額 ②	42	35	27	25
3. 当該事業年度末日の公益目的財産額	731	443	148	0

(6) 公益目的支出計画実施完了確認書の受領

平成28年6月20日開催の通常総会において平成27年度に係る「公益目的支出計画の実施報告書等」が承認されたことを受け、内閣府公益認定等委員会に「公益目的支出計画実施完了確認請求書（注）」を提出し、平成28年12月21日付けで内閣府より当該公益目的支出計画の実施完了の「確認書」を受領しました。

（注） 「公益目的支出計画実施完了確認請求書」は、公益目的支出計画を完了した一般社団法人が内閣府公益認定等委員会に対しその実施が完了したことの確認を求めるものです。（整備法第124条）

(別添2) 「最近における法人の業務運営適正化等の措置の主なもの」

1. 役員報酬の分離計上(平成20年度決算より)
2. 本協会が退会する会員に対し債権を有している場合の預託金返還にかかる取扱いについて規定を明確化(平成21年7月31日、平成21年11月25日理事会決定)
3. 外務員登録事務(委任事務)処理報告の作成(平成21年度決算より)
4. 事業計画・収支予算の年度開始前編成(平成22年度計画等より)
5. 経理基盤整備(会計機械化平成23年度試行開始)
6. 「資産管理運用規程」第5条に基づく資産管理運用の理事会への報告(平成24年11月実施)
7. 会員と法人事務局間の双方向情報共有基盤整備(Kinsaki-net平成21年度供用開始)
8. 職員パソコン環境の管理態勢強化及び情報漏洩リスク軽減を目的の一つとするシンクライアント環境を導入(平成24年3月より)
9. 常勤役員業務報告(年次報告、年末財務事情(会費所要額水準見通し)ほか2件(平成21年度より作成試行)
10. 法人運営の基本的な機関である業務部会等の定例開催(平成22年度より)
11. 総会における顧問弁護士の出席(平成25年6月13日通常総会へ)
12. 会員デフォルト時の業務マニュアルの策定(平成25年8月6日)
13. 自主規制規則の制定・改正に当たってのパブリックコメント手続きの実施(平成26年1月30日)
14. 事業継続計画及び事業継続計画業務マニュアルの策定(平成26年3月)
15. 個人情報保護団体の認定申請(平成26年3月)及び認定取得(平成26年8月)、総務部に「個人情報苦情相談室」の設置
16. 定款第30条第6項に規定する代表理事の職務執行状況の理事会への報告(平成24年11月実施)
17. 公益目的支出計画実施報告書の作成(平成25年3月)
18. 会員及び外務員の処分関係の執行適正化のための規律委員会の設置(平成25年6月より)
19. 消費者基本法に基づく「消費者取引に関する政策評価」への対応(平成26年4月)

(参照)

消費者基本法に基づき、消費者政策の基本的な枠組みと主な課題及びこれらを踏まえた重点的な取り組みを取りまとめた消費者基本計画が改定(平成22年3月30日閣議決定)され、取引の適正化を始めとする各種施策が関係府省において展開されました。これを受けて、総務省行政評価局は、当該各種施策が効果を上げているかなどの観点からの評価が平成25年度に行われました。

本協会関係では、「金融商品取引法に係る法令改正の効果と指導監督の実施状況等」について、政策評価の対象とされ、具体的には、平成21年金融商品取引業等に関する内閣府令改正の①外国為替証拠金取引業者に対するロスカットルール整備・遵守の義務付け(平成21年8月施行)及び②FX業者等に対する証拠金規制(平成22年8月施行)の改正がその評価の対象とされました。

本評価は、「消費者取引に関する政策評価書」(総務省平成26年4月)として報告されており、このうち「金融商品取引法に係る法令改正の効果と指導監督の実施状況等」では、「平成21年の金融商品取引業等に関する内閣府令改正によるFX業者に対するロスカット取引を適切に行うためのルールの整備及び想定元本の4%以上の証拠金の預託を受けない取引の禁止の導入については、i) 金融先物取引業協会の協会員が行うFX取引に関する苦情件数が、最も多い平成20年度と24年度を比較すると減少していること、ii) FX業者等の未収金が改善され、出来高及び証拠金残高が安定的に増加していること、から、効果が一定程度発現しているものと認められる。」と評価されました。

20. 総務部に文書担当を設置及び対外的文書の文書担当による合議(平成26年7月)
21. 会員が外務員の登録状況等に関するデータの確認をシステムにより随時行えるようKinsaki-netに「外務員情報」ページを新設(平成28年2月)
22. 投資教育事業計画の推進(平成28年3月10日理事会決定)及び公益財団法人資本市場振興財団からの助成金交付通知受領(平成28年3月3日)
※ 一般投資者の参加が進むデリバティブ取引について、金融先物取引の唯一の自主規制機関として、投資者の金融リテラシーを高めることによって健全な発展を支援するため、投資教育事業計画を定め、金融リテラシーに係る施策を計画的に推進する。
23. サイバーセキュリティに関する本協会の対応方針理事会報告(平成28年3月30日)
24. 事務局の体制について、従来の事務局長制に対して、統括役・役員制度の導入(平成28年7月1日)
※ 対等な二人の統括役により、協会運営についての利益相反管理の観点からの説明可能性の維持向上等を図る
25. 「一般社団法人及び一般財団に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成18年法律第50号)第124条の規定に基づき、当該支出計画の実施が完了したことの確認を内閣府宛請求(平成28年6月20日)し、内閣府より当該公益目的支出計画の実施完了の「確認書」を受領(12月21日)
26. 健康保険組合への編入(協会けんぽから東京証券業健康保険組合へ)(平成28年12月1日)
27. 法人顧客に対する証拠金規制への対応(為替リスク想定比率の算出等)(平成28年2月17日)
28. 処分関係制度整備(定款の一部変更及び不服申立制度の創設を含む処分制度整備に係る規則等の新設及び改正について)(平成29年3月13日理事会、平成29年3月25日臨時総会決定)
29. 自主規制部会及び自主規制委員会の今後の運営方式について(平成29年3月30日理事会報告)

	開催方式		回数	出席者
	委員会	部会		
定例開催	原則招集(代理可)	原則書面	2-3回	部会員による代理委員の出席
随時開催	原則書面	原則書面	適宜	

30. 定款第19条に基づく処分を受けた会員及び「外務員の登録等に関する規則」第6条に基づく外務員処分を受けた会員より提出された不服申立書について、不服申立の理由の有無について審査を行うことを所掌事項等とする不服審査会の設置及びその事務を行う「不服審査会室」を総務部に設置(平成29年6月)
31. 会計監査の信頼性と監査法人の独立性を確保する観点から監査法人を変更(2019年度)

(別添3) 「最近における経費削減等の主なもの」

1. 従前(2019年度以前)における経費削減等

- (1) 役員報酬の見直し(平成20年度～)、役員報酬の削減(平成24年度～)
- (2) 会員通知等の電子化(平成20年度～)
 - (ア) 会員通知等のKinsaki-net掲載(平成20年度～)
 - (イ) 外務員登録済通知等のKinsaki-net掲載に伴う郵送費の減(平成28年度～)
- (3) コピー機保守契約の見直し(平成21年度～)
- (4) 刊行物の電子化及び作成費用の削減
 - (ア) 会報のWeb掲載(平成22年度～)
 - (イ) 業務マニュアルのWeb掲載(平成23年度～)
 - (ウ) テキスト作成費の削減(平成24年度～)
 - (エ) 刊行物の作成費用の削減(法規集、マニュアル、会報)(平成25年度～)
 - (オ) 「金融先物取引の知識」の刊行方法の見直しによる経費削減(平成26年度～)
 - (カ) 金融先物取引関係法規集WEB版の廃止(平成29年度～)
 - (キ) 金融先物取引関係法規集の作成見直し(協会規則集へ)(2019年度～)
- (5) 会議室活用による会場借料等の縮減(平成20年度～)
- (6) 学術連携関係経費削減
- (7) その他の経費削減
 - (ア) E-mailによる報告(2007年度～)
 - (イ) 文書保存倉庫借料の契約内容変更(2009年度～)
 - (ウ) 事務所借料の見直しに伴う削減
 - (エ) システム保守の見直しによる削減
 - (オ) 公益法人コンサルタント打ち切りによる削減
 - (カ) オペレーション委託費の見直しによる経費削減(2014年度～)
 - (キ) セミナー・理事会開催費の経費削減(2014年度～)
 - (ク) 封筒の作成費等の経費削減(2014年度～)
 - (ケ) EBS為替変動率分析外注(2015年度～)
 - (コ) 健康保険組合への編入(2016年度～)
 - (サ) 海外金融先物取引市場の現状及び動向調査委託費の削減(2018年度～)
 - (シ) 監査法人変更に伴う削減(2019年度～)
 - (ス) 取引データ報告制度システム開発に対する助成(2019年度～)
 - (セ) 業務委託契約見直しに伴う削減(2020年度～)
- (8) 資本市場振興財団からの助成の受入れ
 - (ア) 投資教育事業における公益財団法人資本市場振興財団からの助成の受入れ(2016年度～)
 - (イ) 取引データ報告制度システム開発に対する助成(2019年度)
 - (ウ) 投資教育事業における助成の増額(2020年度～)

2. 2021年度における経費削減等

- (1) 業務委託契約廃止に伴う削減
- (2) 取引データ保存・報告制度運用経費に係る負担金制度の導入(費用はすべて対象会員負担)

別紙3 総会・理事会・委員会等の開催・審議内容等

1. 総会

2020年度に定款第23条に規定する通常総会が開催されました。その議事内容等の概要は以下のとおりです。

(1) 通常総会

2020年6月19日、第31回通常総会をKKRホテル東京（東京都千代田区）において開催し、出席会員128社（うち、書面による議決権行使会員123社）によって、次の議案はいずれも原案のとおり承認可決されました。

第1号議案 定款の一部変更の件

第2号議案 2019年度事業報告及び決算の件

第3号議案 役員を選任の件

第4号議案 第31回通常総会議事録署名人2名選任の件

(2) 臨時総会

2021年3月30日、臨時総会を本協会会議室において開催し、出席会員132社（うち、書面による議決権行使書会員130社）によって、次の議案はいずれも原案のとおり承認可決されました。

第1号議案 2020年度事業報告及び決算の件

第2号議案 臨時総会議事録署名人2名選任の件

2. 理事会

2020年度に定款第34条に規定する理事会は7回開催されました。その審議事項等の概要は以下のとおりです。（カッコ内は、開催日及び開催方式・場所を示します。）

第1回理事会（2020年5月29日・書面）

○第31回通常総会招集決定の件

○定款の一部変更の件

（2020年6月19日開催第31回通常総会付議案件 総会第1号議案関連）

○2019年度事業報告及び決算の件

（2020年6月19日開催第31回通常総会付議案件 総会第2号議案関連）

○役員候補者選任の件

（2020年6月19日開催第31回通常総会付議案件 総会第3号議案関連）

○第31回通常総会議事録署名人2名選任の件

（2020年6月19日開催第31回通常総会付議案件 総会第4号議案関連）

○第31回通常総会の議決権行使に関する事項の件

第2回理事会（2020年6月17日・書面）

○「金融先物取引業務取扱規則第25条の3に関する細則（外国為替証拠金取引に係るロスカット取引関係）」の一部改正の件

○「広告等の表示及び景品類の提供に関する自主規制規則第9条に関する細則（スプレッド広告関係）」の制定の件

○内部管理責任者に対する処分制度の新設の件

○会員の退会に伴う預託金の返還の件

第3回理事会（2020年6月19日・書面）

○会長、副会長及び専務理事の選定（代表理事の選定）の件

○業務委員会、自主規制委員会並びに規律委員会の委員長、副委員長及び委員の委嘱の件

第4回理事会（2020年7月31日・書面）

○会員の入会の件

○退任役員に対する退職金の支給の件

第5回理事会（2020年11月17日・Web開催）

○2020年度代表理事の職務執行状況の報告の件

○2020年度資産管理運用状況の報告の件

第6回理事会（2020年12月10日・書面）

○「事故の確認申請、審査等に関する規則」の一部改正の件

○会員の退会に伴う預託金の返還の件

○特別参加者の入会の件

第7回理事会（2021年3月12日・書面）

○臨時総会招集決定の件

○2021年度事業計画及び予算の件

（2021年3月30日開催臨時総会付議案件 臨時総会第1号案関連）

○臨時総会議事録署名人2名選任の件

（2021年3月30日開催臨時総会付議案件 臨時総会第2号案関連）

○臨時総会議決権行使に関する事項の件

3. 委員会・部会

2020年度に委員会規則（平成元年9月14日制定、2020年6月17日最終改正）に基づき設置された委員会及び部会は、業務委員会及び業務部会、自主規制委員会及び自主規制部会並びに規律委員会及び不服審査会で、それぞれ開催状況及び審議状況は次のとおりです。（カッコ内は、開催日及び開催方式・場所を示します。）

（1）業務委員会

第1回業務委員会（2021年3月3日・Web開催）

○2021年度事業計画及び予算の件

（2）業務部会

第1回業務部会（2020年5月18日・書面）

○活動状況

○理事会議案、通常総会議案について

①招集理事会（2020.5.29）議案

（決議事項）

第1号議案 第31回通常総会招集決定の件

第2号議案 定款の一部変更の件（2020年6月19日開催第31回通常総会付議案件 総会第1号議案関連）

第3号議案 2019年度事業報告及び決算の件（2020年6月19日開催第31回通常総会付議案件 総会第2号議案関連）

第4号議案 役員候補者選任の件（2020年6月19日開催第31回通常総会付議案件 総会第3号議案関連）（総会「役員の選任の件」）

第5号議案 第31回通常総会議事録署名人2名選任の件（2020年6月19日開催第31回通常総会付議案件 総会第4号議案関連）

第6号議案 第31回通常総会の議決権行使に関する事項の件

（報告事項）

I. 2019年度代表理事の職務執行状況の報告の件

II. 2019年度資産管理運用状況の報告の件

②書面理事会（2020.6.17）議案

第1号議案 ロスカット細則の見直しの件

第2号議案 スプレッド広告細則の制定の件

第3号議案 内部管理責任者に対する処分制度の新設の件

第4号議案 会員の退会に伴う預託金の返還の件

③第31回通常総会（2020.6.19）議案

（決議事項）

第1号議案 定款の一部変更の件

第2号議案 2019年度事業報告及び決算の件

第3号議案 役員の選任の件

第4号議案 第31回通常総会議事録署名人2名選任の件

○その他

業務部会配布資料

① 2019年度決算参考資料

その1 理事会参考資料

その2 2019年度助成金対象事業の実施報告書

② 「役員選任の透明性の確保」

連絡事項

今後の日程

第2回業務部会（2020年12月23日・Web開催）

○活動状況

○2021年度事業計画の概要（案）及び予算（案）について

（参考：中期的な財務均衡の取組み）

○報告事項：

外務員登録システムの更新について

第3回業務部会（2021年2月25日・Web開催）

○活動状況

○2021年度事業計画及び予算の件等

業務委員会（2021.3.3）議案

（決議事項）

第1号議案 2021年度事業計画及び予算の件

書面理事会（2021.3.12）議案

（決議事項）

第1号議案 臨時総会招集決定の件

第2号議案 2021年度事業計画及び予算の件

第3号議案 臨時総会議事録署名人2名選任の件

第4号議案 臨時総会の議決権行使に関する事項の件

第5号議案 「金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1
項第21号の4に基づくストレステストの実施に関
する規則」の一部改正の件

第6号議案 会員の退会に伴う預託金の返還の件

臨時総会（2021.3.30）議案

（決議事項）

第1号議案 2021年度事業計画及び予算の件

第2号議案 臨時総会議事録署名人2名選任の件

○新外務員システムについて（旧外務員システムからの移行）

○その他

(1) 業務部会配布資料

① 2021年度予算参考資料

参考資料1 2021年度事業計画（案）—説明概要—

参考資料2 2021年度予算書（収支計算書ベース）案の概要

参考資料3 2021年度予算案の概要

参考資料4 2021年度予算書（収支計算書ベース）案 2020年度と
の主な差異の内容付き

参考資料5 取引データ保存・報告制度に係る負担金算出のイメージ等

参考資料 6 本協会の会費の構造と内部留保活用による財務運営

参考資料 7 中期的な収支均衡への取組み（2023 年度までの財務
状況試算（概要））

(2) 連絡事項 今後の日程

(3) 自主規制委員会

第 1 回自主規制委員会（2020 年 6 月 5 日・書面）

- ロスカット細則の見直しの件
- スプレッド広告細則の制定の件
- 内部管理責任者に対する処分制度の新設の件

第 2 回自主規制委員会（2020 年 11 月 20 日・書面）

- 「事故の確認申請、審査等に関する規則」の一部改正について

第 3 回自主規制委員会（2021 年 3 月 3 日・書面）

- 「金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 21 号の 4 に基づくストレステストの実施に関する規則」の一部改正の件

(4) 自主規制部会

第 1 回自主規制部会（2020 年 4 月 24 日・書面）

- ロスカット細則の見直しの件
- スプレッド広告細則の制定の件
- 内部管理責任者に対する処分制度の新設の件

第 2 回自主規制部会（2020 年 10 月 22 日・書面）

- 「事故の確認申請、審査等に関する規則」の一部改正について

第 3 回自主規制部会（2021 年 2 月 5 日・Web 開催）

- 活動状況
- 「金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 21 号の 4 に基づくストレステストの実施に関する規則」の一部改正の件

(5) 規律委員会

第 1 回規律委員会（2020 年 4 月 7 日・書面）

- 協会規則等の一部改正の件（内部管理責任者に対する処分制度整備関連）
- 「内部管理責任者処分量定基準」の制定及び考え方の公表の件

(6) 不服審査会

開催はありませんでした。

別紙4 2020年度会議日程（実施及び予定）

	開催日時	所 管	内 容	会 場
1	2020年4月13日 15:00-16:30	第39回 F×幹事会	・ロスカット細則の見直しについて ・スプレッド広告細則の制定について 等	協会会議室 (電話会議)
2	2020年4月24日	第1回 自主規制部会 (書面)	・協会規則の制定及び一部改正	
3	2020年5月18日 10:00-12:00	第1回 業務部会 (書面)	・定款変更 ・2019年度事業報告・決算 ・2020年度役員選任 等	
4	2020年5月29日	第1回 理事会 (書面)	・定款変更 ・2019年度事業報告・決算 ・2020年度役員選任 等	
5	2020年6月5日	第1回 自主規制委員会 (書面)	・協会規則の制定及び一部改正	
6	2020年6月16日 15:30-16:30	第40回 F×幹事会	・今期の幹事会テーマの進捗等及び来期の幹事会について 等	協会会議室 (電話会議)
7	2020年6月17日	第2回 理事会 (書面)	・協会規則の制定及び一部改正 ・退会	
8	2020年6月19日 10:00-11:00	第31回通常総会	・定款変更 ・2019年度事業報告・決算 ・2020年度役員選任 等	KKRホテル東京 丹頂の間
9	2020年6月19日	第3回 理事会 (新理事) (書面)	・会長・副会長・専務理事互選の件	
10	2020年6月19日	理事懇談会 (新理事)	・新旧会長・副会長・専務理事互選結果	KKRホテル東京 鳳凰の間
11	2020年7月28日 15:30-16:30	第41回 F×幹事会	・今期の幹事会テーマについて 等	協会会議室 (電話会議)
12	2020年7月31日	第4回 理事会 (書面)	・入会 ・退任役員に対する退職金の支給の件	
13	2020年9月29日 15:30-16:30	第42回 F×幹事会	・「事故の確認申請、審査等に関する規則」の一部改正について 等	協会会議室 (電話会議)
14	2020年10月6日 13:00-14:00	会員説明会	・「オンライン取引サービスを顧客に提供する金融商品取引業者におけるシステムリスク管理態勢の自主点検要請に関する説明会」	金融庁、日証協、協会 (Web開催)
15	2020年10月12日 14:00-15:00	金融庁との意見交換会	・業務委員会委員及び自主規制委員会委員と金融庁幹部との意見 交換	霞山会館
16	2020年11月17日	第5回 理事会	・代表理事の職務執行状況報告 ・2020年度資産管理運用状況報告	協会会議室 (web会議)
17	2020年11月18日 15:30-16:30	第43回 F×幹事会	・オンラインサービスを顧客に提供する会員のシステムリスク態 勢の自主点検結果について 等	協会会議室 (web会議)
18	2020年11月20日	第2回 自主規制委員会 (書面)	・「事故の確認申請、審査等に関する規則」の一部改正の件	
19	2020年12月10日	第6回 理事会 (書面)	・「事故の確認申請、審査等に関する規則」の一部改正の件 ・退会 等	
20	2020年12月16日 14:00-16:00	会員セミナー（大阪）	・近畿財務局、協会による講演	近畿財務局・協会 (web会議)
21	2020年12月22日 10:30-11:30	第44回 F×幹事会	・システムリスク態勢の自主点検結果を踏まえた自主ルール策定 に含めるべき要素の検討について 等	協会会議室 (web会議)
22	2020年12月23日 14:00-15:00	第2回 業務部会	・2021年度事業計画・予算 等	協会会議室 (web会議)
23	2021年1月26日 11:00-12:00	第45回 F×幹事会	・府令ストレステスト規則の一部改正について ・システムリスク態勢の自主点検結果を踏まえた自主ルール策定 に含めるべき要素の検討について 等	協会会議室 (web会議)
24	2021年2月25日 15:30-16:30	第3回 業務部会	・理事会議案説明 ・臨時総会付議事項の説明、臨時総会開催内容説明 (2021年度事業計画・予算) 等	協会会議室 (web会議)

	開催日時	所 管	内 容	会 場
25	2021年3月3日 10:00-11:00	第1回 業務委員会	・2021年度事業計画・予算	協会会議室 (web会議)
26	2021年3月3日	第3回 自主規制委員会 (書面)	・府令ストレステスト規則の一部改正の件	
27	2021年3月5日 14:00-17:30	会員セミナー（東京）	・日銀調査統計局、財務省国際局為替市場課、協会による講演	日銀、財務省、協会 (Web会議)
28	2021年3月9～12日	会員説明会	・「マネー・ローダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の一部改正について	金融庁 (Web開催)
29	2021年3月12日	第7回 理事会 (書面)	・臨時総会付議案件 (2021年度事業計画・予算)	
30	2021年3月29日 15:00-16:00	第46回 FX幹事会	・府令ストレステスト規則の一部改正について ・その他報告事項 等	協会会議室 (web会議)
31	2021年3月30日	臨時総会	・2021年度事業計画・予算	協会会議室
32	2021年5月17日 15:00-16:00	第1回 業務部会	・2020年度事業報告・決算 ・2021年度役員選任 等	協会会議室 (web会議)
33	2021年5月27日 14:00-15:00	第1回 理事会	・2020年度事業報告・決算 ・2021年度役員選任 等	
34	2021年6月1日	第2回 理事会 (書面)	・会員の入会 ・会員の処分	
35	2021年6月18日 14:00-15:00	第32回通常総会	・2020年度事業報告・決算 ・2021年度役員選任 等	
36	2021年6月18日	第3回 理事会 (新理事) (書面)	・会長・副会長・専務理事互選の件	

FFAJ活動記録

(2020. 04. 01 ~ 2021. 03. 31)

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
0401	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	78E
0401	通知文書	業務部	行政手続の電子化に関する協力依頼(登録金融機関)	79E
0401	通知文書	業務部	Kinsaki-net への外務員関係資料の掲載について	80E
0403	第5回スプレッド広告WG(書面)	事務局	見直し案について	—
0403	通知文書	業務部	令和2年2月 21 日付 FATF 声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について	86E
0403	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	87E
0407	規律委員会(書面)	事務局	内部管理責任者に対する処分制度の新設の件	—
0407	通知文書	業務部	緊急事態宣言に係る大臣談話について	90E
0408	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発令を受けた外務員登録等の処理期間等について	92E
0408	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発令を受けた外務員等資格試験及び外務員資格更新研修試験の会場閉鎖について	93E
0413	第39回FX幹事会	事務局	・ロスカット細則の見直しについて ・スプレッド広告細則の制定について 他	—
0413	通知文書	監査部	取引データ保存・報告制度に関する受入れテストについて	94E
0413	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請について	95E
0413	通知文書	業務部	出勤者 7 割削減を実現するための要請について	96E
0416	通知文書	業務部	テロリスト等と関連すると疑われる取引の届出等について	103E
0416	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	104E
0417	通知文書	業務部	緊急事態措置の対象区域の全国拡大を踏まえた大臣談話について	105E
0421	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外務員資格更新研修試験の受講義務期間に係る特例措置について(2020 年5月対象者)	106E
0421	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえたサイバーセキュリティ等に関する注意喚起	107E

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
0424	自主規制部会(書面)	事務局	・ロスカット細則の見直しの件 ・スプレッド広告細則の制定の件 ・内部管理責任者に対する処分制度の新設の件	—
0424	通知文書	業務部	新型コロナ関連(接触機会の低減に向けた取り組み徹底について)	108E
0424	通知文書	業務部	『「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」の一部改正』に関する周知依頼について	109E
0424	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症の発生により申告・納付が困難な場合における国税の取扱いに関する周知について	110E
0424	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症の影響による金融機関等の報告の提出期限等について	111E
0427	パブリックコメント 募集(～0518)	事務局	・ロスカット細則の見直しの件 ・スプレッド広告細則の制定の件 ・内部管理責任者に対する処分制度の新設の件	—
0427	調査レポート等	調査部	・「新興国通貨の基礎知識」南アフリカ編、メキシコ編の公表	—
0427	通知文書	調査部	ゴールデンウィークに関する注意喚起について	112E
0501	通知文書	業務部	外交官等の身分証明票の記載事項変更について(追加事項)	113E
0501	通知文書	業務部	緊急経済対策における税制上の措置等に関する周知について	114E
0507	通知文書	業務部	緊急事態宣言を踏まえた大臣談話について	115E
0512	通知文書	監査部	【取引データ保存・報告制度関係】SFTP サーバ利用説明資料の公表について	116E
0512	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う外務員登録の運用について(延長)	117E
0513	通知文書	業務部	労働基準監督署における電子申請促進の周知について(ご協力をお願い)	118E
0513	通知文書	業務部	高濃度 PCB 含有塗膜の調査の進捗状況(2020 年 3 月末時点)の調査依頼について	119E
0514	通知文書	業務部	緊急事態措置の区域変更を踏まえた大臣談話について	120E
0515	通知文書	業務部	高濃度 PCB 等が使用された機器の所有の有無の確認及び早期処理について	121E
0515	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた外務員資格更新研修の受講義務期間に係る特例措置について(2020 年 6 月対象者)	122E
0518	第1回業務部会(書面)	事務局	理事会議案、通常総会議案について 他	—
0518	通知文書	業務部	緊急事態宣言の解除に伴う外務員等資格試験及び外務員資格更新研修会場の再開について	124E

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
0525	通知文書	業務部	緊急事態宣言の解除に伴う外務員等資格試験及び外務員資格更新研修会場の再開について(その2)	125E
0525	通知文書	業務部	緊急事態解除宣言を踏まえた大臣談話について	126E
0525	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	127E
0525	通知文書	業務部	緊急事態宣言の解除に伴う外務員等資格試験及び外務員資格更新研修会場の再開について(その3)	128E
0528	通知文書	業務部	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの改正について	131E
0529	第1回理事会(書面)	事務局	・第31回通常総会招集決定の件 ・定款の一部変更の件 他	—
0602	通知文書	監査部	外国為替証拠金取引等に関する書類調査の実施について	132E
0603	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う外務員登録の運用について(延長)	134E
0604	通知文書	総務部	直近決算期の純資産額の報告について	135E
0605	第1回自主規制委員会(書面)	事務局	・ロスカット細則の見直しの件 ・スプレッド広告細則の制定の件 ・内部管理責任者に対する処分制度の新設の件	—
0608	通知文書	業務部	・金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組みについて	137E
0608	日本 IFIAR ネットワーク 第4回総会・第8回企画 委員会 合同会議	—	・IFIAR からの活動報告 ・金融庁・審査会からの報告 ・ネットワーク会員からの報告	—
0610	FINMAC 運営審議委 員会	—	あっせん委員の選任について 他	—
0611	通知文書	業務部	ドメイン名ハイジャック攻撃に関する注意喚起について	138E
0612	通知文書	監査部	事業報告書(写)の提出について	139E
0612	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	140E
0616	第40回FX幹事会	事務局	今期の幹事会テーマの進捗等及び来期の幹事会について	—
0616	通知文書	業務部	金融庁業務支援統合システムにおける新機能の試験導入について	141E
0617	第2回理事会(書面)	事務局	・「金融先物取引業務取扱規則第25条の3に関する細則(外国為替証拠金取引に係るロスカット取引関係)」の一部改正の件 ・「広告等の表示及び景品類の提供に関する自主規制規則第9条に関する細則(スプレッド広告関係)」の制定の件 ・内部管理責任者に対する処分制度の新設の件 ・会員の退会に伴う預託金の返還の件	—

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
0617	通知文書	総務部	「金融先物取引業務取扱規則第 25 条の3に関する細則(外国為替証拠金取引に係るロスカット取引関係)」の一部改正の件	142E
0617	通知文書	総務部	広告等の表示及び景品類の提供に関する自主規制規則第 9 条に関する細則(スプレッド広告関係)の制定について	143E
0617	通知文書	業務部	内部管理責任者に対する処分に関する協会規則の一部改正及び考え方の公表等について	144E
0618	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた外務員資格更新研修の受講義務期間に係る特例措置の取扱いについて	145E
0619	第31回通常総会	事務局	・定款の一部変更の件 ・2019 年度事業報告及び決算の件 ・2020 年役員の選任の件	—
0619	第3回理事会(書面)	事務局	・会長、副会長及び専務理事の選定(代表理事の選定)の件 ・業務委員会、自主規制委員会並びに規律委員会の委員長、副委員長及び委員の委嘱の件	—
0619	通知文書	総務部	第31回通常総会及び 2020 年度役員について	161E
0626	通知文書	業務部	接触確認アプリ(COCoA)の業界団体への周知について	166E
0630	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	168E
0701	通知文書	監査部	取引データ保存・報告制度「対応要領」及び「取引データ保存・報告制度対応要領に関する Q & A」の更新版掲載について	169E
0703	通知文書	業務部	内部管理担当役員の配置状況報告の依頼の件	170E
0707	通知文書	業務部	令和2年7月3日からの大雨による災害に対する金融上の措置について(九州財務局)	171E
0707	通知文書	業務部	令和2年7月3日からの大雨による災害に対する金融上の措置について(福岡財務支局)	172E
0708	通知文書	監査部	金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 21 号の 4 に基づくストレステストの算出の適正性に関する注意喚起	173E
0709	通知文書	業務部	令和2年7月3日からの大雨による災害に対する金融上の措置について(関東財務局長野財務事務所)	174E
0709	通知文書	業務部	令和2年7月3日からの大雨による災害に対する金融上の措置について(九州財務局大分財務事務所)	175E
0709	通知文書	業務部	令和2年7月3日からの大雨による災害に対する金融上の措置について(関東財務局長野財務事務所)	176E
0713	通知文書	業務部	「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」の施行について	177E
0713	通知文書	業務部	米国 DigiCert 社の中間証明機関が発行した EV 証明書の失効について(注意喚起)	178E
0714	通知文書	業務部	2020 年7月 10 日以降の催物の開催制限等について	179E

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
0715	FINMAC7団体打合わせ	—	月次報告	—
0716	通知文書	業務部	令和2年7月3日からの大雨による災害に対する金融上の措置について(中国財務局松江財務事務所)	180E
0716	通知文書	業務部	令和2年7月3日からの大雨による災害に対する金融上の措置について(福岡財務支局佐賀財務事務所)	181E
0720	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた当局への申請・届出等に関する当面の対応について	183E
0720	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う外務員登録の運用について(延長)	184E
0721	通知文書	監査部	「証券モニタリング概要・事例集(令和2年7月)」の周知について	186E
0728	第41回FX幹事会	事務局	今期の幹事会について 他	—
0729	通知文書	業務部	令和2年7月3日からの大雨による災害に対する金融上の措置について(東北財務局山形財務事務所)	190E
0730	通知文書	業務部	2020年8月1日以降における催物の開催制限等について	193E
0731	会報125号	事務局	・第31回通常総会を開催 ・会員の決算状況(2020年3月期)について ・Financial Futures ニュース(2020年4月～6月)	—
0731	第4回理事会(書面)	事務局	・会員の入会の件 ・退任役員に対する退職金の支給の件	—
0731	通知文書	業務部	消費税の適格請求書等保存方式の導入に関する周知等について	196E
0731	通知文書	業務部	飲食店等におけるクラスター発生の防止のための総合的な取組について	197E
0806	報告制度 先行 UAT 説明会	事務局	日次報告ファイル取込テスト概要説明 他	—
0807	通知文書	業務部	令和2年6月30日付け FATF 声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について	198E
0807	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	199E
0807	通知文書	業務部	お盆休みにおける帰省等のあり方の周知について	200E
0807	通知文書	業務部	医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限について	201E
0819	通知文書	業務部	FINMAC2019年度事業報告書について	204E
0824	通知文書	業務部	「マイナンバーカードの取得促進及び利活用に関するアンケート」について	205E
0826	通知文書	監査部 総務部	「取引データ保存・報告制度 対応要領(第3版)」及び Q&A(第3版)の公表について	206E

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
0827	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う外務員登録の運用について(延長)	207E
0901	通知文書	業務部	2020 年 9 月 1 日以降における催物の開催制限等について	208E
0908	通知文書	監査部	損失補てんの事故報告書の報告期限の明確化について	209E
0916	通知文書	業務部	中小企業デジタル化応援隊事業の開始に関する周知について	210E
0916	通知文書	業務部	2020 年 11 月末までの催物の開催制限等について	211E
0917	通知文書	業務部	内部管理責任者の事前照会について	212E
0917	通知文書	業務部	オンライン取引サービスを顧客に提供する金融商品取引業者におけるシステムリスク管理態勢の自主点検及び顧客被害の発生状況の確認について	213E
0919	通知文書	業務部	オンライン取引サービスを顧客に提供する金融商品取引業者におけるシステムリスク管理態勢の自主点検及び顧客被害の発生状況の確認について(再通知)	214E
0925	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	216E
0928	第 101 回金商業協会 連絡協議WG	—	各種報告等	—
0928	通知文書	総務部	令和2年度 認定個人情報保護団体対象事業者向け実務研修会の開催について	217E
0929	第41回FX幹事会	事務局	今期の幹事会について 他	—
0929	通知文書	調査部	モニタリング調査票ご送付の依頼について	218E
0930	通知文書	業務部	「オンライン取引サービスを顧客に提供する金融商品取引業者におけるシステムリスク管理態勢の自主点検要請に関する説明会」の御案内について	220E
1006	日証協との合同説明 会	事務局	システムリスク管理態勢の自主点検要請説明会	—
1006	マネロン高度化対応 官民連絡会	事務局	報告事項等	—
1002	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	223E
1008	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う外務員登録の運用について(延長)	224E
1012	金融庁との意見交換 会	事務局	金融庁幹部と業務委員会委員及び自主規制委員会委員との意見交換会	—
1012	通知文書	業務部	津波防災の日に係る緊急地震速報訓練への参加の要請及び訓練参加状況等の調査について	226E

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
1012	通知文書	業務部	令和2年台風第14号に伴う災害に対する金融上の措置について(関東財務局)	227E
1013	通知文書	事務局	取引データ保存・報告制度に関する先行受入テスト参加への再検討依頼等について	228E
1013	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	229E
1016	サイバーセキュリティ演習	事務局	サイバーセキュリティ演習(Delta Wall V)実施日	—
1021	FINMAC7団体打合せ	事務局	月次報告	—
1021	通知文書	業務部	「外国為替法令の解釈及び運用について」の一部改正について	233E
1022	第2回自主規制部会(書面)	事務局	「事故の確認申請、審査等に関する規則」の一部改正の件	—
1027	第102回金商業協会連絡協議WG	事務局	各種報告等	—
1027	通知文書	業務部	当局への申請等における登記事項証明書の添付省略について	234E
1027	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	235E
1027	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症対策の観点からの年末年始の在り方について	236E
1027	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	237E
1030	通知文書	業務部	立皇嗣宣明の儀当日における祝意奉表について	238E
1030	会報掲載	調査部	会報126号(2020年10月)の掲載について	—
1030	通知文書	業務部	オンライン取引サービスを顧客に提供する会員におけるシステムリスク管理態勢の自主点検の取りまとめについて(結果報告)	239E
1104	通知文書	監査部	広告等の表示及び景品類の提供に関する自主規制規則第9条に関する細則の施行について	241E
1104	通知文書	業務部	「冬季の省エネルギーの取組について」の周知について	242E
1106	通知文書	事務局	令和2年度 認定個人情報保護団体対象事業者向け実務研修会(第4回～第5回)の開催について	243E
1116	通知文書	業務部	寒冷な場面における感染防止対策の徹底等について	248E
1116	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置の実施に係る「資本取引の状況に関する特別の報告書」の提出方法変更について	249E
1117	第5回理事会	事務局	2020年度代表理事の職務執行状況の報告の件 2020年度資産管理運用状況の報告の件	—
1117	通知文書	業務部	本人確認書類としての日本国旅券の取扱いについて	250E

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
1118	第43回 FX 幹事会	事務局	オンラインサービスを顧客に提供する会員のシステムリスク態勢の自主点検結果について 他報告事項	—
1118	通知文書	業務部	来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について	251E
1119	通知文書	調査部	外国為替証拠金取引等における個人顧客損益状況等に関する実態調査(個人顧客損益実態調査)の実施について	252E
1120	第2回 自主規制委員会(書面)	事務局	「事故の確認申請、審査等に関する規則」の一部改正の件	—
1124	第103回金商業協会連絡協議ワーキング	事務局	各種報告等	—
1125	通知文書	業務部	「一般社団法人金融先物取引業協会会員セミナー(大阪)」開催について	253E
1125	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症に関する職場における一層の対策強化について	254E
1202	通知文書	業務部	令和2年10月23日付け FATF 声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について	258E
1202	通知文書	業務部	外務員登録申請書に添付を要する書類等(「◆本人確認書類一覧」)について	259E
1203	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたテレワークの実施について	260E
1203	通知文書	業務部	関係団体等に対する倫理法等の啓発活動について	261E
1204	通知文書	業務部	契約締結前交付書面(ひな形)の改訂について(金利先物等取引説明書 邦文及び英文)	262E
1207	金融・資本市場統計整備懇談会	協 会	統計資料報告	—
1208	通知文書	事務局	「取引データ保存・報告制度に関する全社受入テスト説明会」関連資料及び対応要領(第4版)等の公表について	263E
1210	第6回理事会(書面)	事務局	・「事故の確認申請、審査等に関する規則」の一部改正の件 ・会員の退会に伴う預託金の返還の件 ・特別参加者の入会の件	—
1211	通知文書	監査部	事故の確認申請、審査等に関する規則の一部改正について	266E
1211	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく措置の一部解除について	267E
1215	通知文書	業務部	年末年始における忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項について	268E
1215	通知文書	業務部	本人確認のデジタル化・厳格化に向けた対応フォローアップについて	269E
1215	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う外務員登録の運用について(延長)	270E

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
1216	会員セミナー(大阪)	事務局	講演:近畿財務局等	—
1218	通知文書	業務部	令和2年12月16日からの大雪による災害に対する金融上の措置について	271E
1218	通知文書	業務部	クラウドサービスの情報漏洩リスクにかかる注意喚起	272E
1218	通知文書	業務部	FATF対日相互審査の延期について	273E
1222	通知文書	監査部	クイック入金に関する書類調査について	274E
1222	第44回FX幹事会	事務局	システムリスク態勢の自主点検結果を踏まえた自主ルール策定に含めるべき要素の検討について 他	—
1223	第2回業務部会	事務局	2021年度事業計画・予算について	—
1225	通知文書	総務部	2020年度年央のご報告について	277E
1225	通知文書	業務部	マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の呼びかけについて(協力依頼)	278E
1225	通知文書	業務部	分科会提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱いについて	279E
1226	第45回FX幹事会	事務局	・府令ストレステスト規則の一部改正について ・システムリスク態勢の自主点検結果を踏まえた自主ルール策定に含めるべき要素の検討について 等	—
1228	通知文書	総務部	2021年度の会費見込額について	276E
1228	通知文書	業務部	外国為替に関する省令の一部を改正する省令について(12月28日公布・施行)	280E
1228	第104回金商業協会 連絡協議ワーキング	事務局	各種報告等	—
2021年				
0108	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言を踏まえた金融システム・金融資本市場の機能維持について(麻生金融担当大臣談話)	3E
0108	通知文書	業務部	令和3年1月7日からの大雪による災害に対する金融上の措置について(東北財務局秋田財務事務所・日本銀行秋田支店)	4E
0108	通知文書	総務部	令和2年度 認定個人情報保護団体対象事業者向け実務研修会(第6回)の開催について	5E
0108	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症の影響による金融機関等の報告の提出期限について	6E
0108	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う内部管理責任者資格試験、外務員資格試験及び外務員資格更新研修試験の留意事項について	7E
0112	通知文書	業務部	令和3年1月7日からの大雪による災害に対する金融上の措置について(北陸財務局・日本銀行金沢支店)	8E

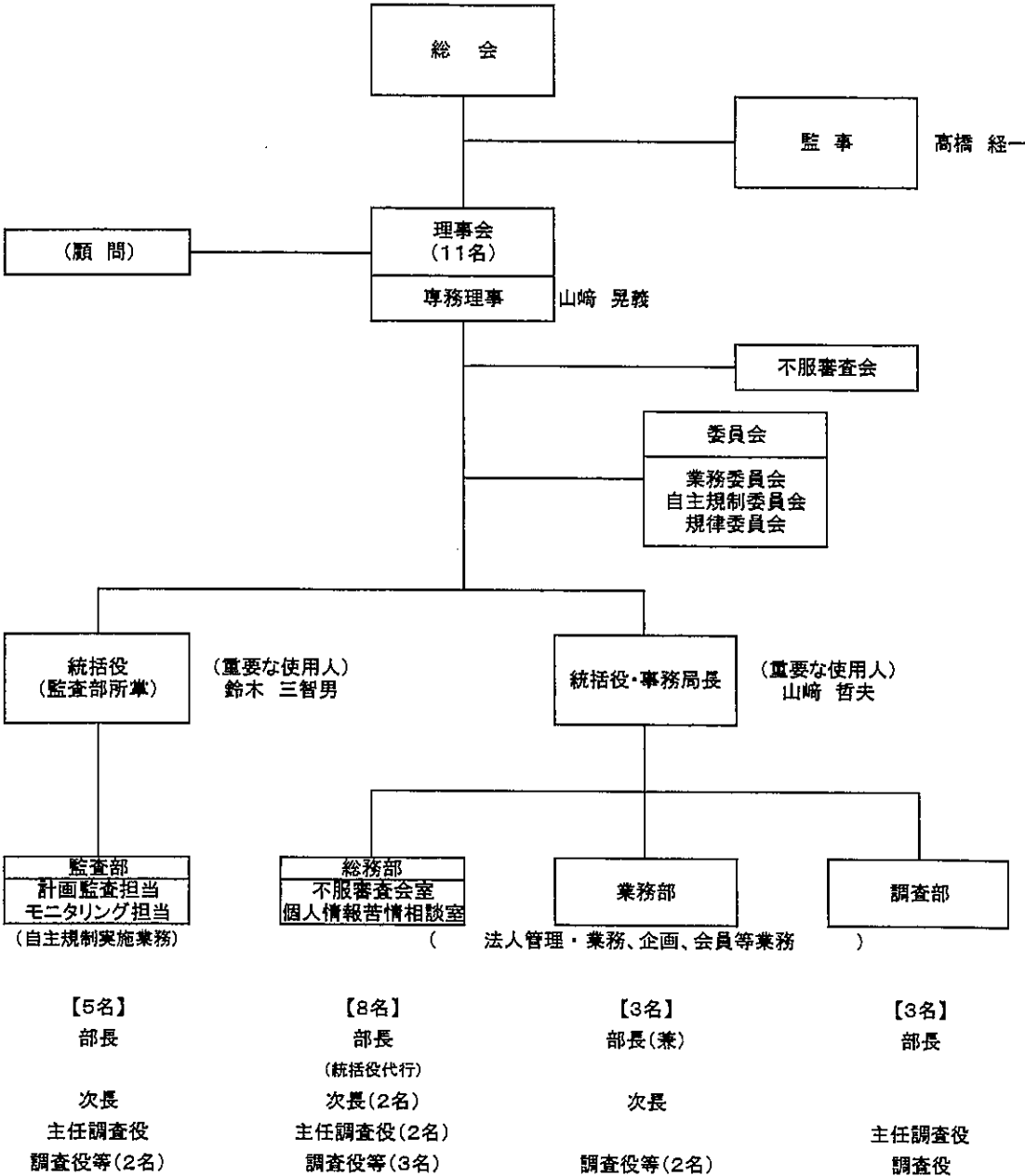
月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
0112	通知文書	業務部	令和3年1月7日からの大雪による災害に対する金融上の措置について(関東財務局新潟財務事務所・日本銀行新潟支店)	9E
0112	通知文書	業務部	オリパラ特措法等の一部を改正する法律の施行に伴う祝日の移動について	10E
0113	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等について	11E
0114	通知文書	業務部	緊急事態措置を実施すべき区域の変更について	12E
0114	通知文書	業務部	(再周知)新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等について	13E
0115	通知文書	業務部	金融先物取引業務マニュアルの改訂について	14E
0119	学術連携(経済)	事務局		—
0125	第105回金商業協会 連絡協議ワーキング	事務局	各種報告等	—
0126	第45回FX幹事会	事務局	・府令ストレステスト規則の一部改正について ・システムリスク態勢の自主点検結果を踏まえた自主ルール策定に 含める要素の検討 等	—
0127	通知文書	業務部	消費税の適格請求書発行事業者の登録申請の受付開始について	16E
0129	会報の掲載	事務局	会報127号(2021年1月)の掲載について	—
0204	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更 について	19E
0205	第3回自主規制部会	事務局	「金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の4 に基づくストレステストの実施に関する規則」の一部改正の件	—
0205	通知文書	業務部	障害者差別解消法に係る相談事例等に関する調査について	20E
0205	通知文書	業務部	テレワーク等の徹底について	21E
0205	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外務員資格更新研修試験 の受講義務期間に係る特例措置について(2021年3月対象者)	22E
0209	通知文書	業務部	緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留 意事項について	25E
0212	通知文書	業務部	QRコード付き交付申請書送付についての周知について(協力依頼)	26E
0212	通知文書	業務部	「一般社団法人金融先物取引業協会会員セミナー(東京)」開催につ いて	27E
0212	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	29E
0215	通知文書	業務部	令和3年福島県沖を震源とする地震による災害に対する金融上の措 置について(東北財務局福島財務事務所・日本銀行福島支店)	30E
0215	通知文書	総務部	令和2年度 認定個人情報保護団体シンポジウムの開催について	31E

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
0217	通知文書	業務部	「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」における差別的取扱い等の防止に関する規定の周知について	32E
0217	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について	33E
0218	通知文書	事務局	取引データ保存・報告制度本番運用開始にあたって	34E
0219	通知文書	事務局	「【金先協 2021 第 34 号 E】取引データ保存・報告制度本番運用開始にあたって」の差替えについて	—
0224	通知文書	業務部	改正マネロン対策ガイドライン説明会について	35E
0224	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	36E
0225	第3回業務部会	事務局	・理事会議案説明 ・臨時総会付議事項の説明(2021 年度事業計画・予算)	—
0225	通知文書	業務部	令和3年栃木県足利市における大規模火災による災害に対する金融上の措置について(関東財務局宇都宮財務事務所)	39E
0302	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更について及び催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について	42E
0303	第1回業務委員会	事務局	2021 年度事業計画および予算の件	—
0303	第3回自主規制委員会(書面)	事務局	「金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 21 号の 4 に基づくストレステストの実施に関する規則」の一部改正の件	—
0305	会員セミナー	事務局	日本銀行、財務省、協会による講演	—
0305	通知文書	業務部	令和3年新潟県糸魚川市における地滑りにかかる災害に対する金融上の措置について(関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店)	44E
0305	通知文書	業務部	テレワーク等の推進について	45E
0309～ 0312	会員説明会	事務局	「「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の一部改正」(金融庁による説明)	—
0310	通知文書	業務部	東日本大震災十周年追悼式の当日における弔意表明について(依命通知)	46E
0310	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長について	47E
0310	通知文書	業務部	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の発見事例の提供について	48E
0312	第7回理事会(書面)	事務局	臨時総会付議案件(2021 年度事業計画・予算 他)	—
0312	通知文書	事務局	「金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 21 号の 4 に基づくストレステストの実施に関する規則」の一部改正について	49E
0312	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	51E

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
0316	FINMAC運営審議 委員会(書面)	協会	委員選任等	—
0319	通知文書	監査部	金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 21 号の 4 に基づくストレステストの算出の適正性に関する注意喚起(その2)	53E
0322	マネロン高度化対応 官民連絡会	事務局	報告事項 等	—
0324	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の終了について及び1都3 県における 催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等 について	56E
0324	通知文書	業務部	テレワーク等の推進について	57E
0326	通知文書	業務部	飲食の場面及び職場におけるコロナ感染症対策のお知らせ並びに 年度当初の研修での留意事項について	58E
0329	第46回 FX 幹事会	事務局	・府令ストレステスト規則の一部改正について ・その他報告事項 等	—
0330	臨時総会	事務局	2021 年度事業計画・予算	—
0330	通知文書	調査部	東京外国為替市場委員会・金融先物取引業協会調査部共同調査 店頭外国為替証拠金取引等に関するアンケートの依頼について	60E
0330	通知文書	業務部	外国為替に関する省令の一部を改正する省令について(3月29日公 布・施行)	61E
0330	通知文書	業務部	「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改 正について	62E
0331	通知文書	総務部	2021年3月30日開催臨時総会の結果について	64E
0331	通知文書	業務部	令和3年2月25日付け FATF 声明を踏まえた犯罪による収益の移転 防止に関する法律の適正な履行等について	66E

別紙6 一般社団法人金融先物取引業協会組織図

(2021年3月)

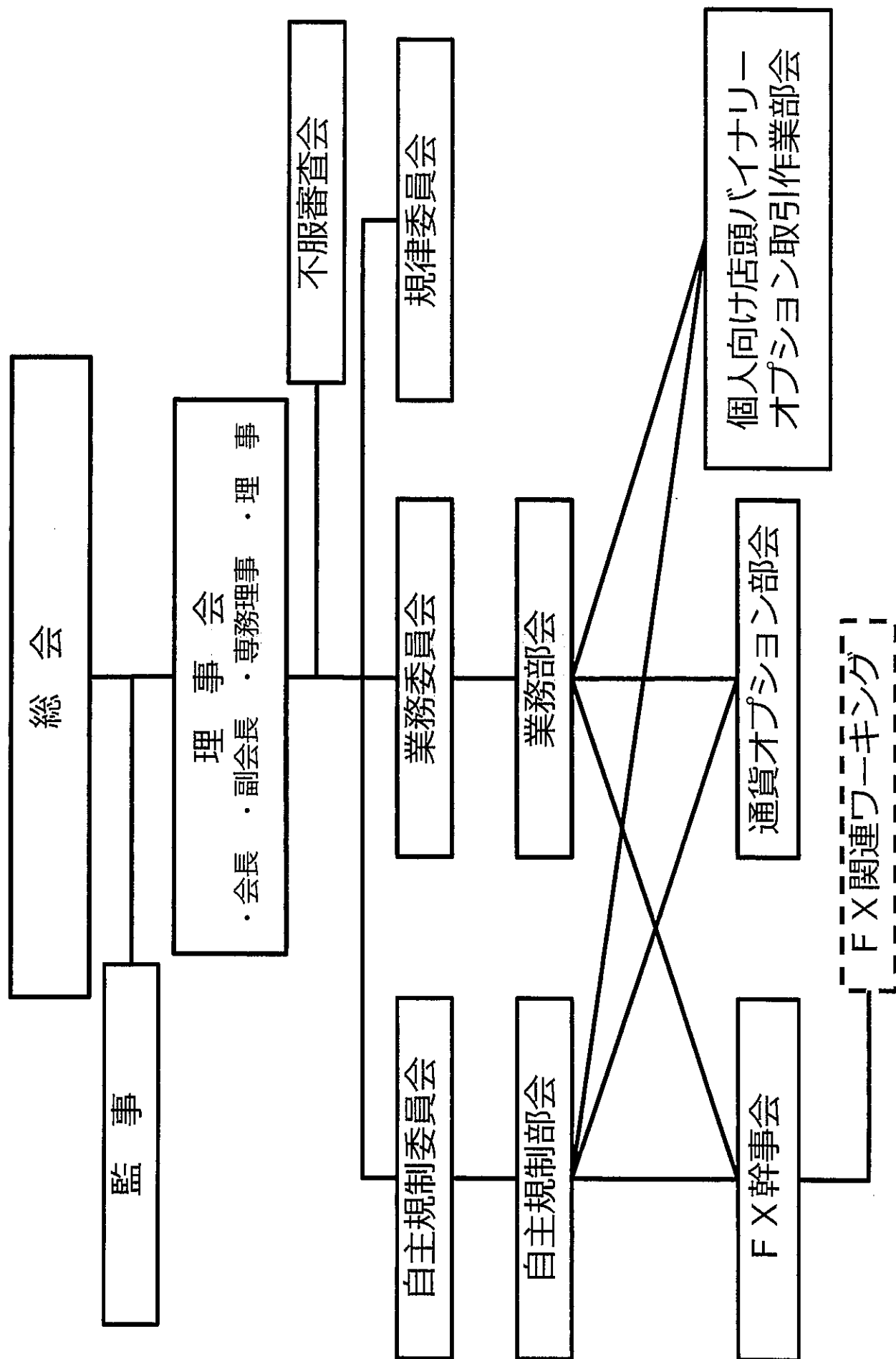


(注)各部の人数は、主たる業務の配置によっている。

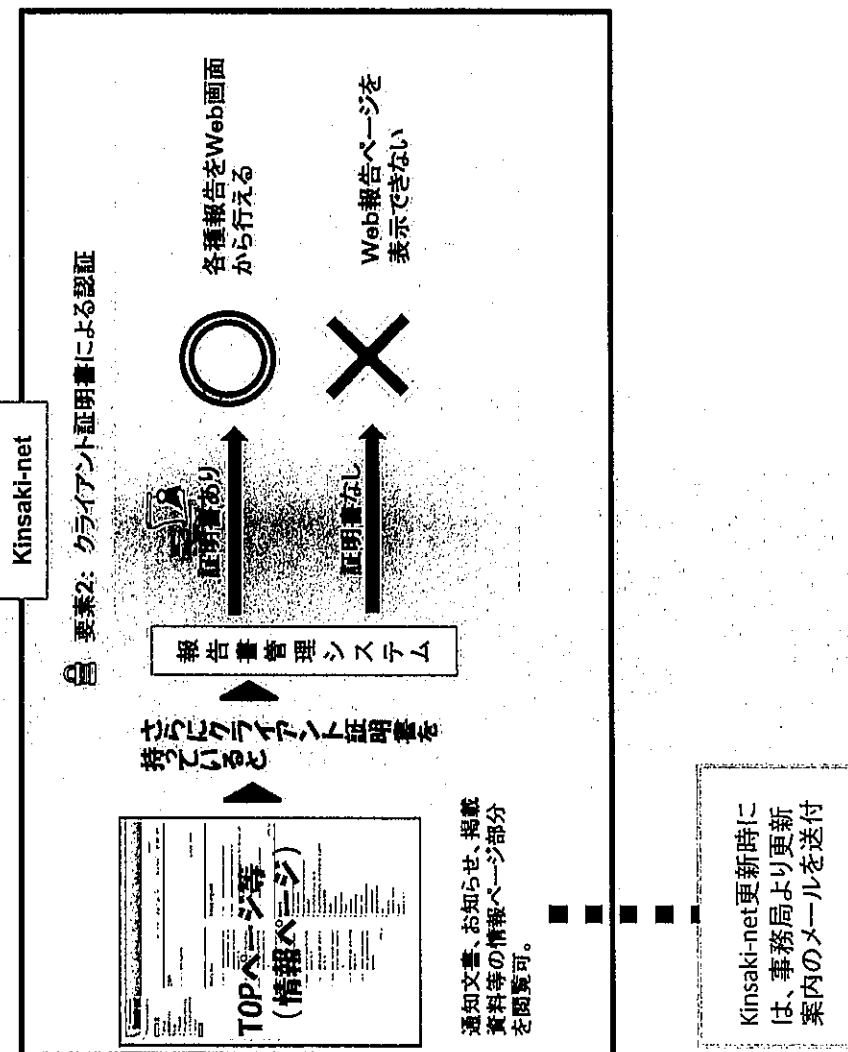
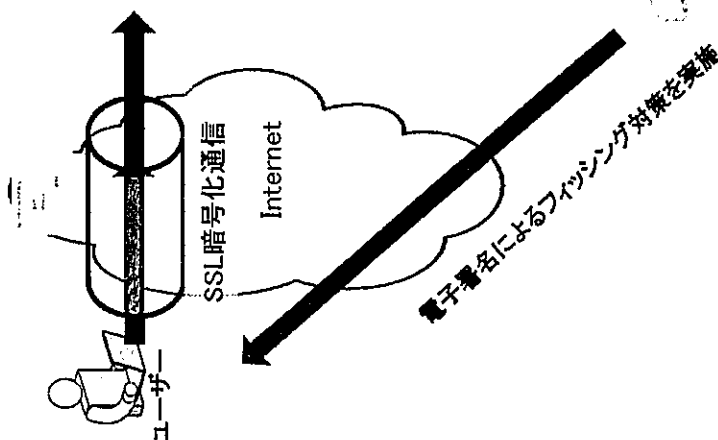
【常勤役員 1名、職員19名、パート職員2名】

協会組織図

2021年3月



Ⓐ 要素1: ID・パスワードによる認証



Kinsaki-net報告書管理システムのセキュリティ

- ID・パスワードによる認証、クライアント証明書による認証という二要素認証を採用 (さらに、本協会のクライアント証明書は、Internet Explorerにインストールすることで証明書をエクスポートして使えなくなるため、より厳格な運用が可能です。)
- 通信は、シマンテックのEVサーバ証明書によりSSL暗号化 (DigiCertのEV-SSLサーバ証明書には、日次のマルウェアスキャン機能、週次の脆弱性アセスメントが標準装備されており、サイトの安全性を高めています。)

別紙8 2020年度(2020年4月～2021年3月)監査結果

2020年度(2020年4月～2021年3月)監査結果

1. 監査を実施した会社数

(1) 実地監査: 9社

(業態別内訳) ・第二地方銀行 1社 ・証券会社 7社
・先物専門会社 1社

(2) 書類調査: 195社

(業態別内訳) ・その他銀行 20社 ・証券会社 100社 ・商品先物会社 15社
・先物専門会社 60社

2. 監査の体制

(1) 監査等従事人員 当期 8人 (うち兼務 2人)

(2) 監査等従事延人員 当期 368人日

{	内訳: 実地監査 184人日
	書類調査 184人日

}

別紙9 2020年度における外務員の登録事務の状況等

(1) 金商法第64条の7（登録事務の委任）第1項等により行われた登録事務

（単位：人）

区分			2020年度 総計	2019年度 総計	2018年度 総計	2017年度 総計	2016年度 総計
金商法第64条第1項第1号	外務員登録	新規	6,493	8,572	11,256	9,495	9,342
		既存	1,851	2,573	2,091	2,523	2,117
金商法第64条の4	廃止		10,176	11,715	10,848	9,813	9,940
金商法第64条の4	氏名変更		1,868	2,290	2,071	2,097	2,097
金商法第64条の4	役職変更		29	59	53	51	48
金商法第64条の2	登録の拒否		0	0	0	0	0
金商法第64条の9	審査請求		0	0	0	0	0
金商法第64条の6	登録の抹消		0	0	0	0	0
日証協との連携	外務員情報を交換し、処分者等への対応を適宜行う協力体制の構築。						

(2) 2020年度外務員登録事務収支状況

（単位：円）

		2020年度	2019年度	2018年度	2017年度	2016年度
外務員登録手数料収入	①	8,255,000	9,864,000	14,499,000	12,221,000	11,190,000
収入計	(a) ①	8,255,000	9,864,000	14,499,000	12,221,000	11,190,000
外務員登録関係費支出	②	4,456,766	5,126,673	2,707,335	2,646,076	2,732,351
保守		(0)	(1,588,641)	(1,254,857)	(1,254,857)	(1,254,857)
クラウド利用料		(3,418,780)	(2,062,150)	(0)	(0)	(0)
外務員登録済み通知等送料		(37,586)	(65,630)	(72,096)	(48,819)	(141,194)
情報セキュリティコンサル料		(990,000)	(984,000)	(1,016,082)	(972,000)	(972,000)
外務員サーバ保守＋有線LAN保守		(0)	(298,650)	(356,400)	(356,400)	(356,400)
弁護士相談料		(0)	(119,702)	(0)	(0)	(0)
e-Gov認証ID取得費用		(10,400)	(7,900)	(7,900)	(14,000)	(7,900)
ソフトウェア取得支出		3,487,663	276,316	1,124,930	2,702,520	2,981,680
外務員システム	③	(3,487,663)	(276,316)	(1,124,930)	(2,702,520)	(2,981,680)
人件費	④	14,237,385	14,067,245	13,960,431	9,287,814	7,935,650
水道光熱費	⑤	21,083	23,250	24,976	14,434	13,745
事務所賃借料	⑥	1,420,035	1,378,168	1,429,600	832,703	878,596
支出計	(b) ②+③+④+⑤+⑥	23,622,932	20,871,652	19,247,272	15,483,547	14,542,022
収支差	(a)-(b)	△ 15,367,932	△ 11,007,652	△ 4,748,272	△ 3,262,547	△ 3,352,022

各費用項目の算出根拠

番号	項目	算出方法
②	外務員登録関係費支出	外務員登録に係る直接費
③	ソフトウェア取得支出 外務員システム	外務員登録に係るシステム開発費のうち当期費用分
④	人件費	外務員登録事務従事者の時間単価給与を算出(※)し、従事時間を乗じて算出
⑤	水道光熱費	外務員登録事務従事者の年間水道光熱費及び事務所賃借料を算出し、従事割合を乗じて算出
⑥	事務所賃借料	

※ 時間外給与の計算方法

給与規程第8条(時間外勤務手当)第3項第1号
1、2(略)

3 時間外勤務手当の額は、次の計算方法により算出する。

(1) 法定内時間外勤務1時間当たりの単価 (年俸の額の12分の1) ÷ (平均所定勤務時間) × 1.00

別紙１０ 外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験の実施状況

(単位：人)

	外務員資格試験		外務員資格更新研修試験		内部管理責任者資格試験	
	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
2020年 4月	11	11	1	1	5	5
5月	46	46	3	3	6	6
6月	107	107	73	73	24	24
7月	62	62	118	118	33	33
8月	69	68	109	109	26	26
9月	54	54	46	46	27	27
10月	38	38	50	50	17	17
11月	53	53	30	30	22	22
12月	81	81	41	41	53	53
2021年 1月	86	86	103	103	139	138
2月	36	36	99	99	95	95
3月	32	32	37	37	54	54
計	675	674	710	710	501	500

別紙 1 1 F X取引に関するこれまでの主な施策

< (1) 開始時期 (2) 規則、通知文書等 (3) 主な内容等 >

1. 店頭F X取引月次統計

- (1) 平成21年1月開始（平成20年11月から平成20年12月までは試行期間）
- (2) 通知文書【金先協平20第277号E】（平成20年12月12日）
【金先協平27第34号E】（平成27年3月4日、定款第3条報告化）
- (3) 店頭F Xの月次取引高について協会員からの報告を集計、一般向け協会ホームページにて公表
→ 平成27年2月24日の業務委員会において平成27年4月から当報告を定款第3条に基づく報告として全店頭F X取引取扱会員を対象とすることを決定

2. F X取引におけるロスカット未収金報告制度

- (1) 平成21年9月16日発生分より
- (2) 通知文書【金先協平21第180号E】（平成21年9月16日）
【金先協平23第181号E】（平成23年6月22日、様式変更）
【金先協平24第250号E】（平成24年11月26日、残高報告頻度変更）
- (3) ロスカット取引に起因する未収金額について報告を受け、集計の上、一般向け協会ホームページにて公表

3. ロスカット取引の適切な運用

- (1) 平成21年12月11日より
- (2) 外国為替証拠金取引に係るロスカット取引に関するガイドライン
→ 平成23年2月1日より規則化： 金融先物取引業務取扱規則第25条の3、同条に関する細則（外国為替証拠金取引に係るロスカット取引関係）（平成23年1月26日制定）
- (3) ロスカット水準、監視間隔の設定、ロスカットが機能しなかった場合の対応、ロスカット取引の実行状況の検証及び必要データの保存等
→ 2020年6月17日一部改正： 有識者検討会報告書を受けて、ロスカット監視間隔を10分以内から1分以内へ短縮。その他必要な改正を実施（2020年12月1日施行）。

4. 顧客区分管理信託状況報告

- (1) 平成21年11月4日
- (2) 通知文書【金先協平21第211号E】（平成21年11月4日発出、翌2月2日廃止）
【金先協平22第33号E】（平成22年2月2日）
- (3) 週次で区分管理信託の状況を疎明資料付きで協会へ報告

5. 顧客区分管理信託状況についての検証

- (1) 平成22年1月29日より
- (2) 外国為替証拠金取引に係る顧客資産の区分管理に関するガイドライン
- (3) 「第4条 会員は、毎年1回以上定期的に、顧客区分管理信託の状況について、外部監査又は独立した部署による内部監査を受けること等により、適切に管理がなされているかを検証し、その結果について、速やかに、取締役会等に報告を行うこととする。」

6. 無登録業者に関する施策

- (1) 平成22年4月より
- (2) 無登録業者に関する施策は例えば以下のようなものがある。
 - ① 一般向け協会ホームページによる注意喚起ページの設置（平成22年4月～）
 - ② 関係団体との連携
 - ③ 金融庁との連携（2020年2月施策）
- (3) ①について、平成26年7月に、注意喚起ページのリンクがより投資者の目に留まるよう場所を移動し、テキストリンクからバナーリンクに変更している。
②について、次の団体に対する金融庁及び関東財務局からの業者登録の状況の事前確認等に関する改善の申し入れについて本協会も副署を行っている。
 - ・ 日本雑誌広告協会（平成26年1月27日）
 - ・ インターネット広告推進協議会（平成26年10月7日）なお、次の団体に対して、カード利用者への注意喚起について、同様の枠組みにおいて改善の申し入れを行っている。
 - ・ 日本クレジット協会（平成27年2月18日）③について、学生などが友人やSNSを通じて高額な投資用の情報商材を購入し、海外無登録業者と取引して損失が発生したなどの相談が増加している状況に対して金融庁と連携してリーフレットを作成し、金融庁ウェブサイトと協会一般向けホームページに掲載し、注意喚起を行った。

7. FX取引におけるロスカット月次状況報告制度

- (1) 平成22年6月分から平成23年9月分まで
- (2) 通知文書【金先協平22第154号E】（平成22年7月1日）
【金先協平23第256号E】（平成23年10月28日、報告終了通知）
- (3) 月間のロスカット件数について報告を受け集計

8. BCP体制の整備

- (1) 平成22年8月25日施行

- (2) 会員の緊急時事業継続体制の整備等に関する規則
会員の緊急時事業継続体制の整備に関するガイドライン
- (3) 緊急時における会員の事業継続体制の整備

9. 店頭FX取引に係るスプレッド広告の適正な実施

- (1) 平成22年9月3日より
- (2) スプレッド広告表示の適正性維持に関するガイドライン
- (3) スプレッド広告開始前、開始後の検証、検証に必要なデータの保存
 - 平成24年12月12日一部改正：スプレッド広告において例外がある旨の表示の記載方法など
 - 2020年6月17日ガイドラインを規則化：実績開示の強化等(2020年12月1日施行)

10. 店頭FX取引における価格データ等の保存

- (1) 平成22年11月5日より
- (2) 通知文書【金先協平22第264号E】(データ保存の依頼)
 - 平成23年6月30日規則化：金融先物取引業務取扱規則第25条の4、同条に関する細則(店頭外国為替証拠金取引に係るデータ保存関係)
- (3) 顧客への配信価格及び配信時刻等の保存、顧客説明、苦情報告等
 - 平成26年7月23日「金融先物取引業務取扱規則第25条の4及びその細則(店頭外国為替証拠金取引に係るデータ保存関係)に関する留意点等について」の改訂【金先協平26第159号E】：ロスカット取引について本規則が適用されることを強調
 - 25. 取引データ保存・報告規則の施行(2021年4月1日)に伴い廃止。

11. 店頭FX取引に係る価格配信態勢整備義務

- (1) 平成23年2月1日施行
- (2) 金融先物取引業務取扱規則第25条の2(平成22年10月28日理事会成立)
- (3) 価格配信基準の決定、必要なシステムの整備、配信基準等の運用状況の検証及び当該記録の保存

12. 注意喚起文書の交付義務

- (1) 平成23年4月1日施行
- (2) 金融先物取引業務取扱規則第7条の2(平成23年2月18日理事会成立)
- (3) 契約締結前に、不招請勧誘規制の適用がある旨、リスクに関する注意喚起等を記載した注意喚起文書の交付

13. アフィリエイト広告の適正な利用

- (1) 平成24年3月30日より
- (2) アフィリエイト広告利用に関するガイドライン
- (3) ランディングページ冒頭に注意喚起文言の設置、契約の整備等

14. FX取引の広告等に関するQ&A事例集の作成

- (1) 平成24年3月30日より
- (2) 広告等の表示及び景品類の提供に関するQ&A事例集
(平成25年7月18日に「FX取引の広告等に関するQ&A事例集」から「広告等に関するQ&A事例集」へ変更。さらに平成26年6月4日に現在の名称に変更)
- (3) FX広告の審査を行う際の参考になるよう、会員から問い合わせの多い質問に対する回答、本協会監査部が実際に行った主な指導事例を取りまとめたもの
 - 平成24年12月12日一部改正：スプレッド広告において例外がある旨の表示の記載方法など
 - (→ 平成25年7月18日に個人向け店頭バイナリーオプション取引部分を追加)
 - 平成26年6月4日一部改正：16. の基準改正に伴う改正
 - 2020年6月17日一部改正：ガイドラインの規則化に伴う改正(2020年12月1日施行)

15. 店頭FX取引における注文執行態勢整備及び顧客への事前説明（スリッページ関係）

- (1) 平成25年8月9日施行（既存会員は、平成25年11月30日までは従前の例による。）
- (2) 金融先物取引業務取扱規則第25条の2の2、第25条の2の3
- (3) 店頭FX取引における注文執行基準、注文執行態勢の整備、顧客にとって問題のある非対称スリッページの禁止、スリッページ発生仕組み等に関する顧客への事前説明等
 - 平成26年7月23日【金先協平26第158号E】「金融先物取引業務取扱規則第25条の2の2第3項の適用関係等について」を改訂：ロスカット取引についての本規則の適用関係の明確化

16. 広告の多様化等に伴う規定の見直し及び景品類の提供についての規定の整備

- (1) 平成26年9月1日施行（平成26年6月4日理事会決定）
- (2) 広告等の表示及び景品類の提供に関する自主規制規則
広告等の表示及び景品類の提供に関する広告審査マニュアル
- (3) 「広告等に関する自主規制基準」の制定（平成3年）から時間が経過しており、広告の多様化等に伴う規定の見直し及び景品類の提供についての規定の整備を目的とし、同基準を改正して「広告等の表示及び景品類の提供に関する自主規制規則」とした。併せて「広告等の表示及び景品類の提供に関する広告審査マニュアル」を作成している。

17. 「店頭外国為替証拠金取引顧客区分管理必要額等状況」（月次）、「店頭外国為替証拠金取引個別顧客区分管理金額正味増減口座数状況」（四半期）についての統計化

- (1) 平成27年4月1日より（平成27年2月24日業務委員会決定）
- (2) 通知文書【金先協平27第34号E】
- (3) 平成27年度から、新たに「店頭外国為替証拠金取引顧客区分管理必要額等状況」及び「店頭外国為替証拠金取引個別顧客区分管理金額正味増減口座数状況」について定款施行規則第3条に基づき報告を求めることとした。

また、これらの報告値についてそれぞれ集計し、顧客区分管理必要額関連情報、個別顧客区分管理金額正味増減口座割合関連情報を一般向け協会ホームページに公表する。

18. システムトレードに関する施策

- (1) 平成27年10月2日
- (2) 通知文書【金先協平27監第117号E】
- (3) プログラム選択型システムトレードにおいて、顧客に対する事前説明及び広告等について適切な対応がなされるよう、「プログラム選択型システムトレードを取扱うにあたっての留意事項について」をとりまとめて発出。

19. FX取引業者に対するストレステスト実施要領の公表

- (1) 平成28年2月19日（平成29年3月29日改正）
- (2) 通知文書【金先協平28第30号E】
通知文書【金先協平29第64号E】（改正実施要領）
- (3) FX取引業者全社が共通して行えるストレステストの実施要領を作成し、当該実施要領に基づき、通知文書によりFX取扱会員全社に共通のストレステストの実施及びその結果の報告を求めた。24. 府令ストレステストの検討、実施に伴い終了。
実施要領は、以下の3つのリスクを対象としている。

- ・ 未カバーポジションに対するリスク
- ・ 未収金発生リスク
- ・ カウンターパーティーリスク

20. 法人顧客を相手方とする店頭FX取引における証拠金率（レバレッジ）に係る当局規制に関する施策

- (1) 平成28年6月14日公布（平成29年2月27日施行）
- (2) 内閣府令
- (3) 金融庁により府令が改正され、店頭FX業者は、法人顧客を相手方とする店頭FX取引について、為替リスク想定比率以上の証拠金を求めなければならない。為替リス

ク想定比率は、告示で定める算出方法に従って、通貨ペアごとに毎週算出する必要がある。協会では、会員が利用できるように、また、投資者が各通貨ペアのボラティリティを把握することができるように、為替リスク想定比率を算出し、公表している。

2 1. 為替リスク管理態勢の整備等

- (1) 平成28年10月7日理事会決定（平成29年4月3日施行）
- (2) 金融先物取引業務取扱規則第25条の4の2 他
通知文書【金先協平28第188号E】（平成28年10月7日発出、翌4月3日施行）
- (3) 平成27年7月に金融庁から公表された金融モニタリングレポートの内容も踏まえ、未カバーポジションの保有限度額の設定など、会員における為替変動リスクに対する管理態勢の整備や、カバー取引の方法や約定訂正に係る事項など、顧客への説明の強化による投資者信頼の向上等を目的とし、自主規制ルールの整備を行った。

2 2. 高齢者との取引の対応について

- (1) 平成29年3月31日
- (2) 通知文書【金先協平29第51号E】
- (3) 高齢者との取引に当たっては、取引開始時及びそれ以降の顧客管理において通常の顧客に対する場合より慎重な確認を行う等の管理態勢を整備することが望ましいとの考えから、取引開始時及び既存顧客へのモニタリング時の手続きの例示及びその考え方を参考として通知した。

2 3. ストレステストの継続的实施

- (1) 平成29年5月30日理事会決定（平成29年10月1日施行）
- (2) 金融先物取引業務取扱規則第25条の4の2
- (3) ストレステストの継続的实施及び実施結果の取締役会等への報告に関して社内で基準を整備することを規定している。

2 4. 府令ストレステスト制度

- (1) 平成31年2月27日理事会決定（2020年1月1日施行）
- (2) 金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の4に基づくストレステストの実施に関する規則
- (3) 営業日ごとに最大想定損失額を算出し、固定化されていない自己資本の額を上回らないことを確認し、上回った場合には対応を検討することを規定している。
→ 2021年3月12日一部改正：本規則の適用除外対象に、G-SIBsのグループ連結子会社のうち、総合的なリスク管理の対象に含まれる会員を追加

25. 取引データ保存・報告制度

- (1) 2019年8月20日理事会決定（2021年4月1日施行）
- (2) 金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の7に基づく店頭外国為替証拠金取引に関する情報の保存及び同項第21号の8に基づく報告に関する規則
- (3) 店頭FX取引に係る取引データを保存し、そのうち約定データ及びそれに係る指定されたデータについて日々協会へ報告することを規定している。

26. 不正アクセス等防止対応

- (1) 2021年4月7日制定
- (2) インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドライン
- (3) インターネット取引における不正アクセス・不正出金等を防止するため、会員各社が提供するインターネット取引システムのセキュリティ水準の向上を図るべく、会員各社における必要なセキュリティ対策などを取りまとめた。

以 上

別紙12 あっせん・苦情・相談処理状況

あっせん・苦情・相談処理状況

(2020年4月1日～2021年3月31日)

(単位:件)

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
あっせん申立て	3	0	1	2	2	1	1	0	0	0	0	0	10
苦 情	3	1	3	5	8	3	0	2	6	2	4	3	40
取次ぎあり※1	3	1	3	5	8	3	0	2	6	2	4	3	40
取次ぎなし※2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相 談	8	16	17	23	20	18	19	20	14	16	18	30	219
合 計	14	17	21	30	30	22	20	22	20	18	22	33	269

※1 金融商品取引業者及び登録金融機関に取り次いだもの

※2 金融商品取引業者及び登録金融機関に取り次がなかったもの

別紙13 協会開催セミナー・説明会等の開催状況

セミナーとテーマ	講 師	
平成元年秋季セミナー(平成元年10月19日)		
金融先物取引をめぐる行政上の課題と今後の展望について	大蔵省銀行局総務課課長補佐	佐川宣寿 氏
金融先物取引業者としてのあり方と当面の諸課題	大蔵省銀行局総務課課長補佐	根本秀樹 氏
東京金融先物取引所の現状と課題	東京金融先物取引所常務理事	岡田 孝 氏
金融先物取引の開始と金融機関経営へのインパクト	第一勧業銀行取締役資金為替部長	藤野 徹 氏
証券業と金融先物取引について	山一証券取締役管理本部副本部長兼経理部長	白井隆二 氏
平成元年度春季セミナー(平成2年3月16日)		
金融先物取引業者の事業報告書の記載上の留意事項および経理処理方法について	大蔵省銀行局総務課課長補佐	根本秀樹 氏
金融先物取引業者に対する大蔵省の検査について	大蔵省銀行局総務課金融市場係長	鳥屋栄二 氏
平成2年度夏季セミナー(平成2年6月25日)		
先物オプション取引の基本的な理解のために	日興証券債券部先物オプション取引課長	瀧山琢治 氏
国際的にみた金融先物オプション市場の最近の動向	富士銀行国際資金為替部	谷 充 史 氏
東京金融先物取引所の現状と日本円短期金利先物オプションの開発について	東京金融先物取引所総務部企画課長	階戸照雄 氏
平成2年度夏季セミナー(平成2年6月25日)		
新しい国際金融市場展開への対応 -1993年を展望して-	東京銀行取締役	本田敬吉 氏
平成3年度春季セミナー(平成3年3月22日)		
わが国の金融市場をめぐる当面の諸問題について	大蔵省銀行局金融市場室長	日下部元雄 氏
金融先物取引業者の業務運営上の留意事項	大蔵省銀行局総務課金融市場室	鳥屋栄二 氏
平成3年度夏季セミナー(平成3年7月2日)		
日本円短期金利先物・オプションの取引について	太陽神戸三井銀行資金部主任調査役	浅沼辰男 氏
証券先物・オプション取引の実際	野村証券債券部先物オプション取引課長	日田哲郎 氏
日本円短期金利先物オプション取引開始に向けて	東京金融先物取引所総務部企画課長	垣 東 勝 氏
平成3年度秋季セミナー(平成3年10月18日)		
銀行の金融・証券先物取引および同オプション取引の経理処理	第一勧業銀行経理部国際主計グループ主任調査役	樽本修平 氏
金融・証券先物取引および同オプション取引の税務・会計処理と開示	センチュリー監査法人社員・公認会計士	成澤和己 氏
平成4年度春季セミナー(平成4年3月26日)		
金融自由化の動向	大蔵省銀行局金融市場室長	小泉龍司 氏
金融先物取引法の改正について	大蔵省銀行局金融市場室課長補佐	氏家 哲 氏
金融先物取引業者の許可の更新について	大蔵省銀行局金融市場室金融市場係長	草野正美 氏
平成4年度夏季セミナー(平成4年6月16日)		
金利先物オプション取引の活用と実務上の留意点	三菱銀行資金部証券部調査役	小林 茂 氏
債券先物・オプション市場の現状	大和証券債券部先物オプション取引課	古川憲幸 氏
開設4年目を迎えるTIFFEの現状と課題	東京金融先物取引所業務部長	橋本長雄 氏
平成4年度秋季セミナー(平成4年11月25日)		
アメリカ金融先物市場の現状と展望	MEC CBOT東京事務所長	ニコラス・ロナルズ 氏
シンガポール金融先物市場・SIMEXの発展	SIMEX バイスプレジデント	リチャード・ローク 氏
平成5年度春季セミナー(平成5年3月24日)		
金利自由化の動向について -郵便貯金の金利自由化対応-	大蔵省銀行局金融市場室長	小泉龍司 氏
我が国の金融先物取引をめぐる最近の情勢について	大蔵省銀行局金融市場室課長補佐	氏家 哲 氏
平成5年度夏季セミナー(平成5年6月16日)		
最近の証券市場と資金の流れ	山一証券投資情報部次長	小林治重 氏
金利先物・オプション取引の活用事例	第一勧業銀行資金部資金グループ主査	関 和 彦 氏
開設5年目を迎えるTIFFEの現状と課題	東京金融先物取引所業務部長	橋本長雄 氏
平成5年度秋季セミナー(平成5年10月15日)		
変貌する国際金融取引と金融先物の今後の課題	東京銀行常任参与	本田敬吉 氏
平成5年度基礎セミナー(平成5年9月9日)		
金融先物取引業務に関する基礎知識	本協会事務局長	伊豆 勇
協会監査の実施状況について	本協会監査部長	小玉雅之
平成6年度春季セミナー(平成6年3月8日)		
預金金利の自由化と郵貯問題について	大蔵省銀行局金融市場室長	佐々木豊成 氏
最近の金融先物行政及び金融先物取引事務の簡素化について	大蔵省銀行局金融市場先物市場係長	氏家 哲 氏

セミナーとテーマ	講 師	
平成6年度夏季セミナー(平成6年6月16日)		
デリバティブ商品市場の動向とその活用	住友銀行資金為替部部長代理	高橋健一 氏
金利先物取引の実証的検討	日興証券債券部先物オプション取引課課長	星 一孝 氏
TIFFEの現状と展望	東京金融先物取引所業務部長	財津耕造 氏
平成6年度基礎セミナー(平成6年9月8日)		
金融先物取引業務に関する基礎知識	本協会事務局長	伊豆 勇
平成6年度基礎セミナー(平成6年11月24日)		
協会監査の実施状況について	本協会監査部長	小玉雅之
平成6年度秋季セミナー(平成6年10月20日)		
デリバティブの税務・会計処理と開示	センチュリー監査法人社員・公認会計士	成澤和己 氏
平成7年度春季セミナー(平成7年3月9日)		
預金を考える懇談会について	大蔵省銀行局金融市場室長	木下信行 氏
最近の金融先物行政について	大蔵省銀行局金融市場室課長補佐	林 收 氏
金融先物取引業の更新許可申請の手続について	本協会業務部長	佐藤 登
平成7年度夏季セミナー(平成7年6月15日)		
戦略的ALMの実践と仕切レート体系の変更に伴う収益管理の実態	富士銀行資金部次長	長谷川芳春 氏
オプション価格理論からみたクレジットリスク、自己資本規制、バリュエーション・リスク	野村総合研究所システムサイエンス部 金融数理研究室室長	太田智之 氏
TIFFEの現状と展望	東京金融先物取引所業務部長	財津耕造 氏
平成7年度秋季セミナー(平成7年10月17日)		
統合的リスク管理の現状と方向性	パンカース・トラスト銀行東京支店 グローバルリスクマネジメントヴァイスプレジデント	面 圭史 氏
歴史的な金利と景気・金利・為替動向	学習院大学経済学部教授	奥村洋彦 氏
第9回基礎セミナー(大阪)(平成7年9月7日)		
協会監査の実施状況について	本協会監査部長	小玉雅之
金融先物取引業務に関する基礎知識	本協会業務部次長	原田俊介
第10回基礎セミナー(東京)(平成7年11月21日)		
協会監査の実施状況について	本協会監査部長	小玉雅之
金融先物取引業務に関する基礎知識	本協会業務部次長	原田俊介
平成8年度春季セミナー(平成8年3月13日)		
最近の金融行政の諸問題について	大蔵省銀行局金融市場室課長補佐	天谷知子 氏
最近の金融先物行政について	大蔵省銀行局金融市場室課長補佐	曾根英実 氏
内部管理責任者等に関する規則について	本協会業務部長	佐藤 登
平成8年度夏季セミナー(平成8年6月12日)		
金融先物・オプション取引の活用方法	さくら銀行資金証券営業部ディーラー 第一グループ主任調査役	東 克哉 氏
TIFFEの現状と展望	東京金融先物取引所業務部長	財津耕造 氏
金融先物と国債先物を使った短中期債の複合ヘッジ手法	大和総研投資調査部投資研究課課長代理	今村文宣 氏
平成8年度秋季セミナー(平成8年10月16日)		
低金利下のオプション・ボラティリティ	J. P. モルガン証券ヴァイスプレジデント	ティモシー・K・クック 氏
デリバティブの新しい開示方式と税務・会計処理	センチュリー監査法人社員・公認会計士	成澤和己 氏
第11回基礎セミナー(大阪)(平成8年9月18日)		
内部管理責任者等規則の概要と資格試験の実施	本協会業務部長	田沼義雄
金融先物取引業務に関する法令・規則等の基礎的事項	本協会業務部次長	原田俊介
第12回基礎セミナー(東京)(平成8年11月8日)		
内部管理責任者等規則の概要と資格試験の実施	本協会業務部長	田沼義雄
金融先物取引業務に関する法令・規則等の基礎的事項	本協会業務部次長	原田俊介
協会監査の実施状況	本協会監査部長	小玉雅之
平成9年度春季セミナー(平成9年3月11日)		
CME・CBOT97年の課題	CME・CBOT東京事務所長	清水昭男 氏
MATIFと欧州通貨統合	MATIF業務開発マネージャー(アジア担当)	エリック・メルリエ 氏
最近の金融行政の諸問題について	大蔵省銀行局金融市場室長	藤塚 明 氏
平成9年度夏季セミナー(平成9年7月2日)		
TIFFEの現状と展望	東京金融先物取引所業務部長	溝口右一 氏
日本円短期金利先物の統計的分析	三和銀行資金部部長代理	稲山武雄 氏
超低金利政策の行方と景気・金融情勢	山一証券債券本部金融情報室課長	青木楠雄 氏

セミナーとテーマ		講 師	
平成9年度秋季セミナー(平成9年10月14日)			
通貨政策の読み方	第一生命経済研究所経済調査部主任研究員	河野龍太郎 氏	
ドル・円相場の見通しーテクニカル分析の立場から	住友生命総合研究所調査部主任研究員	林 康史 氏	
第13回基礎セミナー(大阪)(平成9年9月12日)			
金融先物取引法をめぐる動きと内部管理責任者規則	本協会業務部長	田沼義雄	
金融先物取引業務に関する法令・規則等の基礎的事項	本協会業務部次長	原田俊介	
	本協会業務部調査役	南元一穂	
協会監査の実施状況	本協会監査部長	小玉雅之	
第14回基礎セミナー(東京)(平成9年11月18日)			
金融先物取引法をめぐる動きと内部管理責任者規則	本協会業務部長	田沼義雄	
金融先物取引業務に関する法令・規則等の基礎的事項	本協会業務部次長	原田俊介	
	本協会業務部調査役	南元一穂	
協会監査の実施状況	本協会監査部長	小玉雅之	
平成10年度春季セミナー(平成10年3月11日)			
最近の金融行政の諸問題について	大蔵省銀行局総務課金融市場室長	古谷一之 氏	
TIFFEの現状と展望	東京金融先物取引所業務部長	溝口右一 氏	
第1回内部管理セミナー(平成10年6月2日)			
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部長	小玉雅之	
平成10年度秋季セミナー(平成10年10月14日)			
円動乱のやさしい読解法 ー金融グローバル化時代の為替変動ー	クレディスイスファーストボストン銀行東京支店 外国為替部ストラテジストディレクター	田中泰輔 氏	
ヘッジ・ファンドの神話と実話	ムーア・キャピタル・マネジメント・インク 東京駐在員事務所代表マネージング・ディレクター	渋澤 健 氏	
第2回内部管理セミナー(平成10年11月18日)			
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部長	小玉雅之	
平成11年度春季セミナー(平成11年3月11日)			
デリバティブの税務について	国税庁課税部法人税課 (デリバティブ・プロジェクト担当)チーフ	吉田 稔 氏	
第3回内部管理セミナー(平成11年6月1日)			
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部長	小玉雅之	
平成11年度秋季セミナー(平成11年10月7日)			
ゼロ金利政策解除とプリエンティブ・アプローチ ー新しい金融政策の考え方ー	第一生命経済研究所経済調査部主任研究員	河野龍太郎 氏	
アジアの通貨危機からの教訓	大和総研国際調査室主任研究員	大和俊太 氏	
第4回内部管理セミナー(平成11年11月16日)			
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部長	小玉雅之	
平成12年度春季セミナー(平成12年3月22日)			
デリバティブの新しい会計と税務	公認会計士	成澤和己 氏	
第5回内部管理セミナー(平成12年6月6日)			
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛	
第6回内部管理セミナー(平成12年11月17日)			
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛	
平成13年度春季セミナー(平成13年3月6日)			
今後の日本経済の見通し	BNPパリバ証券会社東京支店 経済調査部長チーフエコノミスト	河野龍太郎 氏	
為替市場の現状と今後の動向	東京三菱銀行為替資金部チーフアナリスト	深谷幸司 氏	
第7回内部管理セミナー(平成13年6月4日)			
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛	
第8回内部管理セミナー(平成13年12月6日)			
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛	

セミナーとテーマ		講 師	
第9回内部管理セミナー(平成14年6月6日)			
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛	
第10回内部管理セミナー(平成14年12月9日)			
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛	
第11回内部管理セミナー(平成15年6月3日)			
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛	
第12回内部管理セミナー(平成15年12月4日)			
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛	
第13回内部管理セミナー(平成16年6月7日)			
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛	
第14回内部管理セミナー(平成16年12月10日)			
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛	
金融先物取引法の改正等に関する説明会(平成17年6月10日)			
金融先物取引法の一部改正について	金融庁総務企画局市場課金融取引官	大用恭市 氏	
	金融庁総務企画局市場課課長補佐	山口己喜雄 氏	
	金融庁監督局銀行第一課課長補佐	吉富 功 氏	
	金融庁監督局証券課係長	古角儀生 氏	
今後の手続き、協会規則の制定・一部改正等について	本協会業務部長	原田俊介	
第15回内部管理セミナー(平成17年9月29日)			
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛	
第16回内部管理セミナー(平成17年12月22日)			
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛	
第17回内部管理セミナー(平成18年6月1日)			
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛	
第18回内部管理セミナー(平成19年1月23日)			
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛	
第19回内部管理セミナー(平成19年6月14日)			
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛	
第20回内部管理セミナー(平成20年1月22日)			
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛	
広告審査の留意点について	本協会監査部主任調査役	渡邊有康	
出来高状況表の記載要領・提出方法等について	本協会調査部長	宮崎雅雄	
第21回内部管理セミナー(平成20年6月13日)			
協会監査から見た内部管理の留意点及び法令・規則等について	本協会監査部次長	山下 寛	
店頭FX取引に関する支払調書の説明会(平成20年12月16日)			
「店頭FX取引の支払調書制度の概要」及び「アンケートに寄せられた主な質問事項への回答」	国税庁課税部課税総括課資料係長	櫻井裕治 氏	
セミナー(外国為替証拠金取引取扱業を取り巻く環境について)(平成20年12月17日)			
証券行政の諸問題について	金融庁監督局証券課長	森田宗男 氏	
協会の現況及び今後の運営について	本協会専務理事	後藤敬三	
セミナー(4月28日発出の金商業法令改正等に関するパブリックコメントについて)(平成21年5月8日)			
4月28日発出の金商業法令改正等に関するパブリックコメントについて	金融庁総務企画局市場課 市場機能強化法令準備室長	青戸直哉 氏	
	金融庁総務企画局市場課 市場機能強化法令準備室課長補佐	有里貴夫 氏	

セミナーとテーマ		講 師	
セミナー(5月29日発出の金商業府令改正等に関するパブリックコメントについて)(平成21年6月8日)			
5月29日発出の金商業府令改正等に関するパブリックコメントについて	金融庁総務企画局市場課 市場機能強化法令準備室長	青戸直哉 氏	
	金融庁総務企画局市場課 市場機能強化法令準備室課長補佐	有里貴夫 氏	
協会セミナー(平成21年10月28日)			
証券検査を巡る最近の動向	証券取引等監視委員会事務局証券検査課長	其田修一 氏	
証券行政の諸問題について	金融庁監督局証券課長	栗田照久 氏	
協会概況のご報告	本協会専務理事	後藤敬三	
協会セミナー(平成22年1月22日)			
主銀行等向けの総合的な監督指針の一部改正について	金融庁監督局銀行第1課課長補佐	森 陽介 氏	
	金融庁監督局証券課課長補佐	山下 淳 氏	
協会セミナー・大阪(平成22年11月29日)			
経済情勢と監督上の取組みについて	近畿財務局理財部金融監督官	米澤裕樹 氏	
協会実地監査における指摘事項等について	本協会事務局長	廿日岩信次	
	本協会監査部長	山下 寛	
協会セミナー(平成23年2月17日)			
最近の国債管理政策について	財務省審議官	大川 浩 氏	
2010年BISサーベイ確報との比較にみる、外為証拠金取引の最近の動向	本協会調査部長	松井哲夫	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部長	山下 寛	
金融先物取引業務取扱規則の一部改正(確認書・注意喚起文書規則)案について	本協会総務部次長	小口 忍	
協会セミナー・大阪(平成23年11月24日)			
最近の経済情勢と監督上の取組みについて	近畿財務局理財部金融監督官	米澤裕樹 氏	
公益法人制度改革に伴う一般社団法人移行について	本協会事務局長	廿日岩信次	
変化する外国為替市場	本協会調査部長	松井哲夫	
協会実地監査における指摘事項等について	本協会監査部長	山下 寛	
協会セミナー(平成24年2月24日)			
最近の監査事例から見た留意事項について	本協会監査部長	山下 寛	
変化する外国為替市場	本協会調査部長	松井哲夫	
ユーロ危機と共通通貨について	財務省副財務官	浅川雅嗣 氏	
電子メールのなりすまし防止対策・送信ドメイン認証技術の導入	KDDI株式会社サービスアプリケーション開発部課長 迷惑メール対策推進協議会 送信ドメイン認証技術WG副主査	本間輝彰 氏	
協会セミナー・FATCAについて(平成24年11月21日)			
米国FATCA法、外国為替証拠金取引業者の観点から 等	KPMG税理士法人ファイナンシャルサービスグループ シニアマネージャー	丹生谷佳子 氏	
	あずさ監査法人 金融事業部金融アドバイザリー部 パートナー	九里隆吉 氏	
協会セミナー・大阪(平成24年11月26日)			
最近の経済情勢と監督上の取組みについて	近畿財務局理財部金融監督官	樺川 流 氏	
店頭デリバティブ規制と金融先物取引	本協会調査部長	松井哲夫	
協会実地監査における指摘事項及び金融商品仲介業の留意点について	本協会監査部長	山下 寛	
協会セミナー(平成25年2月20日)			
協会実地監査における指摘事項及び金融商品仲介業の留意点について	本協会監査部長	山下 寛	
店頭デリバティブ規制と金融先物取引	本協会調査部長	松井哲夫	
G20と日本の経済政策	財務省副財務官	梶川幹夫 氏	
協会セミナー・大阪(平成25年11月25日)			
最近の経済情勢等について	近畿財務局理財部金融監督官	樺川 流 氏	
変化する外国為替市場 Part II	本協会調査部長	松井哲夫	
協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について	本協会監査部長	山下 寛	
協会セミナー(平成26年3月5日)			
FATCAについて	KPMG税理士法人ファイナンシャルサービスグループ シニアマネージャー	丹生谷佳子 氏	
	有限責任あずさ監査法人 金融事業部金融アドバイザリー部 パートナー	九里隆吉 氏	
協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について	本協会監査部長	山下 寛	
2014年1月28日公表の東京外国為替市場委員会による「東京外国為替市場におけるサーベイ」を受けての単独調査結果	本協会調査部長	山崎哲夫	
G20/G7をめぐる動向について	財務省国際局次長	梶川幹夫 氏	

セミナーとテーマ		講 師	
協会セミナー・大阪(平成26年11月28日)			
協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について	本協会監査部長	山下 寛	
金融指標に関する考察(金利・為替)	本協会調査部長	山崎哲夫	
最近の近畿管内の経済情勢等について	近畿財務局金融監督官	北川 真氏	
協会セミナー(平成27年3月2日)			
特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(金融業務編)の概要	特定個人情報保護委員会事務局政策調査員	桐井啓成 氏	
国税分野におけるマイナンバー制度の概要	国税庁課税部課税総括課企画専門官	竹川洋樹 氏	
法人番号について	国税庁長官官房企画課法人番号準備室課長補佐	山岸要一郎 氏	
協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について	協会監査部長	山下 寛	
外国為替市場におけるホット 이슈	協会調査部長	山崎哲夫	
最近の国際金融情勢	財務省国際局為替市場課長	有泉 秀 氏	
平成27年度外国為替証拠金取引取扱業者全体会合(平成27年8月24日)			
外国為替証拠金取引の現状と平成27年東京外国為替市場委員会・金融先物取引業協会調査部共同調査の結果について	本協会調査部長	山崎哲夫	
平成27年7月3日公表の金融モニタリングレポートについて	金融庁監督局証券課課長補佐	三澤正実 氏	
協会セミナー・大阪(平成27年11月27日)			
協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について	本協会監査部長	山下 寛	
外国為替取引を取巻く最近の環境 ～外国為替証拠金取引を中心に～	本協会調査部長	山崎哲夫	
最近の近畿管内の経済情勢等について	近畿財務局金融監督官	矢守泰治 氏	
協会セミナー(平成28年2月18日)			
サイバー攻撃の現状と対策について	JPCERT コーディネーションセンター・情報セキュリティアナリスト	山本健太郎 氏	
協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について	本協会監査部長	山下 寛	
リテール市場における通貨オプション取引の考察	本協会調査部長	山崎哲夫	
最近の国際金融情勢	財務省国際局為替市場課長	柳瀬 護 氏	
サイバーセキュリティセミナー(平成28年6月1日)			
本取組の背景と金融機関を取巻くサイバー環境 サイバー攻撃の類型や事例 サイバーセキュリティ対策のポイント	証券取引等監視委員会 事務局証券検査課 特別検査官 (金融庁総務企画局政策課サイバーセキュリティ対策企画調整室業務)	鈴木 博 氏	
協会セミナー・大阪(平成28年12月2日)			
協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について	本協会統括役(監査部所掌)	山下 寛	
FX取引における為替リスク想定比率の算出及びストレステストについて	本協会総務部次長	北村剛志	
近畿財務局管内の経済情勢等	近畿財務局金融監督官	木村 孝氏	
協会セミナー(平成29年2月24日)			
サイバー攻撃に関する最近の動向について	JPCERT コーディネーションセンター 早期警戒グループ 情報セキュリティアナリスト	佐々木勇人 氏	
非居住者にかかる金融口座情報の自動的交換のための報告制度(日本版CRS)導入後の課題	あずさ監査法人 金融事業部金融アドバイザー部 マネージング・ディレクター	九里隆吉 氏	
協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について	本協会統括役(監査部所掌)	山下 寛	
FX取引における為替リスク想定比率の算出及びストレステストについて	本協会総務部次長	北村剛志	
最近の国際金融情勢	財務省国際局為替市場課長	柳瀬 護 氏	
協会セミナー(平成29年5月25日)			
国民の安定的な資産形成と顧客本位の業務運営	金融庁総務企画局市場課専門官	藤井 豪 氏	
改正犯罪収益移転防止法及びFATF第4次審査へ向けたALM対応	金融庁監督局証券課課長補佐	森谷章子 氏	
協会説明会(平成29年6月16日)			
グローバル外為行動規範について	東京外国為替市場委員会議長 日本銀行金融市場局為替課企画役	星野 昭 氏 藤原正雄 氏	
協会セミナー・大阪(平成29年12月1日)			
協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について	本協会統括役(監査部所掌)	山下 寛	
個人情報の保護について	本協会総務部次長	渡邊有康	
我が国の財政の現状と近畿管内の経済情勢等について	近畿財務局金融監督官	花田一夫 氏	
協会セミナー(平成30年2月28日)			
2017年度のサイバー脅威を振り返り ～金融先物取引業界への攻撃事例の解説対策から～	JPCERT コーディネーションセンター 早期警戒グループ 情報セキュリティアナリスト	佐々木勇人 氏	
日本経済と金融政策	日本銀行経済調査課長	一上 馨 氏	
協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について	本協会統括役(監査部所掌)	山下 寛	
最近の国際金融情勢	財務省国際局為替市場課長	緒方健太郎 氏	
協会説明会(平成30年6月8日)			
金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習(Delta Wall II)	金融庁監督局総務課監督管理官	稲田拓司 氏	
サイバーセキュリティ強化に向けた実態把握	証券取引等監視委員会事務局 証券検査課特別検査官	鈴木 博 氏	

セミナーとテーマ		講 師	
協会セミナー・大阪(平成30年11月30日)			
協会監査・苦情等について	本協会統括役(監査部所掌)	山下 寛	
店頭外国為替証拠金取引業者のリスク管理～FX証拠金取引を取り巻く規制環境の変化～	本協会統括役・事務局長	山崎哲夫	
経済情勢及び我が国の財政について	近畿財務局理財部金融監督官	多田人志 氏	
協会セミナー(平成31年2月26日)			
日本経済と金融政策	日本銀行経済調査課長	一上 馨氏	
マネー・ローndリング及びテロ資金供与対策に関する取組み	金融庁監督局証券課課長補佐	森谷章子 氏	
協会監査・苦情等について	本協会統括役(監査部所掌)	山下 寛	
最近の国際金融情勢	財務省国際局為替市場課長	吉田昭彦 氏	
協会説明会(2019年6月3日)			
金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組み	証券取引等監視委員会事務局 証券検査課特別検査官	鈴木 博 氏	
サイバーセキュリティ強化に向けた実態把握	金融庁総合政策局総合政策課サイバーセキュリティ対策企画調整官	池上浩一 氏	
協会セミナー・大阪(2019年11月29日)			
協会監査・苦情等について	本協会監査部長	村田雅彦	
FX取引等における個人顧客損益の実態調査結果等について	本協会調査部 次長	北村剛志	
新時代の金融サービスについて	近畿財務局理財部金融監督官	木内 清 氏	
協会セミナー(2020年2月26日)・資料掲載			
日本経済と金融政策	日本銀行経済調査課長	川本卓司氏	
協会監査・苦情等について	本協会監査部長	村田雅彦	
FX取引等における個人顧客損益の実態調査結果等について	本協会調査部 次長	北村剛志	
最近の国際金融情勢	財務省国際局為替市場課長	野村宗成 氏	
協会説明会(2020年10月6日)・Web開催(Webex)			
「オンライン取引サービスを顧客に提供する金融商品取引業者におけるシステムリスク管理態勢の自主点検要請に関する説明会」	金融庁監督局証券課		
協会セミナー・大阪(2020年12月16日)・Web開催(Webex)			
コロナ後の新しい社会	近畿財務局理財部金融監督官	西方正弘氏	
協会監査・苦情等について	本協会監査部長	村田雅彦	
FX取引等における個人顧客損益の実態調査結果等について	本協会調査部長	北村剛志	
協会セミナー(2021年3月5日)・Web開催(Teams)			
日本経済の現状と展望	日本銀行経済調査課長	川本卓司氏	
最近の国際金融情勢	財務省 国際局 為替市場課長	野村宗成 氏	
協会監査・苦情等について	本協会監査部長	村田雅彦	
FX取引等における個人顧客損益の実態調査結果等について	本協会調査部長	北村剛志	
協会説明会(2021年3月9日～12日)・Web開催(Webex)			
「マネー・ローndリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の一部改正	金融庁総合政策局リスク分析総括課		

別紙 1 4 協会事務局への統計等に関する定期報告 (2021 年 3 月 3 1 日現在)

報告回数	報告会員	提出時期	主な報告事項	事務局所管	備考
年 1 回	全会員	7 月初旬※1	事業報告書	監査部	定款施行規則 4 条 (6) 報告
	金商業者会員	8 月初旬※2	業務又は財産の状況に関する報告書	業務部	定款施行規則 4 条 (7) 報告
	全会員	7 月初旬	純資産額	総務部	理事会決議 Ⅲ. 8. 8) ※会員預託金等計算基礎データ
	店頭 FX 取扱会員	5 月中旬	ビジネスモデル	調査部	東京外為市場委員会との共同調査
	FX 取扱会員 個人向け B0 取扱会員	3 月下旬	個人顧客年間投資損益額	調査部	H 23 年度税制改正時の当局要請により調査開始
年 2 回 (半期毎)	第一種金商業者会員	行政当局への提出 後 10 日以内	決算状況	調査部 監査部	通知 (直近: 平 27 第 181 及び同 191 号 E)
年 4 回 (四半期毎)	全会員	5 月 31 日	出来高、期末建玉 個別顧客区分管理金額増減口座数	調査部	定款施行規則 3 条報告
	全特別参加者	8 月 31 日			
	店頭 FX 取扱会員	10 月 31 日 1 月 31 日			
月 1 回	店頭 FX 取扱会員	翌月第 7 営業日	出来高、月末建玉	調査部	定款施行規則 3 条報告
		翌月第 7 営業日	顧客区分管理必要額、顧客入出金額	調査部	定款施行規則 3 条報告
	個人向け B0 取扱会員	翌月第 7 営業日	取引高、顧客損益率	調査部	定款施行規則 3 条報告
	登録金融機関会員	翌月末日※	業務又は財産の状況に関する報告書	業務部	定款施行規則 4 条 (7) 報告
	FX 取扱登録金融機関会員 第一種金商業者会員	翌月末日※	当局モニタリング項目	調査部 監査部	通知 (直近: 平 23 第 7 号 E、金先協 2020 第 218 号 E)
週 1 回	FX 取扱会員	翌週初日	区分管理信託額 (日次)	監査部	通知 (直近: 平 22 第 33 号 E)

※行政当局提出後、遅滞なく行う (必要に応じ通知文等で別途示すこともある。) こととしており、※1 及び※2 は 3 月期決算 (4 月～翌 3 月) 会社の場合を例として記載している。

別紙15 所管金融商品取引の状況(マッピング)

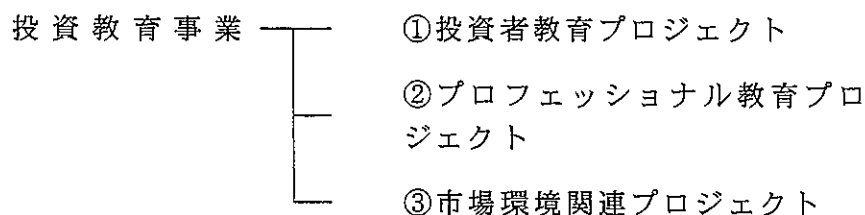
[illegible]

別紙 1 6 投資教育事業計画

投資教育事業計画

平成 28 年 3 月 10 日理事会決定
一般社団法人 金融先物取引業協会

1. 一般投資者の参加が進むデリバティブ取引について、金融先物取引の唯一の自主規制機関として、投資者の金融リテラシーを高めることによって健全な発展を支援するため、投資教育事業計画を定め、金融リテラシーに係る施策を計画的に推進する。
2. 投資教育事業は、次のプロジェクトによって構成する。



① 投資教育プロジェクト

投資者がデリバティブ取引に関する知識を習得し、実際に利用できる技能を身に着けるための学習環境を整備し、提供することを目的とする。

② プロフェッショナル教育事業プロジェクト

投資者の身近にあって、金融リテラシーを支える柱となる会員の役職員の職業倫理を確立し、デリバティブ取引業務に関する知識水準を高めることを目的とする。

③ 市場環境関連プロジェクト

投資者が、金融リテラシーに基づく態度をもって、適切な行動を行うことができる市場環境に関し、現在および将来に向けた論点を整理することを目的とする。

3. 上記のプロジェクトは、たとえば投資教育プロジェクトの中に、海外教材翻訳事業や投資者行動に関する学術連携事業など、すでに取り組みが進む事業を含め、関連する協会の諸事業を横断的に束ねて推進する方針とする。
4. 投資教育事業は平成 28 年度を初年度とする 5 か年計画とし、事業の進捗状況や新たに見つかった課題などを取り込みながら每期見直しを行う。

<参考>

1. 平成 28 年度は、下の事項の実現に注力することとし、その他については、29 年度以降の円滑な推進を図るための準備作業を中心に行う。

- ① 投資者教育プロジェクト

- a 海外教材の翻訳
 - b 教科書（基礎編）の編集
 - c 投資者教育に係るプログラム開発委託契約
 - d 第一回投資者アンケート調査の実施
 - e 顧客損益データの解析
 - f 投資者行動研究の実施
 - g 投資家教育国際フォーラムへの参加

- ② プロフェッショナル教育プロジェクト

- a 職業倫理・行動規範のルール整備

2. 投資者教育プロジェクトに係る平成 28 年度予算の一部については、公益財団法人 資本市場振興財団助成金をもって充当する。

以 上

投資教育事業計画について

平成 28 年 3 月 10 日
一般社団法人 金融先物取引業協会

1. 背景

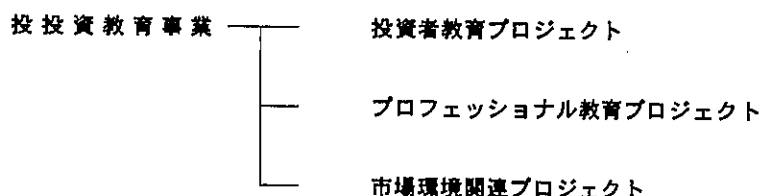
国際協調の下、金融に関する諸団体によって、金融リテラシーの普及活動が精力的に行われている。金融先物取引に関する唯一の自主規制団体である本協会においても、外国為替証拠金取引が契機となり一般投資者の参加が進むデリバティブ取引にかかる金融リテラシーの普及活動に協力する必要がある。

2. 投資教育事業計画の目的

一般投資者の参加が進むデリバティブ取引に対する金融リテラシーを高めるとともに、金融リテラシーに基づき投資者が安心して投資することができるデリバティブ取引の市場環境を整備するための中長期事業計画を策定し、以て計画的に推進することを目的とする。

3. 投資教育事業の構成

本協会が、これまで行ってきた諸事業のうち、“金融リテラシー”に関する諸事業を基礎としつつ、リテラシー向上に不可欠な活動を新たな事業として加えて、協会活動全般にわたる横断的な事業と成し、具体的には以下の体系をもって構成するものとする。



金融リテラシーは、「意識」「知識」「技術」「態度」「行動」の総体であると定義¹されている。

投資者教育プロジェクトは、金融リテラシーの構成要素のうち、「意識」「知識」「技術」に焦点を当て、その向上を支援することを目的とするプロジェクトとする。

プロフェッショナル教育プロジェクトは、投資者の身近にあって、投資者が金融リテラシーを高め、適切な行動を行うことを支える会員役職員が、その役割を担うに相応しい職業観および基本的な知識を習得する環境を整備することを目的とするプロジェクトとする。

市場環境関連プロジェクトは、投資者が、金融リテラシーに基づく態度をもって、適切に行動することができる市場環境に関連する様々な論点を整理することを目的とするプロジェクトである。

4. 各プロジェクトのテーマ

本計画の内容は、今後の計画推進の過程において、会員その他関係者とのディスカッションなどを通じて、適宜、修正されるものであるが、現時点で見込まれる各プロジェクトのテーマは、以下の通りとなる。

¹ International Network on Financial Education (OECD 金融教育に関する国際ネットワーク)「金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則(平成 24 年(2012 年)6 月)」における定義

① 投資者教育プロジェクト

- ・デリバティブ取引に関する教材の提供
- ・デリバティブ取引に関する学習環境の整備
- ・デリバティブ取引の技能習得機会の提供
- ・投資者意識、行動に関する調査・研究
- ・金融リテラシーに関わる国内外諸機関との連携

② プロフェッショナル教育プロジェクト

- ・職業倫理・行動規範の確立
- ・金融先物取引業務に関する教材の提供 *商品知識教材は投資者教育と共通
- ・デリバティブ取引に関する学習環境の整備 *商品知識学習環境は投資者教育と共通
- ・資格者の継続教育態勢の整備
- ・経営職掌および違反者等に対する再教育制度の整備

③ 市場環境関連プロジェクト（論点整理の対象候補となるテーマ）

- ・会員役職員の職業的地位の向上
- ・リテラシー向上に資する情報の種類およびその提供方法
- ・金融先物取引業務にかかる諸規則
- ・プリンシプルの実践
- ・取引（市場）の効率化、安定化、透明性の向上

5. 事業計画期間

平成 28 年度を初年度とする 5 事業年度計画とする。

6. 事業予算

平成 28 年度は継続中の既存事業と合わせて 12 百万円を見込む。以後の予算については、毎期、計画の進捗と計画内容の見直しに応じて策定する。なお、平成 28 年度計上予算の一部については、公益財団法人 資本市場振興財団からの助成金 6 百万円をもって充当する予定。

別紙 1 7 投資家教育国際フォーラム (IFIE) の概要

名称	投資者教育国際フォーラム International Forum for Investor Education (IFIE)	
設立目的	世界中の関係機関等と横断的に連携して、金融知識と投資者教育の向上を支援すること。	
設立時期	2005 年 (ICSA のワーキング・グループから発展)	
メンバー	日本 日本証券業協会(JSDA) 金融先物取引業協会(FFAJ) 韓国 韓国金融投資協会(KOFIA) 台湾 台湾証券取引所(TSE) 台湾証券業協会(TSA) シンガポール シンガポール証券投資家協会(SIAS) インド インド証券取引所会員協会(ANMI) ボンベイ証券取引所仲介者フォーラム(BBF) パキスタン パキスタン証券取引委員会(SEC) トルコ トルコ資本市場協会(TCMA) トルコ FP 協会(FPD) 欧州 欧州投信・投資顧問業協会(EFAMA) ジャージー ジャージー証券取引委員会(JSEC) エジプト エジプト金融監督庁(EFSA) パレスチナ パレスチナ証券取引所(PSE) ケニア ケニア資本市場庁(CMA) 南ア 南アフリカ貯蓄・投資協会(ASISA) 米国 金融取引業規制機構(FINRA) 国際証券業金融市場協会(GFMA) 証券投資者保護公社(SIPC) カナダ カナダ投資業規制機構(IIROC) カナダ証券管理局(CSA) カナダ証券機構(CSI) カナダ投資ファンド業者機構(MFDA) オンタリオ州証券委員会(OSC) ブラジル ブラジル金融資本市場協会(ANBIMA) キュラソー キュラソー中央銀行(CBCS) (グローバル) 認定証券アナリスト協会(CFA Institute) (グローバル) ファイナンシャルプランニング基準評議会(FPSB) (グローバル) オルタナ投資協会(CAIA) (計 30 機関)	

主な活動等	1. 会合、会議、研修セミナー等の開催 会合、年次総会、ワーキンググループ等の活動を通じた、投資者教育関係者のためのネットワーク作り、情報共有と問題解決の支援 2. 金融知識や投資者教育プログラムの基準やベスト・プラクティスとストラテジーの策定 さまざまな専門知識を活用した投資者教育のための新しいグローバルな行動規範作り 3. 実務者を対象とした実務的な支援、調査、情報収集 メンバーや関係者と協力しながら、投資者教育の進展やトレンドに合わせた関係情報の収集と調査
組織等	1. 総会 年1回年次総会を開催。最近では、IFIE/IOSCO 共同コンファレンス時に同時に開催される。ここでは、IFIE の運営、活動に関する重要方針等を検討、決定する。各地域 Chapter からの活動報告も行われる。 2. 諮問委員会(Advisory Board) 役員を出している 3 メンバー機関を含めた 7 つ以上の団体で構成(任期 3 年)。IFIE の運営、活動等に関する諸問題を実質的に検討・決定するため、概ね、隔月 1 回程度、電話での会議を開催。 現メンバー機関：ANBIMA, BBF, CFA Institute, FINRA, IIROC, JSDA, KOFIA, TCMA, IOSCO 3. 地域 Chapter IFIE 傘下の地域 Chapter として、南北アメリカの Americas Chapter、中東・北アフリカの MENA Chapter (活動休止中) 及びアジアの Asia Chapter 等を設置。European Chapter の設置準備中。
会費	1 会員：US\$5,000/年

別紙 18 他の自主規制機関等との協調

1. 金融商品取引業協会 7 団体

平成 21 年 9 月に金融商品取引業協会 5 団体によって設置された「金融商品取引業協会連絡協議会」及び「金融商品取引業協会連絡協議会ワーキング・グループ」に参加し、各協会相互の情報交換及び連携の強化・促進を図っております。

なお、2020 年 5 月に一般社団法人 日本 S T O 協会、7 月に一般社団法人日本暗号資産取引業協会が加わり 7 団体となりました。

2. 特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター（F I N M A C）」

苦情の解決及び紛争のあっせんの業務について、特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター（F I N M A C）」の設立に積極的に協力し、平成 22 年 2 月以降、業務委託を開始しました。その後、同法人は平成 23 年 4 月 1 日より、指定紛争解決機関として特定第 1 種金融商品取引業務に関する苦情解決支援及び紛争解決支援業務を行うこととなりました。これに伴い、あっせんについては、本協会よりの業務委託から、同センターの独自業務となり、他方、苦情・相談、第 2 種金融商品取引業務及び登録金融機関業務は、引き続き本協会からの業務委託となっています。

3. 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会に後援会員として参加するほか、同協会の主催する「自主規制規則検討会合」及び「研修制度に関する検討会合」にオブザーバーとして参加しました。

4. 金融・資本市場統計整備懇談会

本協会は金融・資本市場統計整備懇談会に参加し、関係機関と共に統計の標準化作業、統計情報の利用促進に取り組んでいます。また、一般向け協会ホームページを通じて提供する統計情報その他調査関連資料については、公益財団法人日本証券経済研究所が運営する証券ポータルサイトからのリンクを受け、公衆閲覧の充実を図っています。

5. 外務員処分に関しての金融商品取引業協会との情報交換

外務員登録等事務の適正化を期するため、外務員処分に関しての日本証券業協会との情報交換を実施しています。また、今年度上期より一般社団法人日本暗号資産取引業協会とも情報交換を開始しました。

6. 東京外国為替市場委員会

① E・コマース小委員会

東京外国為替市場委員会（E・コマース小委員会）に平成 23 年 3 月、正式メンバーとして参加しました。また、同委員会が毎年 4 月に銀行等を対象に行っている

外国為替取引高サーベイの結果に関連して、本協会へ店頭外国為替証拠金取引の力
バー取引の状況等について、毎年共同調査の協力依頼があり、今年度も引き続き同
委員会との共同調査を行いました。

② バイサイド小委員会

平成28年より新設されたバイサイド小委員会に所属しています。

7. 海外規制当局、自主規制団体

① 海外規制当局、自主規制機関との連携の観点から、米国CFTC及びシンガポ
ールMASの開催した規制関係者会合への参加、FIA (Futures Industry Associa
tion) 主催会合等への参加などを行っています。

② 投資教育にかかわる国際的な推進機関である投資家教育国際フォーラム (Intern
ational Forum for Investor Education (IFIE) (注)) に2016年3月に加入しま
した。以後、IFIE及び証券監督者国際機構 (IOSCO) による投資家教育国際カンフ
ァレンスへ参加しています。

(注) 投資家教育国際フォーラム (International Forum of Investors Education: I
FIE) は、世界中の関係機関等と横断的に連携して、金融知識と投資者教育の向上
を支援することを目的として2005年に設立されました。

8. 出向

① 平成25年7月から平成29年6月まで、監査部に所属していた職員1名が任期
付職員として金融庁証券取引等監視委員会に出向しました。

② 2017年7月から2019年6月まで、総務部に所属していた職員1名が任期付職員
として金融庁監督局に出向しました。

9. 公益財団法人日本証券経済研究所

本協会と公益財団法人日本証券経済研究所の間では、従来から、同研究所の設置す
る証券統計ポータルサイトの運営協力等を行っています。

同研究所は、中立・専門的な立場で、金融商品、金融商品取引、金融・資本市場等
に関する専門的な調査研究を行っており、これらは本協会の目的に照らして有意義な
ものであるため、平成27年度より助成を行うこととしました。

10. 日本IFIARネットワーク

各国・地域の監査監督当局間における協力・連携の場として発足した監査監督機
関国際フォーラム (IFIAR) 事務局が、平成28年に東京に設立されました。
これに伴い、我が国におけるIFIAR事務局の活動のサポートや監査の品質に関
する意識の向上を図るため、国内関係団体によるネットワーク構築のために設立さ
れた日本IFIARネットワークに、本協会も設立メンバーとして平成28年12
月7日に開催された第一回総会より参加しております。

(単位:千円)

行	科目 (記数のNo.は収支計算書上の行番号です。)	差異の明細(予算に対して、赤字は増加、青文字は減少を表示、 また、科目間の流用は緑文字で表示)	2020年度 予算額(a) (流用後)	2020年度 決算額(b)	差異 (a-b)
1	事業活動収入(No.18)		343,762	334,719	9,043
2	うち 定額金費収入(No.4)	・ 予算時と会費請求時の会員数等の差異 ・ 会員144社→142社(2社減)△1,200,000円、特別参加者5社→4社(1社減)△400,000円 ・ 期中入会会員等 3社→3社(±0社)、入会の時期ずれ +450,000円	89,300	88,150	1,150
3	うち 比例金費収入(No.5)		208,100	208,052	48
4	(金費収入計)		295,400	294,202	1,198
5	うち 入会金収入(No.9)	・ 期中入会会員(3社→2社、△1社) ※1社は特別参加者から会員となったため入金なし	3,900	2,600	1,300
6	うち 受験料収入(No.11)	・ 外務員更新研修試験 800人→711人(111人増) ・ 内部管理責任者資格試験 350人→468人(78人増) ・ 外務員資格試験1,100人→679人(421人減) ・ 合計2,030人→1,858人(232人減)	17,472	15,521	1,952
7	うち 外務員登録手数料収入(No.12)	・ 12,600人→8,255人(4,345人減)	12,600	8,255	4,345
8	うち 助成金収入(No.15)	・ 公益在団法人資本市場振興財団より助成金あり (投資教育関係)	10,000	10,000	0
9	役員退職慰労引当資産取崩収入(No.50)		0	4,850	△ 4,850
10	収入合計(A)		343,762	339,569	4,193
11	事業活動支出(No.42)		422,780	370,894	51,886
12	うち 事業費支出(No.32)		373,921	331,890	42,031
13	うち 調査・研究費支出(No.21)	◎ 決算額のうち助成金対象事業(投資教育事業)対象の支出 6,891,948円 ・ 海外出張の減 1,600,000円 ・ 大学との共同研究等の減 1,126,662円 ・ 助成金対象(投資教育)支出の減 3,905,948円 ・ 監査関係費の減(監査手法の変更等) 3,647,460円	20,850	9,827	11,023
14	うち 業務資料発行費支出(No.22)	・ Kinaki-net保守料の減 1,126,238円 ・ コピー機保守料金の減 376,358円	6,650	4,989	1,661
15	うち 広報研修・試験費支出(No.23)	・ 内部管理責任者試験配係手数料等の増 165,291円 ・ 金報作成費の減 165,320円 ・ セミナーの開催方法変更(Web)開催等による減 3,459,351円	6,321	2,775	3,546
16	うち 外務員登録関係費支出(No.24)	・ 外務員システムクラウド利用料の増 608,780円 ・ 外務員更新研修試験配係手数料等の増 330,906円 ・ 外務員資格試験配係手数料等の減 1,988,897円	11,545	10,305	1,240
17	うち あっせん関係費支出(No.25)	・ FINMACへの苦情・相談等委託料	27,330	27,327	3
18	うち 職員給与支出(No.27)	《予算流用》No.26 (事)役員退職慰労引当資産支出へ予算流用 3,395,000円 No.27 (管)役員退職慰労引当資産支出へ予算流用 1,455,000円 No.55 役員退職慰労引当資産取得支出へ予算流用 2,000円 ◎ 決算額のうち助成金対象事業(投資教育事業)対象の支出 4,108,008円 ・ 2名未採用 12,078,000円、昇給・昇格の減 3,712,500円 ・ 時間外勤務手当の減 3,616,270円 ・ 外務員登録事務補助者未採用 600,000円 ・ 社会保険料の予算未達等 4,343,536円	196,058	176,418	19,640
19	うち 給与等	・ 本俸、扶養手当、時間外手当	166,126	150,829	15,297
20	うち 社会保険料等負担	・ 社会保険料、労働保険料、通勤定期代、社会保険労務士費用	29,932	25,589	4,344
21	うち その他事務管理費支出(No.31)	《予算流用》No.58什器備品取得支出へ予算流用 793,782円 ◎ 決算額のうち取引データ保存・報告制度対象の支出 31,729,190円 ・ ノート型パソコン購入(22台のうち事業費分19.4台)費の増 1,998,939円 ・ 通達交通費の減 155,757円 ・ システム環境整備関係支出の減 1,135,019円 ・ 役員旅費交通費の減 4,769,721円 ・ 職員研修費の減 925,816円	62,786	58,393	4,393
22	うち 管理費支出(No.41)		48,869	39,004	9,865
23	うち 総会・委員会費支出(No.34)	・ 理事会・委員会の開催方法変更(Web)に伴う減 505,635円 ・ 媒体委員会開催回数(5回→1回) 917,000円 ・ 有観客部会参加の減 215,894円 ・ 不服審査会未開催 210,000円	3,880	1,885	1,995
24	うち 職員給与支出(No.38)		14,600	14,164	437
25	うち 給与等	・ 本俸、扶養手当、時間外手当	12,485	12,141	344
26	うち 社会保険料等負担	・ 社会保険料、労働保険料、通勤定期代、社会保険労務士費用	2,115	2,023	92
27	うち その他事務管理費支出(No.40)	・ ノート型パソコン購入(22台のうち事業費分2.6台)費の増 267,631円 ・ システム環境整備関係支出の減 145,446円 ・ 役員旅費交通費の減 5,687,024円 ・ 日用品購入の減 117,830円 ・ 顧問弁護士費用の減 994,181円 ・ 職員研修費の減 110,000円 ・ 未払い消費税の減 222,100円	18,070	10,767	7,303
28	役員退職慰労引当資産取得支出(No.55)	《予算流用》No.27(事)職員給与支出から 2,000円	1,618	1,618	0
29	退職給付引当資産取得支出(No.56)	・ 昇格の減 3,406,000円	12,886	9,750	3,136
30	什器備品取得支出(No.58)	《予算流用》No.31(事)その他事務管理費支出から 793,782円 ◎ 決算額のうち助成金対象事業(投資教育事業)対象の支出 2,813,382円 <2020年度什器備品取得支出の内訳> ファイアーウォール装置の入替(BestからFortiGateへ)	2,813	2,813	0
31	ソフトウェア取得支出(No.59)	◎ 決算額のうち助成金対象事業(投資教育事業)対象の支出 3,080,000円 <2020年度ソフトウェア取得支出の内訳> 外務員システムの再構築 旧機使用 1,485,000円 会員相互システムⅠ 2,887,291円 データベースの利用環境整備(助成金対象) 3,080,000円 メール自動振り分け転送システム 2,178,000円	10,341	8,630	710
32	予備費支出(No.72)		40,000	0	40,000
33	支出合計(B)		490,448	394,705	95,742
34	収支差(A-B)		△ 146,686	△ 55,137	△ 91,549
35	うち 通念金積立資金からの取崩し(No.48)		194	111	82
36	うち 自主規制事業実施積立資金からの取崩し(No.49)		146,492	55,026	91,466

別紙20 本協会の会費の構造と内部留保活用による財務運営

- ・ 会費規則上、原則、比例会費により協会の財務は収支相償となる会費構造。
- ・ 近年、内部留保活用により、収支、会費、内部留保のバランスに配慮した財務運営するも、内部留保枯渇の可能性。

(1) 比例会費の算定基準等

【会費の構造】

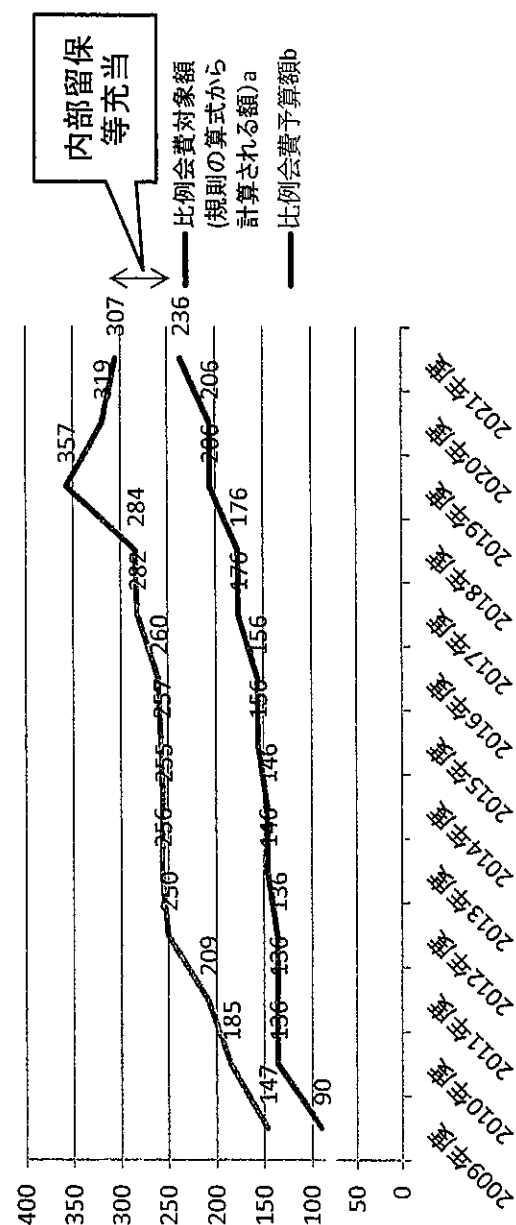
定額会費(@60万円)
比 例 会 費
(基礎額)
(資産割)
(取引割)

- 対象会員
- 前年度の取引枚数が1万枚以上の会員
- 比例会費対象額
(事業活動支出＋投資活動支出＋財務活動支出)－(定額会費収入＋特定資産運用収入＋入金
金収入＋事業収入) ※ ただし、取引データ保存・報告制度に係る収入及び支出は除く
- 比例会費内訳
 - ・ 基礎額…比例会費対象額(以下、対象額という)の2分の1を対象会員数で除した額
 - ・ 資産割…対象額の4分の1について、純資産額区分に応じて算出
 - ・ 取引割…対象額の4分の1について、取引枚数に応じて算出

【予算額の内部留保充当内訳】(単位:千円)

	2021年度
比例会費対象額 a	305,113
比例会費予算額 b	236,100
差異(b-a)	△69,013
【差異の内訳】	
内部留保活用	59,013
過剰金充当	0
助成金収入	10,000

(2) 比例会費対象額への内部留保等による充当の推移



※取引データ報告制度に係る経費は2021年4月から2019年度及び2020年度に支出した経費も含めて報告対象会員が負担することとしている。

別紙21-1 2023年度までの試算(2021年度予算ベース、2020年度決算繰込み済み)現行ベース

1	支出	○ 2022年度以降、2021年度予算ベースを据え置く(新規事業、給与改善等を考慮しない、システム開発費は2022年度以降500万円(事業費の支出460万円、管理費の支出40万円)とする、予備費支出は含まない。) ○ 2021年度昇給に伴う2022年度平年度化分を2022年度に加算し、社会保険料率の改定等を見込む。	1
2	会費収入等	○ 定額会費、比例会費、入会金については、2021年度の水準で据え置き、各収入すべて法人会計の収入とする。	2
3	その他収入	○ 事業収入他については、2021年度予算水準で据え置き、自主規制事業会計の収入とする。 ○ 受験料収入については、@8,360円×2,000人で計算する。 ○ 2022年度以降の事業収入(取引データ保存・報告制度負担金収入を除く)の内訳 受験料収入16,720千円、外務員登録手数料収入12,100千円、刊行物頒布収入260千円、合計29,080千円	3
4	運用益収入	○ 2021年度予算水準で据え置きとする。	4

(単位:千円)

5		A	B						5
6	区 分		(参考)2014年度 予算における試算						6
7			2014年度	2023年度					7
8	支出:実施事業支出	(1) = (2) + (3) + (5)	391,974	394,252					8
9	うち 内部資金対応事業費	(2) = (3) + (4)							9
10	うち 管理費支出	(3)							10
11	うち 事業費支出	(4)							11
12	うち 助成対象事業費	(5)							12
13	うち あっせん関係事業費	(6)							13

14	収入:事業活動収入	(7) = (8) + (14)	283,000	283,000					14
15	うち 内部資金対応事業の収入	(8) = (9) + (10) + (11) + (12) + (13)							15
16	うち 入会金収入	(9)							16
17	うち 定額会費収入	(10)	(92,800)	(92,800)					17
18	うち 比例会費収入	(11)	(146,100)	(146,100)					18
19	うち 運用収入	(12)							19
20	うち 事業収入	(13)							20
21									21
22	助成金収入	(14)							22

23	収 支 差 額	(15) = (14) + (17) + (18)	△ 108,974	△ 111,252					23
24	うち 内部資金対応事業の収支差	(16) = (8) - (2)							24
25	うち 助成対象事業費の収支差	(17) = (14) - (5)							25
26	うち あっせん関係事業費の収支差	(18) = - (6)							26

27	2019年度及び2020年度に先行支出した取引データ保存・報告制度に係る経費(※3)	(19)							27
----	--	------	--	--	--	--	--	--	----

28		2013年度 決算後残高							28
29	内部留保額(※1)	(20)	765,178	656,204	△ 343,640				29
30	うち 自主規制事業実施積立金分	(21)	(719,782)	(627,986)	(△ 343,640)				30
31	うち 過剰金積立資金分	(22)	(45,416)	(28,238)	(0)				31

28		2020年度末 決算額							28
29		341,712							29
30		(341,712)							30
31		(0)							31

2020年度以降、あっせん関係費支出に充当する過剰金積立資金が不足する場合は、自主規制事業実施積立資金から充当する。

※1 ここで言う内部留保とは、特定資産のうちの自主規制事業実施積立資金及び過剰金積立資金の合計とする。

※2 「取引報告制度」導入に関しては、報告対象会員の費用負担による収支相償のため、この試算からは除外している。

※3 2019年度及び2020年度に先行支出した取引データ保存・報告制度に係る経費は、2021年度から5年にわたって分配することとなるため、自主規制事業実施積立資金に積立て。

別紙21-2 2023年度までの試算(2021年度予算ベース、2020年度決算繰込み済み)見直し案

1	支出	○ 2022年度以降、毎年「うち内部資金対応事業費」を対前年比230万円※(法人会計27.6万円、自主規制事業202.4万円)削減する。新規事業、給与改善等を考慮しない。システム開発費は2022年度以降500万円(事業費の支出460万円、管理費の支出40万円)とする。予備費支出は含まない。 ○ 2021年度界給に伴う2022年度平年度化分を2022年度に加算し、社会保険料率の改定等を見込む。	1
2	会費収入等	○ 入会金については、2021年度の水準で据え置くこととする。 ○ 定額会費については、年額60万円とする。 ○ 比例会費の急激な増加を防ぐため、比例会費を、2021年度に3,000万円増額し、2023年度に3,380万円(2020年度予算時には4,214万円、815万円の減額)増額調整増額する(仮置き)。(参考)2013・2015年度各1,000万円、2017年度に2,000万円、2019年度・2021年度に3,000万円引上げ済み。	2
3	その他収入	○ 事業収入他については、2021年度予算水準で据え置き、自主規制事業会計の収入とする。 ○ 受検料収入については、8,360円×2,000人で計算する。 ○ 2022年度以降の事業収入(取引データ保存・報告制度負担金収入を除く)の内訳 受検料収入16,720千円、外務員登録手数料収入12,100千円、刊行物頒布収入260千円、合計28,080千円	3
4	運用益収入	○ 2021年度予算水準で据え置きとする。	4

(単位:千円)

区分	(参考)2014年度 予算における試算	
	2014年度	2023年度
支出 実施事業支出 (1) = (2) + (3) + (4)	391,874	371,500
うち 内部資金対応事業費 (2) = (3) + (4)		
うち 管理費支出 (3)		
うち 事業費支出 (4)		
うち 助成対象事業費 (5)		
うち あっせん関係事業費 (6)		

2021年度予算ベースにおける見込み		
2021年度	2022年度	2023年度
410,980	405,093	404,253
367,820	361,733	360,893
2021年度以降、内部資金対応事業費支出で対前年230万円削減(管理費支出12N 27.6万円、事業費支出88% 202.4万円)とする。		
(50,172)	(50,153)	(50,005)
2022年度以降、管理費支出は対前年27.6万円削減		
(317,448)	(311,580)	(310,888)
2021年度以降、事業費支出は対前年202.4万円削減		
(14,550)	(14,550)	(14,550)
(28,810)	(28,810)	(28,810)

収入 事業活動収入 (7) = (8) + (14)	283,009	371,500
うち 内部資金対応事業の収入 (8) = (9) + (10) + (11) + (12) + (13)		
うち 入会金収入 (9)		
うち 定額会費収入 (10)	(92,800)	(92,800)
うち 比例会費収入 (11)	(146,100)	(233,840)
うち 運用収入 (12)		
うち 事業収入 (13)		
うち 助成金等収入 (14)		

370,280	370,280	404,253
360,280	360,280	394,253
(3,800)	(3,800)	(3,800)
(87,100)	(87,100)	(87,100)
定額会費については年額60万円とする		
238,100	238,100	270,093
比例会費を 2021年度において3,000万円引上げ、2022年度において3,380万円(増額調整)引上げる(仮置き)。		
(4,080)	(4,080)	(4,080)
(28,080)	(28,080)	(28,080)
受検料収入は8,360円×2,000人で計上		
(10,000)	(10,000)	(10,000)

収支差額 (15) = (10) + (17) + (18)	△ 108,874	0
うち 内部資金対応事業の収支差 (16) = (8) - (2)		
うち 助成対象事業費の収支差 (17) = (14) - (5)		
うち あっせん関係事業費の収支差 (18) = - (6)		

△ 40,720	△ 34,833	0
(△ 7,360)	(△ 1,473)	(33,380)
(△ 4,550)	(△ 4,550)	(△ 4,550)
(△ 28,810)	(△ 28,810)	(△ 28,810)

2019年度及び2020年度に先行支出した取引データ保存・報告制度に係る経費 (※3) (19)		
--	--	--

18,794	18,794	18,794
--------	--------	--------

内部留保額 米1	2019年度 決算後高	
	2019年度	2020年度
うち 自主規制事業実施積立金分 (21)	(719,762)	(527,866)
うち 過剰金積立資金分 (22)	(45,416)	(28,238)

2020年度 決算額	2020年度	
	2020年度	2021年度
341,712	341,712	319,788
(341,712)	(341,712)	(21,928)
(0)	(0)	(0)

※1 ここで言う内部留保とは、特定資産のうちの自主規制事業実施積立資金及び過剰金積立資金の合計とする。

※2 「取引報告制度」導入に関しては、報告対象会員の費用負担による収支相償のため、この試算からは除外している。

※3 2019年度及び2020年度に先行支出した取引データ保存・報告制度に係る経費は、2021年度から5年にわたって分配することとなるため、自主規制事業実施積立資金に積立て。

別紙22 2020年度資産管理運用状況報告

1. 資産運用状況

2021年3月31日現在の資産運用状況は下記のとおりです。

対象資産	運用対象	現金	普通預金	普通預金	普通預金	定期預金 (1ヶ月)	定期預金 (6ヶ月)	定期預金 (6ヶ月)	超長期国債 第62回	利付国債 第329回	合 計
	預け先										
	買付日										
	償還日										
	利回り(税引前)										
	利払日										
	額面										
	簿価(100円単位)										
2021年3月末残高(①～⑥の合計)											
① 預り預託金充当資産		0	86,827,048	0	106,094,324	0	425,000,000	50,000,000	100,000,000	99,855,100	1,367,000,000
② 過当金積立資産		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 自主規制事業実施積立資産		0	97,521,107	0	244,180,987	0	0	0	0	0	341,712,094
④ 役員退職慰労引当資産		0	1,347,000	0	0	0	0	0	0	0	1,347,000
⑤ 退職給付引当資産		0	27,972,890	0	64,046,110	0	0	0	0	0	92,019,000
⑥ その他流動資産		535,820	12,207,067	306,558	0	0	0	0	0	0	13,049,445
合計(①～⑥)		535,820	225,975,112	306,558	106,094,324	308,237,097	425,000,000	50,000,000	100,000,000	99,855,100	1,815,127,539

2. 2020年度利息収入内訳 (※2020年度収支計算書上の1. 事業活動収支の部、1. 事業活動収入、② 特定資産利息収入に表示されています。)

2020年度における特定資産利息収入は4百万円(当初予算4百万円)です。なお、特定資産期中平残に対する平均利回りは0.208%となりました。

運用対象の利息収入	現金	普通預金	定期預金 (1ヶ月)	定期預金 (6ヶ月)	超長期国債 第62回	利付国債 第329回	合 計
①	0	0	33,866	1,254	3,367,400	677,480	4,100,000
②	0	6,925	36,194	8,768	3,367,400	677,480	4,116,767
③(①+②)	0	6,925	2,328	7,514	0	0	16,767
差異(決算額-予算額)					2021年3月末期中平残に対する利回り		0.208%

一般社団法人金融先物取引業協会定款

一般社団法人金融先物取引業協会定款

平 元 . 7 . 26 制 定
平 4 . 7 . 20 一 部 変 更
平 10 . 6 . 15 一 部 変 更
平 11 . 7 . 13 一 部 変 更
平 13 . 5 . 21 一 部 変 更
平 14 . 3 . 11 一 部 変 更
平 17 . 3 . 17 一 部 変 更
平 17 . 7 . 1 一 部 変 更
平 19 . 9 . 30 一 部 変 更
平 22 . 2 . 1 一 部 変 更
平 23 . 4 . 1 一 部 変 更
平 24 . 4 . 1 一 部 変 更
平 24 . 12 . 12 一 部 変 更
平 25 . 3 . 26 一 部 変 更
平 25 . 6 . 12 一 部 変 更
平 26 . 6 . 18 一 部 変 更
平 29 . 3 . 28 一 部 変 更
2020 . 3 . 30 一 部 変 更
2020 . 6 . 19 一 部 変 更

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人金融先物取引業協会（以下「本協会」という。）と称する。

2 本協会の英文名は、The Financial Futures Association of Japan とする。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本協会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(定 義)

第2条の2 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 金融先物取引 第2号、第3号又は第4号に掲げる取引をいう。
- (2) 取引所金融先物取引 金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第21項に規定する市場デリバティブ取引のうち、金融商品取引法施行令（以下「施行令」という。）第16条の4第2項第1号イからハに規定する取引又はその他の市場デリバティブ取引（有価証券に関連するもの、法第2条第24項第3号の2に規定する暗号資産に関連するもの、同項第3号の3に規定する商品に関連するもの並びに当該商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に関連するものを除く。）をいう。
- (3) 店頭金融先物取引 法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち、金融商品取引業等に関する内閣府令第79条第2項第2号に規定する店頭金融先物取引又は法第2条第22項第4号に規定する取引（同条第25項第1号又は第4号に掲げる金融指標（同条第24項第3号に係るものに限る。）に係る取引に限る。）をいう。

- (4) 海外金融先物取引 法第2条第23項に規定する外国市場デリバティブ取引のうち、施行令第16条の4第2項第2号に規定する取引又はその他の外国市場デリバティブ取引（有価証券に関連するもの、法第2条第24項第3号の2に規定する暗号資産に関連するもの、同項第3号の3に規定する商品に関連するもの並びに当該商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に関連するものを除く。）をいう。
- (5) 金融先物取引業 法第2条第8項に規定する金融商品取引業のうち、以下に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。
- ① 金融先物取引
 - ② 金融先物取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - ③ 取引所金融先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ④ 海外金融先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- (6) 金融商品仲介業 会員の委託を受けて、取引所金融先物取引又は海外金融先物取引の委託の媒介を当該会員のために行う業務をいう。
- (7) 金融商品仲介業者 会員を所属金融商品取引業者等（法第66条の2第1項第4号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）とする法第66条の3による登録が行われた金融商品仲介業者のうち、第6号に規定する金融商品仲介業を行う者をいう。

第2章 目的及び事業

（目 的）

第3条 本協会は、会員の行う金融商品取引業（登録金融機関業務を含む。以下同じ。）の業務の適正かつ円滑な運営を確保することにより、投資者の保護を図るとともに、金融商品取引業の健全な発展に資することを目的とする。

（事 業）

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 金融先物取引業を行うに当たり、法その他の法令の規定を遵守させるための会員及び金融商品仲介業者に対する指導、勧告その他の事業
- (2) 会員及び金融商品仲介業者の行う金融先物取引業に関し、契約の内容の適正化、資産運用の適正化、その他投資者の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の事業
- (3) 会員及び金融商品仲介業者の法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査
- (4) 会員及び金融商品仲介業者の行う金融先物取引業に関する投資者からの苦情の解決
- (5) 会員及び金融商品仲介業者の行う金融先物取引業に争いがある場合の法第78条の7に規定するあっせん
- (6) 法第78条の8第1項に規定する苦情の解決及びあっせんの業務の第三者への委託
- (7) 法第64条の7第1項若しくは第2項又は第66条の25の規定により行う外務員の登録事務
- (8) 投資者に対する広報、その他金融先物取引業に関する啓蒙、宣伝及び刊行物の発行
- (9) 会員及び金融商品仲介業者の業務改善、その他金融先物取引業の健全な発展に資するための企画立案
- (10) 会員、金融商品仲介業者金融先物取引業に従事する者の役職員の研修
- (11) 関係官庁、その他関係機関及び関係諸団体に対する意見の開陳及び連絡
- (12) 会員相互間の意思の疎通及び意見の調整
- (13) 法第79条の5及び第194条の5の規定に基づく主務大臣への協力
- (14) 前各号に掲げるもののほか、本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項に規定する事業に係る業務の詳細については、業務規程で定める。

3 第1項の事業は日本全国において行うものとする。

(協会規則等)

第5条 本協会は、前条第1項に規定する事業に係る業務を円滑に行うため、協会規則及び紛争処理規則を定めることができる。

(定款施行規則)

第6条 定款の施行に関し必要な事項は、「定款の施行に関する規則」(以下「定款施行規則」という。)をもって定める。

(諸規則の制定及び改正)

第7条 協会規則、紛争処理規則及び定款施行規則の制定、改正及び廃止は、理事会の決議により行う。

第3章 会員及び特別参加者

第1節 会 員

(本協会の構成員)

第8条 本協会は、法第29条又は第33条の2の登録を受けて金融先物取引業を行う者で次条の規定により会員となった者をもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格取得等)

第9条 本協会の会員になろうとする者は、所定の入会申込手続により、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項に規定する入会の承認を受けたときは、会員は、直ちに本協会に対する代表者としてその権利及び義務を行使する者(以下「会員代表者」という。)1名及び代理人3名以内を定め、書面をもって本協会に通知しなければならない。会員代表者又は代理人に変更があったときも同様とする。

(経費の負担)

第10条 会員は、本協会の活動に必要な経費に充てるため、理事会において別に定める規則により入会金、会費及び負担金を支払わなければならない。

2 会員は、本協会が特別な支出に充てるため必要と認めるときは、総会において別に定めるところにより特別会費を支払わなければならない。

3 既納の入会金、会費、負担金及び特別会費は返還しない。

第11条 削除

(預託金)

第12条 会員は、預託金を本協会に預託しなければならない。

2 預託金の額及び預託方法は、理事会の決議により定める。

3 預託金は、会員が第18条各号の一に該当するときは、理事会の承認を受けて、これを返還する。

4 前項以外の事由により会員に預託金を返還する場合には、理事会において別に定めるところによるものとする。

第13条 削除

(資料の提出等)

第14条 本協会は、必要があると認めるときは、会員に対して、当該会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに当該会員の金融先物取引業の業務及び財産に関し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

2 会員は、前項に規定する説明又は資料の提出を求められたときは、正当な理由なく、これを拒んではならない。

(監査)

第14条の2 本協会は、第4条第1項第3号に規定する事業を行うため必要があると認めるときは、会員に対して、当該会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに当該会員の金融先物取引業の業務及び財産の状況又はその帳簿書類その他の物件を監査することができる。

2 前条第2項の規定は、本協会が前項の規定により監査を行う場合について準用する。

(届出及び報告事項)

第15条 会員は、定款施行規則その他の規則で定める場合には、遅滞なく、所定の様式による届出書又は報告書により、本協会に届出又は報告をしなければならない。

(指導、勧告)

第16条 会員は、金融先物取引業を行うに当たり、本協会の指導、勧告に従って業務の遂行に努めなければならない。

(入会の拒否)

第17条 本協会は、本協会に入会の申込を行った金融商品取引業者又は登録金融機関が次の各号の一に該当するときは、その入会を拒否することができる。

(1) 法令若しくは法令に基づく処分若しくは本協会若しくは金融商品取引所の定款その他の規則に違反し又は取引の信義則に背反する行為を行いデリバティブ取引等の停止を命じられ、又は本協会若しくは金融商品取引所から除名の処分若しくは取引資格の取消しを受けたことがあること。

(2) 第9条の入会申込手続に当たって提出する書類に虚偽の記載があり、又は重要な事項について記載が欠けていること。

(任意退会)

第17条の2 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、本協会に対し金銭債務がある場合は、理事会の承認を受けなければならない。

(資格の喪失)

第18条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。ただし、顧客取引を終了し、顧客財産を返還する目的の範囲内においては、この限りでない。

(1) 退会したとき

(2) 会員である個人が死亡したとき

(3) 金融先物取引業を廃止したとき

(4) 合併により消滅したとき

(5) 解散したとき

(6) 分割により金融先物取引業の全部を承継させたとき

(7) 金融先物取引業の全部を譲渡したとき

(8) 法第52条第1項、第52条の2第1項、第53条第3項又は第54条に規定する登録の取消

処分を受けたとき

(9) 除名されたとき

(会員の処分)

第19条 本協会は、会員が次の各号の一に該当する場合には、当該会員に対し、処分を行うことができる。

(1) 会員としての義務の履行を怠ったとき

(2) 本協会の秩序を乱し、又は事業の遂行を妨げる行為をしたとき

(3) 法令若しくは法令に基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をしたとき

(4) その他本協会の名誉をき損し、又は本協会の目的に反する行為をしたとき

2 前項に規定する処分の種類は、譴責、過怠金の賦課、会員の権利の停止若しくは制限又は除名とする。

3 第2項に規定する過怠金の額は、1億円を上限とする。ただし、第1項第3号の違反が重大なものであって、かつ、市場の信用を著しく失墜させたと認められるときは、過怠金の上限額を5億円とすることができる。

4 前項の規定にかかわらず第1項各号に掲げる行為と相当な因果関係が認められる利得額（損失を回避した場合における当該回避した額を含む。以下「不当な利得相当額」という。）が発生しているときは、当該不当な利得相当額を過怠金の上限の額に加算することができる。

5 第1項に規定する処分を行うにあたっては、当該会員に弁明の機会を与えた上で、前項に掲げる処分の種類に応じ、以下の各号に定める手続を経るものとする。

(1) 譴責又は過怠金の賦課 理事会の決議

(2) 第3項ただし書き又は前項の適用がある場合における1億円超の過怠金の賦課による処分及び会員の権利の停止若しくは制限 理事会の決議（出席理事の3分の2以上の同意又は定款第36条に規定する一般法人法第96条の要件を満たすことを必要とする。）

(3) 除名 第25条第2項第1号の規定による総会の決議

6 第2項に規定する会員の権利の停止又は制限の期間は、6か月以内とする。

7 第1項の規定による処分において、過怠金の賦課と会員の権利の停止又は制限は、併科することができる。

8 会員は、第1項の規定により会員の権利の停止又は制限の処分を受けた場合においても、その期間中、会員としての義務はこれを履行しなければならない。

9 会員は、第1項の処分の通知が到達した日から10日以内に、第41条の2に規定する不服審査会に対し書面をもって、不服の趣旨及び理由を示して、不服の申立てを行うことができる。

10 この条の手続に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(取引の信義則に背反する行為)

第19条の2 第17条第1号及び前条第1項第3号に規定する取引の信義則に背反する行為とは、次に掲げる行為その他の行為で、本協会若しくは会員の信用を失墜し、又は本協会若しくは会員に対する信義に背反する行為をいう。

(1) 本協会の事業又は他の会員の行う金融先物取引業の業務に干渉し、又はこれを妨げること。

(2) 金融先物取引業に関し、詐欺的な行為、不信若しくは不穏当な行為又は著しく不注意若しくは怠慢な事務処理を行うこと。

(会員等の名簿)

第20条 本協会は、会員等名簿を作成し、これを本協会の主たる事務所に常置し、一般の縦覧に供しなければならない。

- 2 前項の会員等名簿は、会員の異動又は記載事項の変更のつど、これを訂正するものとする。
- 3 会員は、第1項に規定する会員等名簿の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく、書面をもって本協会に通知しなければならない。

(特定承継金融機関等に係る特例措置)

第20条の2 特定承継金融機関等（預金保険法第126条の34第3項第5号に定める特定承継金融機関等をいう。以下同じ。）についての第9条第1項に規定する入会の承認については、同項の規定にかかわらず、会長が行うものとし、当該承認を行った場合、会長は、速やかにその旨を理事会に報告するものとする。

- 2 前項の規定により入会の承認を受けた特定承継金融機関等については、第10条第1項の規定にかかわらず、入会金の納入は要しない。
- 3 第1項の規定により入会の承認を受けた特定承継金融機関等の会費の取扱いは、理事会において別に定める規則によるものとする。
- 4 第1項の規定により入会の承認を受けた特定承継金融機関等については、第12条第1項の規定にかかわらず、預託金の預託は要しない。
- 5 本協会は、特定承継金融機関等である会員については、定款の定める目的、事業の範囲内において、理事会の決議により、我が国の金融市場その他の金融システムの安定に資するための必要な措置を講じることができる。
- 6 本協会は、前項の規定にかかわらず、特定承継金融機関等の業務の円滑な遂行を図るため、緊急の措置を講じるべきやむを得ない事態が生じた場合に限り、定款の定める目的、事業の範囲内において、会長が当該措置を行うことができる。当該措置を行った場合、会長は、速やかに理事会に報告するものとする。

第2節 特別参加者

(特別参加者の資格)

第21条 第8条第1項に規定する会員資格を有しない法人は、理事会の承認を受けて、本協会の特別参加者となることができる。

(特別参加者への規定の準用等)

第22条 第9条、第10条、第17条、第17条の2、第18条第1号、第4号、第5号及び第9号並びに第19条から第20条までの規定は、特別参加者について準用する。この場合において、第19条の2を除くこれらの規定中「会員」とあるのは「特別参加者」と、第19条の2各号列記以外の部分の規定中「会員」とあるのは「会員若しくは特別参加者」と読み替えるものとする。

- 2 特別参加者は、本協会の事業についての情報を入手できるほか、理事会の承認を受けて、委員会において意見を述べるることができる。

第4章 総会

(構成)

第23条 総会は、すべての会員をもって組織し、通常総会と臨時総会とに区分する。

- 2 前項による総会をもって一般法人法上の社員総会とする。
- 3 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会として開催する。
- 4 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 5 会員総数の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、臨時総会の目的であ

る事項及び招集の理由を示して、臨時総会の招集を請求することができる。

- 6 総会を招集するときは、開催する日の2週間前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面又は会員の承諾を得て電磁的方法により、会員に通知しなければならない。ただし、会長がやむを得ないと認めたときは、総会の招集決定において書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとした場合を除き、1週間前までを限度としてその期間を短縮することができる。

(権 限)

第23条の2 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (4) 事業報告及び事業計画の承認
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 収支予算の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 理事会において総会に付議すべきことを決議した事項
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(議決権)

第24条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

- 2 会員は、前項の議決権を行使するため、総会に第9条第2項に規定する会員代表者又は代理人を出席させる。
- 3 会員は、理事会が承認し、第23条第6項の招集通知にその旨の記載がある場合には、総会における議決権の行使を書面又は電磁的方法によってすることができる。この場合において、当該議決権の行使を書面又は電磁的方法によって提出した会員は当該総会に出席したものとみなす。

(定足数)

第24条の2 総会は、総会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第25条 総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 第19条第5項第3号に規定する会員の除名
 - (2) 第32条に規定する監事の解任

第26条 削除

(議事録)

第27条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及びその会議において出席した会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、署名押印しなければならない。

第5章 役 員

(役員の設置)

第28条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 理 事 7名以上 14名以内
 - うち 会 長 1名
 - 副 会 長 1名
 - 専務理事 1名

- (2) 監 事 3名以内

2 前項の会長、副会長及び専務理事をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第 29 条 理事及び監事は、総会の決議によって会員の会員代表者の中から選任する。ただし、理事 2 名以内及び監事 1 名を会員代表者以外の有識者から選任することができる。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 30 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会の業務の執行の決定に参画する。

2 会長、副会長及び専務理事は、各自、本協会を代表し、その業務を執行する。

3 会長は総会及び理事会の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し本協会の業務を執行する。また、会長に事故若しくは支障があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を執行する。

5 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を執行する。会長及び副会長とともに事故若しくは支障があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、専務理事が会長の職務を執行する。

6 会長、副会長及び専務理事は毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

7 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること

(2) 本協会が総会に提出する決算及び事業報告に関する書類を監査し、総会にその意見を報告すること

(3) 財産の状況又は業務の執行について、不正の事実、法令若しくは定款違反の事実、又はそのおそれのある事実を発見したときは、これを総会及び理事会に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要があるときは理事会の開催を請求し招集すること

(役員任期)

第 31 条 理事の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。増員として選任された理事の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。

4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。増員として選任された監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

5 理事又は監事は、第 28 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

6 理事又は監事に欠員を生じた時は、後任者を新たに選任する。ただし、第 28 条に定める定数を満たす限り、理事会において会務に支障をきたさないと認めたときは、後任者の選任を行わないことができる。

(役員解任)

第 32 条 本協会は、総会の決議によりいつでも役員を解任することができる。

(役員報酬等)

第 33 条 役員は、無報酬とする。ただし、会員代表者以外の有識者から選任された役員については、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員責任の免除又は限定)

第 33 条の 2 本協会は、役員の一般法人法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除する。

第 6 章 理事会

(理事会)

第 34 条 本協会に理事会を置き、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 理事が会議の目的たる事項を示して招集の請求をしたとき
 - (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
 - (4) 第 30 条第 7 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき
 - (5) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会は、会長が招集する。ただし、第 1 項第 3 号により理事が招集する場合及び同項第 5 号により監事が招集する場合を除く。
- 4 理事会を招集するときは、開催する日の 1 週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、定款に別段の定めがある場合を除き、その過半数をもって行う。

(理事会のみなし決議)

第 36 条 前条の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の付議事項)

第 37 条 理事会は、この定款に別に定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき議案
- (2) 総会において理事会に委任された事項
- (3) 規則の制定及び変更
- (4) その他本協会の業務の運営に関して会長が必要と認めた事項
- (5) 本協会の業務執行の決定
- (6) 理事の職務の執行の監督

(7) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び専務理事並びに監事は前項の議事録に記名押印する。

第7章 顧問、委員会、事務局等

(顧問)

第39条 本協会に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、本協会の運営について会長に対し意見を述べることができる。

3 顧問は、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

(委員会)

第40条 第4条第1項に規定する本協会の事業に係る業務を分担するため、理事会の決議により、委員会を設けることができる。

2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長及び委員は、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

4 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(苦情解決・あっせん業務の第三者への委託)

第40条の2 本協会は、第4条第1項第6号に基づき、同項第4号に規定する苦情の解決及び第5号に規定するあっせんの業務を特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターに委託するものとする。

2 前項の苦情の解決及びあっせんの委託に係る必要な事項は、協会規則をもって定める。

(事務局)

第41条 本協会の事務を処理するため、事務局を設ける。

2 事務局には、職員を置き、会長がこれを任免する。

3 重要な使用人は、会長が理事会の承認を得てこれを任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第7章の2 不服審査会

(不服審査会)

第41条の2 本協会が行う第19条に規定する会員に対する処分その他協会規則に定める処分に係る不服の申立てに関する審査を行うため、理事会の決議により、不服審査会を設けることができる。

2 不服審査会は、委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長及び委員は、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

4 前項までに定めるもののほか、不服審査会の構成及び運営に関し必要な事項は、協会規則をもって定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経理規則)

第42条の2 本協会の予算及び決算並びに会計処理については、理事会の決議を経た別に定める経理規則により行う。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、総会に提出しその承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第44条 削除

(事業報告及び決算)

第45条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、2月以内に会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出しその承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (6) その他法令で定める帳簿及び書類

(長期借入金)

第46条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において出席理事の3分の2以上の決議を経なければならない。

第47条 削除

(資産の管理)

第48条 本協会の資産は、理事会の決議を経て別に定めるところにより、会長がこれを管理する。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議を経なければこれを変更することができない。

2 定款の変更を総会に付議するときは、理事会の決議または会員総数の3分の1以上の請求を必要とする。

(解 散)

第50条 本協会は、総会において、会員総数の4分の3以上が出席し、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第51条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本協会は、剰余金の分配を行わない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第51条の2 本協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 雑 則

(細 則)

第52条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、主務官庁の設立許可があった日（平成元年8月4日）から施行する。
- 2 本協会の設立初年度の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成2年3月31日までとする。
- 3 本協会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、創立総会の定めるところによる。
- 4 本協会の設立当初の役員の任期は、第31条第1項の規定にかかわらず、設立許可のあった日から設立初年度終了後開催される通常総会の終了の時までとする。
ただし、会員代表者以外の有識者から選任された役員の任期は、設立許可のあった日から設立次年度終了後開催される通常総会の終了の時までとする。
- 5 本協会の設立当初の役員は、第29条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。（別紙 略）

附 則（平4. 7. 20 一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成4年7月20日）から施行する。

(注) 変更条項は、次のとおりである。

- (1) 第4条中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号を変更のうえ第10号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号を新設。
- (2) 第14条の2を新設。
- (3) 第17条柱書及び同条第1号を変更。
- (4) 第18条第3項中柱書及び第1号を変更し、第3号を第4号とし、第3号を新設。
- (5) 第18条第4項を削除。
- (6) 第19条柱書を変更のうえ第1項とし、同項第1号から第4号、第2項及び第3項を新

設。

- (7) 第 19 条の 2 を新設。
- (8) 第 22 条第 1 項を変更。
- (9) 第 24 条第 3 項を変更。
- (10) 第 31 条第 1 項を変更。
- (11) 第 32 条柱書及び同条第 2 号を変更。
- (12) 第 35 条第 2 項を変更。

附 則（平 10. 6. 15 一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成 10 年 6 月 15 日）から施行する。

ただし、同日が金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行日（平成 10 年 6 月 22 日）より前であるときは、第 4 条の変更部分については同法の施行日から施行する。

（注）変更条項は、次のとおりである。

第 4 条第 11 号及び第 28 条を変更。

附 則（平 11. 7. 13 一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成 11 年 7 月 13 日）から施行する。

（注）変更条項は、第 4 条第 11 号。

附 則（平 13. 5. 21 一部変更）

この定款変更は、総会の決議の日（平成 13 年 5 月 21 日）から施行する。

（注）変更条項は、第 4 条第 11 号。

附 則（平 14. 3. 11 一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成 14 年 3 月 11 日）から施行する。

（注）変更条項は、第 28 条。

附 則（平 17. 3. 17 一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成 17 年 3 月 17 日）から施行する。

（注）変更条項は、次のとおりである。

- (1) 第 25 条第 3 項を新設。
- (2) 第 31 条第 1 項ただし書以下を削り、第 4 項を新設。
- (3) 第 35 条第 3 項を新設。

附 則（平 17. 7. 1 一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成 17 年 6 月 7 日）から施行する。

ただし、同日が金融先物取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成 17 年 7 月 1 日）より前であるときは、同法の施行の日から施行する。

（注）変更条項は、次のとおりである。

- (1) 第 3 条を変更。
- (2) 第 4 条中第 1 号、第 2 号、第 5 号を変更し、第 6 号を新設し、第 6 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 11 号を変更のうえ第 12 号とし、第 12 号を第 13 号とする。
- (3) 第 8 条を変更。
- (4) 第 9 条第 1 項を変更。

- (5) 第12条第3項を削り、第4項を第3項とし、第4項及び第5項を新設。
- (6) 第14条第1項を変更。
- (7) 第14条の2第1項を変更。
- (8) 第16条を変更。
- (9) 第18条第3項中第2号を削り、第3号を変更のうえ第2号とし、第4号を変更のうえ第3号とする。
- (10) 第19条の2中第1号及び第2号を変更。
- (11) 第21条を変更。
- (12) 第22条を変更。
- (13) 第29条第3項を変更。
- (14) 第4章第4節の節名を変更。
- (15) 第40条の2を新設。
- (16) 第46条を変更。
- (17) 第51条を変更。

附 則（平19. 9. 30一部変更）

- 1 この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成19年9月28日）から施行する。
ただし、同日が証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日（平成19年9月30日）より前であるときは、同法の施行の日から施行する。
- 2 第4条第2項の新設及び第5条の変更は、上記の規定にかかわらず、法第79条の3第1項に基づく業務規程に係る主務官庁の認可のあった日から施行する。

（注）変更条項は、次のとおりである。

- (1) 第1条及び第3条を変更。
- (2) 第4条中第1号から第9号まで及び第12号を変更し、第2項を新設。
- (3) 第5条及び第8条を変更。
- (4) 第13条（金融先物取引責任準備預託金）を削除。
- (5) 第17条柱書及び第1号を変更。
- (6) 第18条第3項中第1号から第3号を変更。
- (7) 第19条の2中第2号を変更。
- (8) 第21条を変更。

附 則（平22. 2. 1一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成21年11月25日）から施行する。ただし、同日が、本協会が別に定める日（第40条の2に規定する特定非営利活動法人の紛争等解決業務の開始の日）（平成22年2月1日）より前である時は当該別に定める日から施行する。

（注）変更条項は次の通りである。

- (1) 第4条第6号を新設し、第6号から第13号までを1号ずつ繰り下げる。
- (2) 第21条を変更。
- (3) 第40条の2の見出しを変更し、第1項及び第2項を変更し、第3項を削る。

附 則（平23. 4. 1一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成23年4月1日）から施行する。

（注）変更条項は次のとおりである。

- (1) 第4条第1項第1号を変更。

附 則（平 24. 4. 1 一部変更）

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本協会の最初の代表理事は次の者とする。

理事 永易 克典
渡部 賢一
後藤 敬三

- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 42 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

（注）変更条項は次のとおりである。

- （1）題名を変更。
- （2）第 1 条及び第 2 条第 2 項を変更。
- （3）第 2 章の章名を変更。
- （4）第 4 条の見出しを変更し、第 4 条第 1 項本文、同条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 14 号及び第 2 項を変更し、第 3 項を新設。
- （5）第 5 条を変更。
- （6）第 8 条第 1 項を変更し、第 2 項を新設。
- （7）第 9 条の見出しを変更。
- （8）第 10 条の見出しを変更し、第 1 項から第 3 項を変更。
- （9）第 11 条（会費及び特別会費）を削除。
- （10）第 12 条第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項に、第 5 項を第 4 項に変更。
- （11）第 14 条の 2 第 1 項を変更。
- （12）第 17 条の 2 を新設。
- （13）第 18 条第 2 項を削り、第 3 項を変更のうえ第 2 項とする。
- （14）第 19 条第 1 項本文を変更。
- （15）第 19 条の 2 本文を変更。
- （16）第 20 条第 1 項を変更。
- （17）第 21 条及び第 22 条第 1 項を変更。
- （18）第 4 章の章名を変更し、第 1 節を削る。
- （19）第 23 条の見出しを変更し、第 1 項を変更し、第 2 項を新設し、第 2 項を変更のうえ第 3 項とし、第 3 項を変更のうえ第 4 項とし、第 5 項を新設し、第 4 項を変更のうえ第 6 項とする。
- （20）第 23 条の 2 を新設。
- （21）第 24 条第 1 項から第 3 項を変更。
- （22）第 24 条の 2 を新設。
- （23）第 25 条の見出しを変更し、第 1 項及び第 2 項を変更し、第 3 項を削る。
- （24）第 26 条を削除。
- （25）第 4 章第 2 節を第 5 章に変更。

- (26) 第 28 条の見出しを変更し、第 1 項を変更し、第 2 項を新設。
- (27) 第 29 条第 1 項及び第 2 項を変更し、第 3 項を削り、第 4 項を変更のうえ第 3 項とする。
- (28) 第 30 条第 1 項を新設し、第 1 項を変更のうえ第 2 項とし、第 3 項を新設し、第 2 項及び第 3 項を変更のうえ第 4 項及び第 5 項とし、第 4 項を削り、第 6 項を新設し、第 5 項を第 7 項とし、同項第 1 号、第 3 号及び第 4 号を変更。
- (29) 第 31 条第 1 項を変更し、第 2 項を新設し、第 2 項を変更のうえ第 3 項とし、第 4 項を新設し、第 3 項を変更のうえ第 5 項とし、第 4 項を変更のうえ第 6 項とする。
- (30) 第 32 条を変更。
- (31) 第 33 条の見出し及び本文を変更。
- (32) 第 33 条の 2 を新設。
- (33) 第 4 章第 3 節を第 6 章に変更。
- (34) 第 34 条第 1 項本文及び同項第 1 号及び第 2 号を変更し、第 3 号から第 5 号を新設し、第 2 項及び第 3 項を変更し、第 4 項を新設。
- (35) 第 35 条の見出しを変更し、第 1 項を変更し、第 2 項及び第 3 項を削る。
- (36) 第 36 条の見出し及び本文を変更。
- (37) 第 37 条第 4 号を変更し、第 5 号から第 7 号を新設。
- (38) 第 38 条第 1 項を変更し、第 2 項を新設。
- (39) 第 4 章第 4 節を第 7 章に変更。
- (40) 第 39 条第 1 項を変更し、第 2 項を変更のうえ第 3 項とし、第 2 項を新設。
- (41) 第 40 条第 1 項及び第 3 項を変更。
- (42) 第 41 条第 3 項を第 4 項とし、第 3 項を新設。
- (43) 第 5 章を第 8 章とし、章名を変更。
- (44) 第 42 条の 2 を新設。
- (45) 第 43 条の見出しを変更し、第 1 項を変更し、第 2 項を新設。
- (46) 第 44 条を削除。
- (47) 第 45 条第 1 項を変更し、第 2 項を新設。
- (48) 第 46 条を変更。
- (49) 第 47 条を削除。
- (50) 第 6 章を第 9 章に変更。
- (51) 第 49 条第 1 項を変更。
- (52) 第 50 条を変更。
- (53) 第 51 条の見出しを変更し、第 1 項を変更し、第 2 項を新設。
- (54) 第 10 章及び第 51 条の 2 を新設。
- (55) 第 7 章を第 11 章に変更。

附 則（平 24. 12. 12 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（平成 24 年 12 月 12 日）を経て平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

（注）変更条項は次のとおりである。

- (1) 第 2 条の 2 を新設。
- (2) 第 4 条第 1 項第 1 号を変更。
- (3) 第 14 条第 1 項を変更。
- (4) 第 14 条の 2 第 1 項を変更。
- (5) 第 17 条第 1 号を変更。
- (6) 第 36 条の見出しを変更。

附 則（平 25. 3. 26 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（平成 25 年 3 月 26 日）を経て平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（注）変更条項は第 2 条の 2 第 3 号。

附 則（平 25. 6. 12 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（平成 25 年 6 月 12 日）を経て平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

（注）変更条項は第 2 条の 2 第 3 号。

附 則（平 26. 6. 18 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（平成 26 年 6 月 18 日）を経て平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

（注）変更条項は第 20 条の 2 を新設。

附 則（平 29. 3. 28 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（平成 29 年 3 月 28 日）を経て平成 29 年 6 月 23 日から施行する。

（注）変更条項は次のとおりである。

- （1） 第 12 条第 3 項を変更。
- （2） 第 18 条第 1 項第 2 号を変更し、第 3 号を第 9 号とし、第 3 号から第 8 号までを新設し、第 2 項を削る。
- （3） 第 19 条第 1 項を変更し、第 2 項及び第 3 項を第 7 項及び第 8 項とし、第 2 項から第 6 項までを新設し、第 9 項及び第 10 項を新設。
- （4） 第 22 条第 1 項を変更。
- （5） 第 25 条第 2 項第 1 号を変更。
- （6） 第 31 条第 1 項から第 4 項まで及び第 6 項を変更。
- （7） 第 7 章の章名を変更。
- （8） 第 7 章の 2 を新設。
- （9） 第 41 条の 2 を新設。

附 則（2020. 3. 30 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（2020 年 3 月 30 日）を経て 2020 年 4 月 1 日から施行する。

（注）変更条項は次のとおりである。

- （1） 第 2 条の 2 第 2 号及び第 4 号を変更。
- （2） 第 10 条第 1 項及び第 3 項を変更。

附 則（2020. 6. 19 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（2020 年 6 月 19 日）を経て 2020 年 7 月 1 日から施行する。

（注）変更条項は次のとおりである。

- （1） 第 2 条の 2 第 2 号及び第 4 号を変更。
- （2） 第 18 条第 1 項を変更。

